パブリックコメント用

# 北杜市
# 公共施設等総合管理計画【改訂】
# （素案）

平成 29 年 3 月（策定）
令和　年　月（改訂）

山梨県北杜市

# はじめに

全国の自治体では「平成の大合併」以前、小中学校や行政庁舎等の基礎的な行政サービスを提供するための施設を始め、生活の質の向上を目的とする文化・スポーツ施設、地域活性化を目的とする観光や農林業施設等、あらゆる用途の施設を自治体ごとに整備する取組が進められてきました。また、これらの施設には、将来における少子高齢化や利用需要の変化を想定することなく、地域おこしや地域間競争等の観点から、各自治体が競って建設したものも数多く含まれています。

本市においては、8 町村の合併により誕生したこともあり、市民 1 人当たりの施設面積では山梨県内の市平均の 2 倍以上の面積を有しており、多くの類似施設を抱えている現状にあります。なお、比較的新しい施設を多く有してはいるものの、施設によっては老朽化等の課題が顕在化しています。

また、急激な人口減少と少子高齢化の進行に伴う市税等の収入や普通交付税の減少、さらに、合併に伴う特例措置が終了したことによる普通交付税の増加額が削減されるなど、厳しい財政状況を踏まえると、今後、総じて老朽化が進行し、大規模な修繕や更新が見込まれる多数の公共施設等について、何ら対策を講ずることなく現状を維持していくことは極めて困難であり、最適配置に向けての取組と計画的な保全の推進が避けては通れない状況となっています。

国においては、平成 24 年 12 月の中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故の発生をきっかけに、インフラの老朽化が急速に進展する状況を踏まえ、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」を定めるとともに、平成 26 年 4 月に地方公共団体が保有する全ての公共施設等を対象に、総合的かつ計画的な管理を推進するための計画である「公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を策定するよう要請があり、総合管理計画策定に当たっての指針が示されました。また平成 30 年 2 月には、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として、「個別施設計画」を策定し、総合管理計画に個別施設計画の記載内容等を反映させるよう指針が改訂されるとともに、令和 3 年 1 月には、総合管理計画の見直しに当たっての留意点等に関する通知がありました。

このような状況の中、本市においては、平成 29 年 3 月に「北杜市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定し、公共施設マネジメントの取組を推進するとともに、保有する施設の分野に応じて、主に施設を所管する担当部署が中心となり、施設の更新・統廃合・長寿命化等の対策を定める個別施設計画の策定を進めてきました。

令和 3 年度で計画策定より 5 年間が経過し、取組の進捗に応じて計画の方針や目標に対する一定の評価が可能と判断できること、また各個別施設計画において、将来の方向性やそれに伴う費用等の具体的な見通しが明らかとなりつつあるとともに、改訂指針により、計画の不断の見直し・充実等が求められていること等を踏まえ、本市では、総合管理計画の見直し（改訂）を行うこととします。

なお、本計画に基づく公共施設等の更新・統廃合・長寿命化等の取組については、これまでと同様、地域や関係団体等との合意形成を図るとともに、必要な手続等を経た上で進めていくものとします。

# 目次


第1章　目的と背景 ..... 1
1.　目的 ..... 1
2.　背景 ..... 1
3.　本計画の位置付け ..... 2
4.　計画期間 ..... 3
5.　本計画の対象とする公共施設等の一覧 ..... 4
5.1.　公共施設 ..... 4
5.2.　インフラ ..... 5
6.　既に策定済みの個別施設計画（長寿命化計画） ..... 6
7.　過去に行った対策の概要 ..... 7
第2章　公共施設等の現況・人口、財政及び更新費用の見通し ..... 9
1.　公共施設等の現況 ..... 9
1.1.　公共施設 ..... 9
1.1.1.　公共施設の全体像 ..... 9
1.1.2.　施設保有量の推移 ..... 9
1.1.3.　公共施設の他団体との比較 ..... 11
1.1.4.　公共施設の築年別整備状況の推移 ..... 11
1.1.5.　地区別（旧8町村）の配置状況 ..... 12
1.2.　インフラ ..... 15
1.2.1.　インフラの全体像 ..... 15
（1）道路、橋りょう、トンネル ..... 15
（2）上下水道施設 ..... 16
1.2.2.　インフラの他団体との比較 ..... 17
（1）道路 ..... 17
（2）橋りょう ..... 18
（3）上水道 ..... 18
（4）下水道 ..... 19
1.2.3.　インフラの劣化状況等 ..... 19
（1）道路（路面） ..... 19
（2）橋りょう ..... 20
2.　人口の見通し ..... 21
2.1.　人口と世帯数の推移 ..... 21
2.2.　年齢階層別人口の推移 ..... 21
2.3.　年齢別人口構成の見通し ..... 22
2.4.　本市の人口ビジョンにおける将来人口の目標 ..... 22
2.5.　有形固定資産減価償却率の推移 ..... 23
3.　財政の見通し ..... 24
3.1.　歳入の推移 ..... 24
3.2.　歳出の推移 ..... 24
3.3.　公共施設等の整備のための歳出額の推移 ..... 25
3.4.　公共施設等の整備における今後の財政見通し ..... 26
4.　公共施設等の中長期的な経費の見込み等 ..... 27
4.1.　既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の費用の見込み（自然体費用） ..... 27
（1）公共施設 ..... 27
①　試算条件 ..... 27
②　試算結果 ..... 28
（2）道路 ..... 29
①　試算条件 ..... 29
②　試算結果 ..... 29
（3）橋りょう ..... 29
①　試算条件 ..... 29
②　試算結果 ..... 30
（4）上水道 ..... 30
①　試算条件 ..... 30
②　試算結果 ..... 31
（5）下水道（公共下水道・農業集落排水） ..... 32
①　試算条件 ..... 32
②　試算結果 ..... 32
4.2.　個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費の見込み（対策後費用） ..... 33
（1）公共施設 ..... 33

(2) 道路・橋りょう ..... 34
① 道路 ..... 34
② 橋りょう ..... 34
(3) 上水道 ..... 35
(4) 下水道（公共下水道・農業集落排水） ..... 35
4.3. 公共施設等の更新に係る中長期的な経費の見込み（対策の効果額） ..... 36
(1) 公共施設 ..... 36
(2) インフラ ..... 36
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針 ..... 38
1. 現状や課題に対する基本認識 ..... 38
1.1. 3つの課題 ..... 38
1.2. 課題に関する基本認識 ..... 38
① 施設の老朽化の進行 ..... 38
② 人口減少や人口構成の変化に伴うニーズの変化 ..... 38
③ 財政的制約の強まり ..... 39
1.3. 計画の数値目標 ..... 40
(1) 公共施設 ..... 40
① 進捗状況 ..... 40
② 数値目標の見直しに向けた考え方 ..... 42
③ 数値目標の見直し ..... 45
(2) インフラ ..... 48
2. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策 ..... 49
2.1. 取組体制の構築 ..... 49
2.2. 情報管理 ..... 49
2.3. 共有方策 ..... 49
2.4. 職員の意識改革 ..... 49
3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方 ..... 50
3.1. 点検・診断の実施方針 ..... 51
3.2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針 ..... 51
3.3. 安全確保の実施方針 ..... 51
3.4. 耐震化の実施方針 ..... 52
3.5. 長寿命化の実施方針 ..... 52
3.6. ユニバーサルデザイン化の推進方針 ..... 52
3.7. 統合や廃止の推進方針 ..... 52
3.8. 市民との協働の推進 ..... 54
3.9. 必要な公共サービスの再構築 ..... 54
3.10. フォローアップの実施方針 ..... 55
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針 ..... 56
1. 公共施設 ..... 57
1.1. 施設類型ごとの方針 ..... 57
1.1.1. 行政系施設 ..... 57
1.1.2. 市民文化系施設 ..... 58
1.1.3. 社会教育系施設 ..... 59
1.1.4. スポーツ施設 ..... 59
1.1.5. 産業系施設 ..... 60
1.1.6. 子育て支援施設 ..... 62
1.1.7. 学校教育施設 ..... 63
1.1.8. 保健・福祉施設 ..... 64
1.1.9. 医療施設 ..... 65
1.1.10. 市営住宅 ..... 65
1.1.11. 供給処理施設 ..... 65
1.1.12. その他 ..... 66
1.1.13. 普通財産 ..... 66
2. インフラ ..... 67
2.1. 道路 ..... 68
2.2. 橋りょう ..... 68
2.3. トンネル ..... 68
2.4. 上水道 ..... 69
2.5. 下水道 ..... 69
巻末 対象施設一覧（公共施設） ..... 70

# 第１章　目的と背景

## 1.　目的

本計画は、平成 26 年 4 月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（以下「総務省指針」という。）を受けて、平成 25 年度に策定した「北杜市公共施設マネジメント白書」（以下「白書」という。）で指摘された課題の解決に向けた今後の取組に対する基本的な考え方を示すものとして、インフラを含む全ての公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的に、平成 29 年 3 月に策定しました。

その後、総務省より、平成 30 年 2 月に、個別施設ごとの具体の対応方針を定める計画として「個別施設計画」を策定し、総合管理計画に個別施設計画の記載内容等を反映させるよう指針の改訂が示されるとともに、令和 3 年 1 月には、総合管理計画の見直しに当たっての留意事項に関する通知があったことを受け、本計画を改訂するものです。

## 2.　背景

平成 29 年 3 月における本計画策定の背景として、本市が行ってきたこれまでの取組と、平成 26 年 4 月に示された総務省指針とが挙げられます。

本市が作成した白書では、人口減少・少子高齢化や大変厳しい財政見通しの中、合併前に旧町村が整備した多様かつ多数の公共施設等を抱え、今後の課題として「公共施設に係るコストの削減」、「公共施設で提供するサービスの抜本的な再編」、「まだ新しい建物の適正管理、有効活用」の 3 点を指摘しています。

また総務省指針によると、「公共施設等の管理」、「まちづくり」、「国土強靭化」を推進するため、道路や橋りょうといったインフラ資産を含む全ての公共施設等を対象に、現状分析を踏まえ、今後の公共施設等の管理に関する基本的な方針を記載することが求められています。

加えて、総務省の改訂指針では、総合管理計画の策定後も、点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させるなど、総合管理計画の不断の見直しと更なる充実を図ることが求められています。

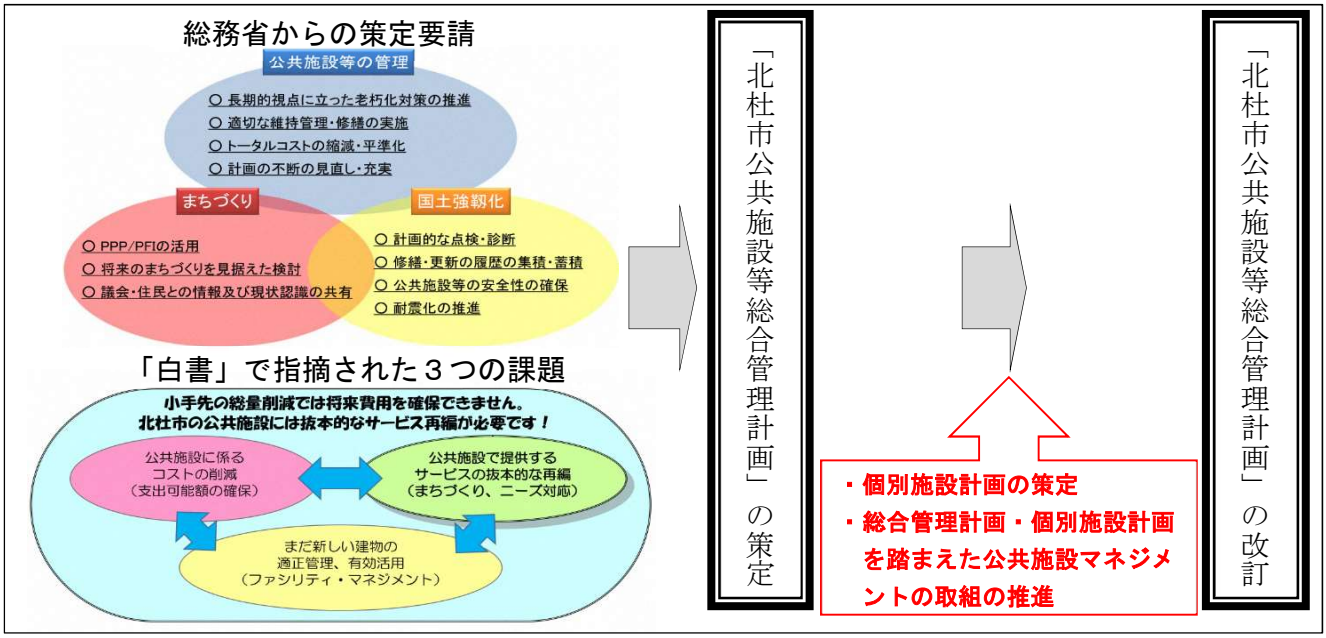


図１－１　策定の背景と目的

## 3.　本計画の位置付け

本計画は、市の最上位計画である「北杜市総合計画」及び「北杜市新・行政改革大綱」を公共施設等の適正管理（公共施設マネジメント）の観点から下支えする計画であり、施設の状況を踏まえつつ、本市の公共施設等の管理を総合的かつ計画的に進めていくための「基本方針」に位置付けられるものです。

本計画は、総務省の改訂指針や見直しの留意事項に基づき、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な考えを示すもので、記載すべき事項の内容を網羅するものとします。また、計画の対象は、本市が保有する庁舎や学校等の「公共施設」と、道路や橋りょうといった「インフラ」を含む全てとし、これらを「公共施設等」と呼ぶこととします。

なお、本計画は、改訂指針に求められる記載内容を充足することにより、国の定める「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画としても位置付けられます。

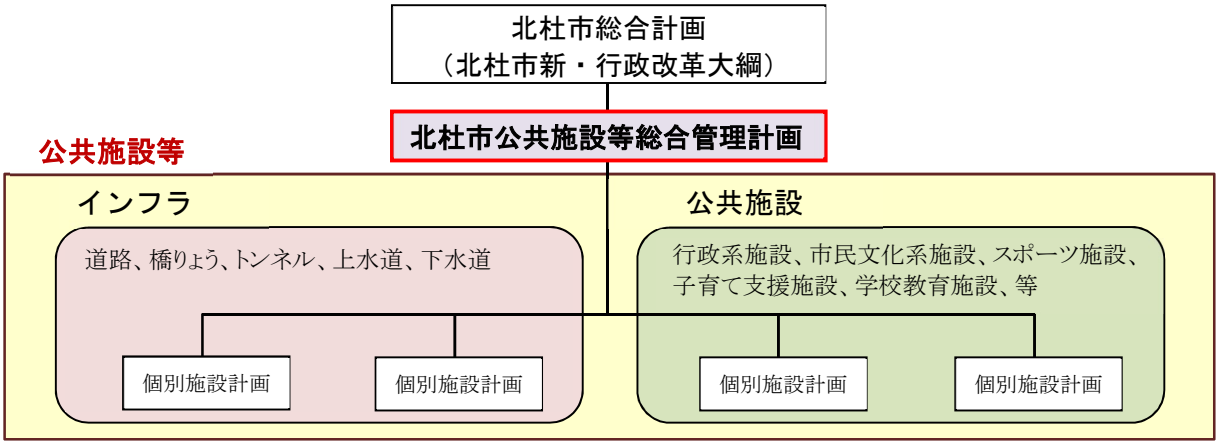


図１－２　本計画の位置付け

表１－１　改訂指針及び見直しの留意事項に示される記載すべき事項の内容

| | | |
|---|---|---|
| **1　必須事項** | | |
| **①　基本的事項** | | |
| | 1 計画策定年度及び改訂年度 | 5 過去に行った対策の実績 |
| | 2 計画期間 | 6 施設保有量の推移 |
| | 3 施設保有量 | 7 有形固定資産減価償却率の推移 |
| | 4 現状や課題に対する基本認識 | |
| **②　維持管理・更新等に係る経費** | | |
| | 1 現在要している維持管理経費 | 3 長寿命化対策を反映した場合の見込み |
| | 2 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み | 4 対策の効果額 |
| **③　公共施設等の管理に関する基本的な考え方** | | |
| | 1 点検・診断等の実施方針 | 6 ユニバーサルデザイン化の推進方針 |
| | 2 維持管理・更新等の実施方針 | 7 統合や廃止の推進方針 |
| | 3 安全確保の実施方針 | 8 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 |
| | 4 耐震化の実施方針 | 9 PDCAサイクルの推進方針 |
| | 5 長寿命化の実施方針 | |
| **2　記載が望ましい事項** | | |
| **①　数値目標** | | |
| | 1 計画期間における公共施設の数、延床面積に関する目標 | |
| | 2 トータルコストの縮減・平準化に関する目標 | |
| **②　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針** | | |
| **③　地方公会計（固定資産台帳）の活用** | | |
| **④　保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針** | | |
| **3　団体の状況に応じて記載する事項** | | |
| **①　広域連携** | | |
| **②　地方団体における各種計画、国管理施設との連携についての考え方** | | |

出典：公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について〔平成 30 年 2 月 27 日〕（総財務第 28 号）
令和 3 年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について〔令和 3 年 1 月 26 日〕（総財務第 6 号）

## 4. 計画期間

公共施設マネジメントの推進に当たっては、中長期的な視点が不可欠となります。

本計画策定時の計画期間は、公共施設の大規模改修の目安が一般的に築 30 年とされることを踏まえ、保有する全ての公共施設において大規模改修を実施するまでの総合的かつ計画的な管理が可能となる、平成 29 年度から令和 28 年度までの 30 年間を、本計画の計画期間としていました。

今回の改訂に当たり、計画の策定から 5 年間が経過し、施設総量に変化が生じていることに加え、令和 4 年度に公共施設を対象とする個別施設計画（適正配置計画及び長寿命化計画）の策定を見込んでいること、また上位計画である「第 3 次北杜市総合計画」の期首が令和 3 年度に見込まれること等を踏まえ、計画期間を令和 4 年度から令和 33 年度までの 30 年間に改めるものとします。

なお、計画期間内であっても、財政状況や社会情勢等の変化に対応するため、必要に応じて計画を随時見直すこととします。

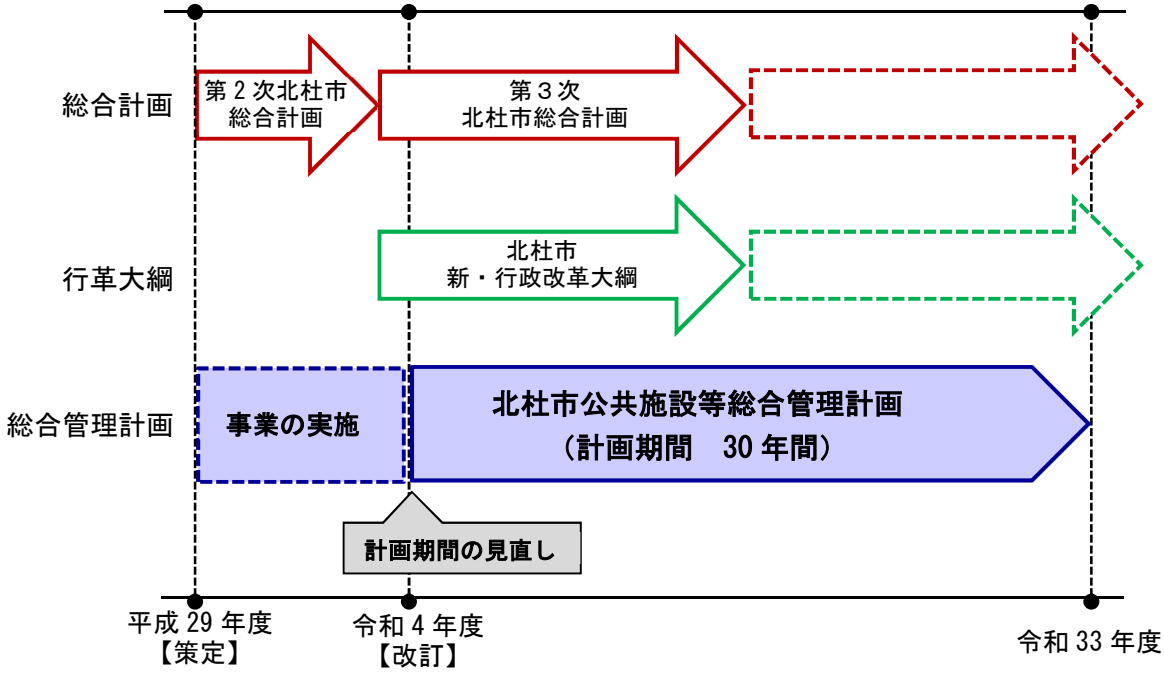


図 1 － 3　計画期間

## 5. 本計画の対象とする公共施設等の一覧

### 5.1. 公共施設

本計画では、令和 2 年度末時点で、本市が保有する公共施設を対象とします。
全施設の合計は、362 施設（408,125.91 ㎡）となっています。

表１－２　対象とする公共施設一覧

| No. | 大分類 | 中分類 | 数量 | | 構成割合(%) | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 施設数 | 延床面積(㎡) | 施設数 | 延床面積 |
| 1 | 行政系施設 | 庁舎等 | 10 | 21,920.95 | 2.8% | 5.4% |
| | | その他行政系施設 | 2 | 881.21 | 0.6% | 0.2% |
| 2 | 市民文化系施設 | 文化施設 | 3 | 8,233.99 | 0.8% | 2.0% |
| | | 集会施設 | 11 | 13,388.69 | 3.0% | 3.3% |
| 3 | 社会教育系施設 | 図書館 | 8 | 4,077.80 | 2.2% | 1.0% |
| | | 資料館等 | 13 | 9,050.46 | 3.6% | 2.2% |
| 4 | スポーツ施設 | プール | 1 | 726.60 | 0.3% | 0.2% |
| | | 体育館 | 9 | 17,951.93 | 2.5% | 4.4% |
| | | 弓道場 | 2 | 166.00 | 0.6% | 0.0% |
| | | 武道場 | 3 | 1,464.38 | 0.8% | 0.4% |
| | | 屋内ゲートボール場 | 9 | 5,553.40 | 2.5% | 1.4% |
| | | グラウンド・管理施設等 | 22 | 2,059.94 | 6.1% | 0.5% |
| 5 | 産業系施設 | 観光施設 | 31 | 20,872.79 | 8.6% | 5.1% |
| | | 農林施設 | 44 | 32,908.03 | 12.2% | 8.1% |
| | | 温泉施設 | 10 | 16,178.99 | 2.8% | 4.0% |
| 6 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 23 | 4,707.75 | 6.4% | 1.2% |
| | | 保育施設 | 15 | 15,221.45 | 4.1% | 3.7% |
| 7 | 学校教育施設 | 学校 | 20 | 102,376.61 | 5.5% | 25.1% |
| | | その他教育施設 | 6 | 3,318.55 | 1.7% | 0.8% |
| 8 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 15 | 9,809.96 | 4.1% | 2.4% |
| | | 障がい福祉施設 | 2 | 666.23 | 0.6% | 0.2% |
| | | 保健施設 | 1 | 898.62 | 0.3% | 0.2% |
| 9 | 医療施設 | 医療施設 | 4 | 18,561.20 | 1.1% | 4.5% |
| 10 | 市営住宅 | 市営住宅 | 51 | 87,364.60 | 14.1% | 21.4% |
| 11 | 供給処理施設 | 供給処理施設 | 1 | 1,531.12 | 0.3% | 0.4% |
| 12 | その他 | その他 | 46 | 8,234.66 | 12.7% | 2.0% |
| 総　数 | | | 362 | 408,125.91 | 100.0% | 100.0% |

※表中の数値は、四捨五入等の関係により、合計が一致しない場合がある。

## 5.2.インフラ

本市が管理するインフラは次表のとおりですが、河川は、主な整備主体は国及び都道府県であること、また、適切に維持管理すれば永久に使用でき、耐用年数は無限大[1]とされていることから、更新の概念がないものとして本計画の対象外とします。

なお、本計画で対象とするインフラの内訳は、道路は市道等、総延長 1,870.2km、橋りょう 631 橋、トンネル 7 か所のほか、上水道、下水道に関する諸施設となっています。

表１－３　対象とするインフラ一覧

| 分類 | | | 箇所数等 | 出典 |
|---|---|---|---|---|
| 道路 | | 市道 | 1,082,487.0m | 令和 2 年度北杜市道路台帳 |
| | | 農道 | 650,692.3m | 道路現況調書（令和 3 年 3 月時点） |
| | | 林道 | 137,027.8m | 林道路線一覧表（支所別）（平成 28 年 3 月時点） |
| | | 合計 | 1,870,207.1m | |
| 橋りょう | | | 631 橋 | ・北杜市橋梁長寿命化修繕計画（令和 2 年 3 月時点）<br>・道路現況調書（令和 3 年 3 月時点）<br>・個別施設計画一覧表（橋梁） |
| トンネル | | | 7 か所 | ・北杜市トンネル・カルバート長寿命化修繕計画（令和 2 年 3 月）<br>・個別施設計画一覧表（トンネル） |
| 上水道施設 | | 管路 | 1,516,977.3m | ・北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメント（平成 31 年 3 月） |
| | | 水源 | 81 か所 | ・北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメント（平成 31 年 3 月） |
| | | 配水池 | 114 か所 | ・北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメント（平成 31 年 3 月） |
| 下水道施設 | 特定環境保全公共下水道施設 | 管渠（管路） | 559,496.6m | ・北杜市公共下水処理施設維持管理計画（管路施設編）（平成 30 年 2 月） |
| | | 終末処理場 | 13 か所 | ・北杜市公共下水処理施設・管路施設維持管理計画（処理場編）（平成 30 年 2 月） |
| | | マンホールポンプ場 | 271 か所 | ・北杜市公共下水処理施設維持管理計画（管路施設編）（平成 30 年 2 月） |
| | 農業集落排水施設 | 管渠（管路） | 210,440.0m | ・農業集落排水施設最適整備構想（平成 26 年 3 月） |
| | | 処理場 | 26 か所 | ・農業集落排水施設最適整備構想（平成 26 年 3 月） |
| | | マンホールポンプ場 | 182 か所 | ・農業集落排水施設最適整備構想（平成 26 年 3 月） |
| | 特定地域生活排水処理施設 | 合併浄化槽（市町村設置型） | 105 基 | |
| | 合計 | 管渠（管路） | 769,936.6m | |
| | | 処理場 | 39 か所 | |
| | | マンホールポンプ場 | 453 か所 | |
| | | 合併浄化槽 | 105 基 | |

注）出典記載のないものは、ヒアリングによる成果。

[1] 出典：平成 17 年度国土交通白書

## 6. 既に策定済みの個別施設計画（長寿命化計画）

本市では、本計画の策定を踏まえ、施設分類ごとに個別施設計画の策定を進めてきました。

本計画の改訂に当たっては、個別施設計画に示される対策の内容や実施時期、対策費用等を踏まえるとともに、個別施設計画の記載内容が本計画の方針に則しているかどうかの評価を行います。

表１－４　個別施設計画一覧

| 会計 | 施設分類 | 計画名称 | 策定・改訂年月 | 計画期間 | 所管課 |
|---|---|---|---|---|---|
| 普通会計 | 公共施設 | 北杜市小学校施設中長期保全化計画 | 平成 29 年 3 月 | H29～R28 | 教育総務課 |
| | | 北杜市中学校中長期保全化計画 | 平成 30 年 10 月 | H31～R40 | 教育総務課 |
| | | 北杜市公営住宅総合活用計画・長寿命化計画 | 平成 28 年 6 月 | H28～R7 | 住宅課 |
| | | 北杜市立保育園整備計画 | 平成 29 年 12 月 | H29～R38 | 子育て応援課 |
| | 道路 | 北杜市舗装長寿命化修繕計画（その1） | 平成 25 年 10 月 | H26～R15（ライフサイクルコストの算出期間） | 道路河川課 |
| | | 北杜市舗装長寿命化修繕計画（その2） | 平成 26 年 1 月 | | |
| | 橋りょう | 北杜市橋梁長寿命化修繕計画 | 令和 2 年 3 月 | R2～R61（年度別事業費の算出期間） | 道路河川課 |
| | | 北杜市農道橋個別施設計画 | 令和 3 年 3 月 | R4～R63（ライフサイクルコストの算出期間） | 農地整備課 |
| | | 北杜市林道施設個別施設計画（橋梁） | 令和 3 年 3 月 | R3～R7 | 林政課 |
| | トンネル | 北杜市トンネル・カルバート長寿命化修繕計画 | 令和 2 年 3 月 | R2～R6 | 道路河川課 |
| | | 北杜市林道施設個別施設計画（トンネル） | 令和 3 年 3 月 | R3～R7 | 林政課 |
| 公営企業会計 | 上水道 | 北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメント | 平成 31 年 3 月 | R1～R51（年度別事業費の算出期間） | 上下水道施設課 |
| | 下水道 | 北杜市公共下水道処理施設・管路施設維持管理計画 | 平成 30 年 2 月 | R1～R50（年度別事業費の算出期間） | 上下水道施設課 |
| | | 北杜市農業集落排水施設最適整備構想 | 平成 26 年 3 月 | H26～R35（機能保全コストの算出期間） | 上下水道施設課 |

## 7. 過去に行った対策の概要

総務省の改訂指針においては、本計画の策定後も、公共施設等の点検・診断や個別施設計画に記載した対策の内容等を反映させることで、本計画の不断の見直しを実施し、計画内容の充実を図るとともに、それに基づく公共施設マネジメントの推進を図ることが求められています。

以下に、本計画策定後の平成 29 年度から令和 3 年度において実施した公共施設マネジメントの取組の概要を示します。

### ①公共施設マネジメント啓発

・公共施設マネジメントの必要性を啓発するため、市の取組や考え方を市民に伝えるための市民説明会や公共施設の今後のあり方について考えるワークショップ等の開催に取り組んでいます。

### ②安全確保のための取組

・従来どおりの法定点検に加え、公共施設を所管する市職員や施設管理者等が施設を適切に管理するために、「劣化状況調査手順書」を作成し、市職員及び施設管理者等自らによる、公共施設の日常点検や定期点検を実施しています。

・指定管理者制度の導入施設は、指定管理者による日常点検を実施することで、不具合箇所の早期発見に努めています。

### ③長寿命化のための取組

・施設の不具合や利用者の安全・安心の確保、機能の向上等を目的に、以下の施設について、大規模改修等を実施しています。

| 施設名称 | 工事内容 | 実施年度 |
|---|---|---|
| 高根総合支所 | 屋根・外壁防水改修工事 | 平成 29 年度 |
| 須玉農村総合交流ターミナル（須玉ふれあい館） | 空調設備改修工事 | 平成 30 年度 |
| 明野総合会館 | 多目的ホール改修工事 | 平成 30 年度 |
| 考古資料館 | 屋上防水工事 | 平成 30 年度 |
| 平田家住宅 | 重要文化財建造物保存修理工事 | 令和 2 年度<br>～令和 4 年度 |
| 須玉総合体育館 | 天井改修工事 | 平成 29 年度 |
| 長坂総合スポーツ公園（陸上競技場） | 陸上競技場改修工事 | 令和 2 年度 |
| しおかわ福寿の里 | 屋上防水改修工事、構内交換設備改修工事、照明工事 | 平成 30 年度<br>～令和 2 年度 |
| 塩川病院 | 構内交換設備改修工事、照明設備改修工事、非常電源設備改修工事、空調設備改修工事 | 令和元年度<br>～令和 3 年度 |
| 甲陽病院 | 空調設備熱源機器改良工事、蒸気ボイラー更新工事 | 令和元年度 |
| 下笹尾団地 | 改修工事 | 平成 29 年度<br>～令和元年度 |
| 武川団地 | 改修工事 | 平成 30 年度<br>～令和 2 年度 |
| サンコーポラス長坂団地 | 改修工事 | 平成 30 年度 |
| 北の杜聖苑 | 改修工事（建築主体・機械設備工事） | 平成 29 年度 |

### ④統合や廃止の取組

| | |
|---|---|
| 統合 | 【子育て支援施設（保育施設）】<br>・小淵沢東保育園と小淵沢西保育園については、令和 4 年度に統合が予定されています。<br><br>【学校教育施設（小学校）】<br>・平成 27 年 5 月策定の高根地区小学校統合計画に基づき、平成 31 年 3 月に高根東小学校と高根北小学校、高根清里小学校の 3 校が統合し、新たな小学校（高根東小学校）が設立されました。新設校は高根東小学校の校舎を使用し、閉校となった高根北小学校及び高根清里小学校は、普通財産として民間企業への貸付を行っています。<br><br>【学校教育施設（中学校）】<br>・令和元年度より、北杜市立小中学校適正規模等審議会において、中学校の適正規模等の検討を行っています。令和 3 年度には審議会による答申の提出が予定されています。 |
| 廃止（解体） | 【スポーツ施設】<br>・小淵沢 B&G 海洋センターについて、令和 3 年度中の廃止・解体を予定しています。<br><br>【学校教育施設（その他教育施設）】<br>・武川学校給食センターについて、令和 2 年度に廃止・解体しています。<br><br>【市営住宅】<br>・以下の市営住宅について、老朽化が進行していたことから、安全の確保を目的に、住宅全体及び一部の住棟を廃止・解体しています。<br>富士見ヶ丘住宅、緑ヶ丘住宅、御所前団地、高根団地、箕輪団地、大林団地、東尾根団地、五町田団地、黒沢団地、新井団地、竹花 2 号団地、巾下団地<br><br>【橋りょう】<br>・近接して新設橋りょう（新横針橋）が供用されたことから、今後の利活用の見込まれない横針橋について、解体しています。 |
| 廃止（譲渡） | 【その他】<br>・小淵沢町久保農林水産物処理加工施設について、地元の共有財産管理組合に無償譲渡しています。 |

### ⑤協働の推進に向けた取組

・公共施設の効率的な管理や市民及び利用者へのサービス向上を図り、今ある施設の一層の活用を促進することを目的に、指定管理者制度を活用し、施設の管理や運営を行っています。令和 3 年度は、合計 93 施設が本制度を導入しています。
・ながさかリハビリセンターは、行政財産の貸付により、関連団体において障がい児通所支援サービスを提供しています。
・フィオーレ小渕沢・昆虫美術館は、従来の指定管理者制度による施設の管理運営をとりやめ、民間企業への貸付を行っています。
・平成 31 年 3 月の統合によって閉校となった旧高根北小学校は、貸付先の民間企業により、食育事業、都市農村交流等の拠点施設として活用されています。同じく平成 31 年 3 月に閉校となった高根清里小学校は、貸付先の NPO 法人によって、教室・校庭・体育館等の貸館事業が行われています。

# 第２章　公共施設等の現況・人口、財政及び更新費用の見通し

## 1.　公共施設等の現況

### 1.1. 公共施設

#### 1.1.1. 公共施設の全体像

本市の保有する公共施設は 362 施設あり、延床面積は 408,125.91 ㎡となっています。

延床面積の内訳によると、学校教育施設が全体の 25.9%を占め、次いで市営住宅の 21.4%、産業系施設の 17.1%の順に多くなっており、この 3 分類で全体の 6 割以上を占めています。

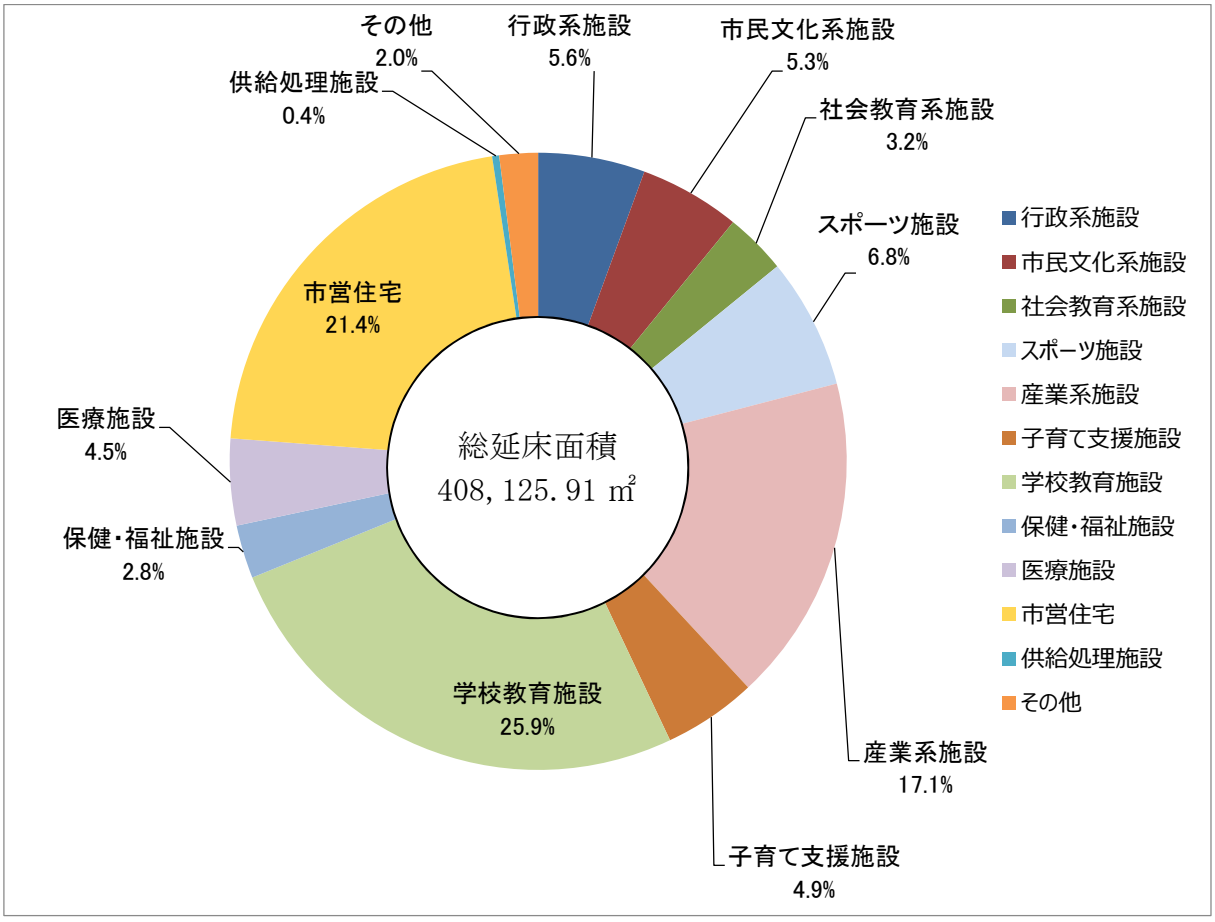


図２－１　公共施設の分類別延床面積

#### 1.1.2. 施設保有量の推移

本市の公共施設の延床面積は、408,125.91 ㎡で、本計画の策定時（平成 29 年 3 月）[2]に比べて 6,787.91 ㎡（1.6%）減少しています。

増減数の内訳をみると、学校教育施設が最も多く、縮減率は 6.2%となっていますが、これは、高根北小学校と高根清里小学校が統合により閉校し、普通財産に移行した（貸し付けを行った）ことが大きく影響しています。また、市営住宅についても、老朽化した一部住棟の除却を行ったことから、延床面積に変化が生じています。その他の分類については、一部施設の新築及び除却を行ったことなどを理由に、数値に若干の変化が生じています。

[2] 当初の総合管理計画では、公共施設の総量は、361 施設 506,211.69 ㎡と記載していました。しかし、これらの総量には、土地資産に分類される農園敷地や工作物施設に分類される四阿等が含まれていたことから、今回の改訂に際して、策定当時の延床面積についても、最新の固定資産台帳データ等に基づき、見直しを行っています。

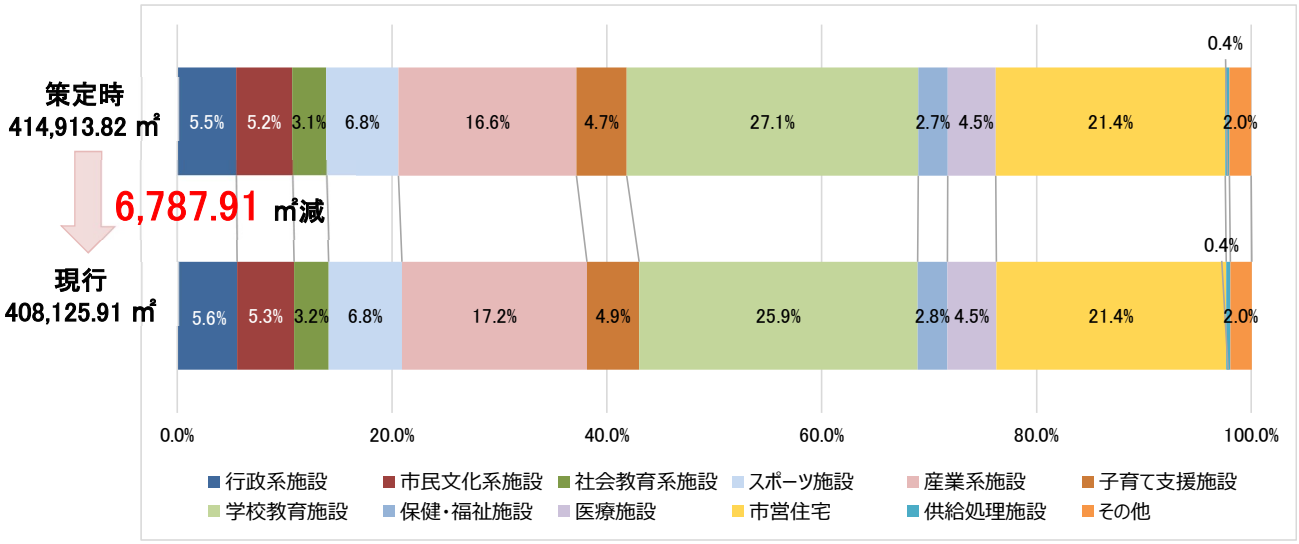


図２－２　類型別延床面積割合の状況（比較）

表２－１　類型別延床面積及び延床面積割合の状況（比較）

| 大分類 | 計画策定時<br>平成28年度 | | 計画改訂時<br>令和3年度 | | 増減数・率 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 延床面積(㎡) | 割合(%) | 延床面積(㎡) | 割合(%) | 延床面積(㎡) | 割合(%) |
| 行政系施設 | 22,802.16 | 5.5% | 22,802.16 | 5.6% | 0.00 | 0.0% |
| 市民文化系施設 | 21,622.68 | 5.2% | 21,622.68 | 5.3% | 0.00 | 0.0% |
| 社会教育系施設 | 13,046.14 | 3.1% | 13,128.26 | 3.2% | 82.12 | 0.6% |
| スポーツ施設 | 28,023.25 | 6.8% | 27,922.25 | 6.8% | -101.00 | -0.4% |
| 産業系施設 | 68,728.31 | 16.6% | 69,959.81 | 17.2% | 1,231.50 | 1.8% |
| 子育て支援施設 | 19,446.68 | 4.7% | 19,929.20 | 4.9% | 482.52 | 2.5% |
| 学校教育施設 | 112,624.16 | 27.1% | 105,695.16 | 25.9% | -6,929.00 | -6.2% |
| 保健・福祉施設 | 11,374.81 | 2.7% | 11,374.81 | 2.8% | 0.00 | 0.0% |
| 医療施設 | 18,561.20 | 4.5% | 18,561.20 | 4.5% | 0.00 | 0.0% |
| 市営住宅 | 88,722.48 | 21.4% | 87,364.60 | 21.4% | -1,357.88 | -1.5% |
| 供給処理施設 | 1,531.12 | 0.4% | 1,531.12 | 0.4% | 0.00 | 0.0% |
| その他 | 8,430.83 | 2.0% | 8,234.66 | 2.0% | -196.17 | -2.3% |
| 計 | 414,913.82 | 100.0% | 408,125.91 | 100.0% | -6,787.91 | -1.6% |

※表中の数値は、四捨五入等の関係により、合計が一致しない場合がある。

### 1.1.3. 公共施設の他団体との比較

本市が保有する公共施設の 1 人当たりの面積について、県内他市及び全国の団体のうち人口が同規模の合併を経験した市のデータと比較しました。

公共施設の比較は、地方公共団体の公共施設の現況を明らかにする「公共施設状況調」の調査結果をもとに行いました。その結果、本市の市民 1 人当たりの行政財産（建物）[3]の延床面積は 9.09 ㎡/人[4]であるのに対し、県内市平均値は 4.40 ㎡/人と、本市の方が約 2.1 倍多いことが分かります。

また、人口が同規模市（合併）との比較では、人口同規模市（合併）の平均値[5]が 5.78 ㎡/人となっており、これと比較してもなお本市は約 1.6 倍多い状況にあります。

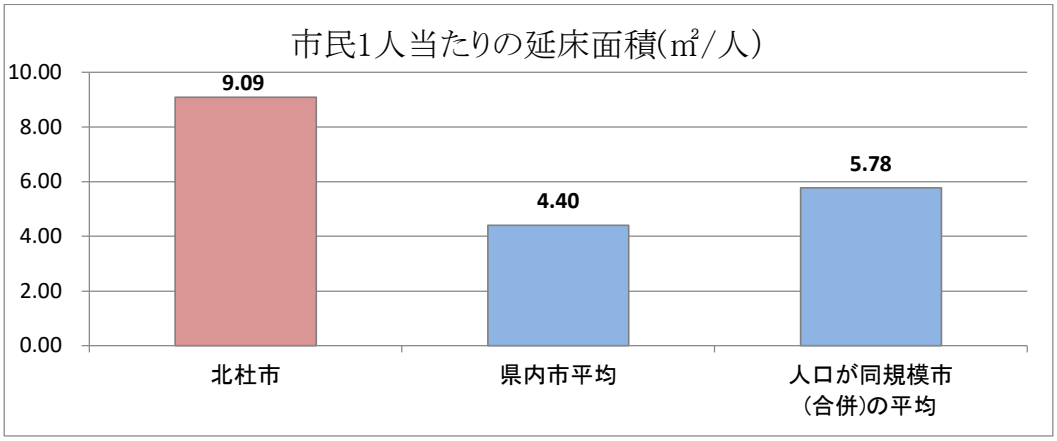


出典：平成 30 年度公共施設状況調経年比較表（総務省）及び各住民基本台帳における令和 2 年 1 月 1 日住民基本台帳より算出

図２－３　人口 1 人当たり行政財産(建物)延床面積の他団体との比較

### 1.1.4. 公共施設の築年別整備状況の推移

本市の公共施設の多くは、平成 8 年から合併直前の平成 16 年にかけて集中的に整備されており、他の多くの自治体が公共施設の老朽化に直面している中、合併当初は、比較的新しい建物を多く有していることが本市の特徴でした。

しかしながら、合併から 20 年近くが経過し、一般的に大規模改修の目安となる築 30 年以上経過した施設の延床面積の割合は、令和 3 年度末時点では 39.1%と全体の約 4 割に達しています。仮に令和 3 年度末時点の延床面積をそのまま保持した場合、これが 10 年後には 74.1%、20 年後には 94.3%と急速に増加することとなり、単純計算ではあるものの、計画期間内にはほぼ全ての建物について、大規模改修の実施が必要となることになります。

一方、昭和 56 年に定められた「新耐震基準」を境界とすると、この基準が適用される昭和 56 年 5 月以前（旧耐震基準）に建築された施設の延床面積は、85,554 ㎡、全体の 21.0%を占めていますが、本市では、学校教育施設等の規模が大きく利用者への影響が大きい建物を優先して耐震対策に取り組んでいることから、延床面積ベースで約 8 割の建物が耐震性能を有しています。

[3] 出典：「平成 30 年度公共施設状況調経年比較表（総務省）」の「市町村経年比較表」に記載の行政財産のうち，土地を除いた施設。行政財産とは，市が行政上の目的のために保有しているもので，一般的に「公共施設等」とは行政財産のことを示す。

[4] 人口は各住民基本台帳における令和 2 年 1 月 1 日時点の値。

[5] 全国の市のうち，北杜市と人口が同規模（4～5 万人未満）で，かつ，合併市の平均値。（平均値は北杜市を含む。）

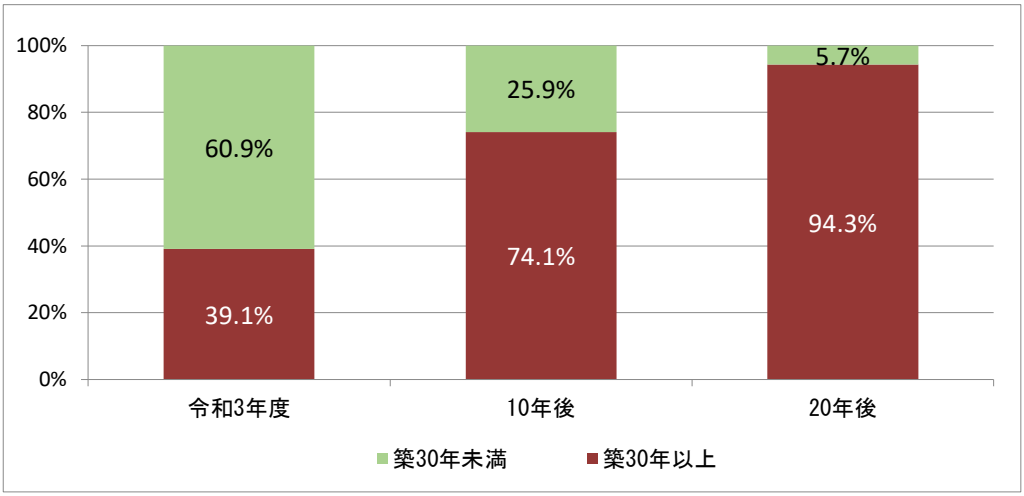


図２－４　公共施設の築年別延床面積の割合

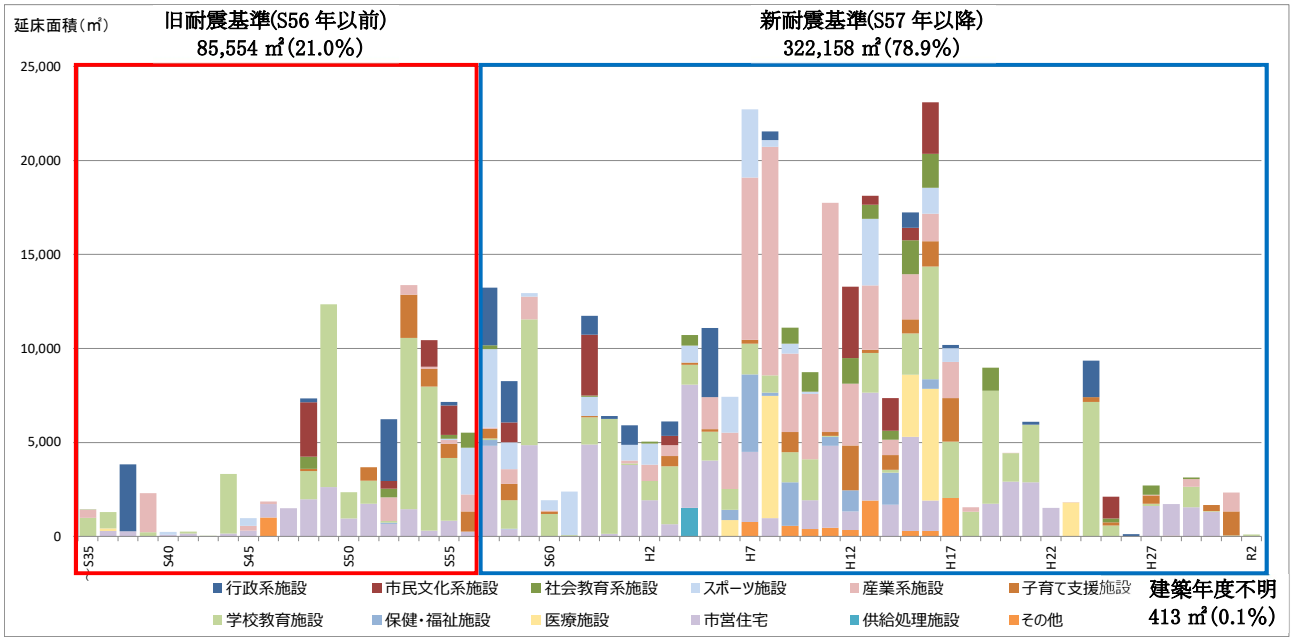


図２－５　公共施設の築年別整備状況（延床面積）

### 1.1.5. 地区別（旧 8 町村）の配置状況

地区別に整備される施設数や延床面積をみると、長坂町、須玉町、高根町、小淵沢町、大泉町、明野町、白州町、武川町の順となっています。これは、おおむね各地区の人口総数に対応した順となっていますが、須玉町については、北杜市役所を含む行政系施設が複数配置されていることに加え、市営住宅が全地区で最も多いことを受け、地区内人口１人当たりの延床面積が他の地区と比較して大きい傾向を示しています。

施設分類別に各地区の施設の配置状況をみると、集会施設、幼児・児童施設、保育施設、学校など、主に地域住民の利用を想定する施設が多い傾向にある一方で、図書館、資料館、体育館など、本来は全市域に１か所程度の配置が一般的である施設が複数配置されているような状況が見受けられます。

また本市は、特性である豊かな自然を活かした産業系施設を数多く保有していますが、これらは全ての地区におおむね万遍なく配置されています。

表２－２　地区別所有状況（施設数、延床面積）1/2

| No. | 大分類 | 中分類 | 全市総数 | | 明野町 | | 須玉町 | | 高根町 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 46,463人 | | 4,471人 | | 5,703人 | | 9,307人 | |
| | | | 施設数 | 延床面積（㎡） | 施設数 | 延床面積（㎡） | 施設数 | 延床面積（㎡） | 施設数 | 延床面積（㎡） |
| 1 | 行政系施設 | 庁舎等 | **10** | **21,920.95** | 1 | 3,208.59 | 3 | 9,846.48 | 1 | 3,106.81 |
| | | その他行政系施設 | **2** | **881.21** | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 459.98 |
| 2 | 市民文化系施設 | 文化施設 | **3** | **8,233.99** | 0 | 0.00 | 1 | 3,790.00 | 1 | 1,719.00 |
| | | 集会施設 | **11** | **13,388.69** | 1 | 1,741.01 | 2 | 974.47 | 1 | 1,445.15 |
| 3 | 社会教育系施設 | 図書館 | **8** | **4,077.80** | 1 | 59.00 | 1 | 1,018.00 | 1 | 750.00 |
| | | 資料館等 | **13** | **9,050.46** | 2 | 2,076.12 | 1 | 481.33 | 1 | 354.32 |
| 4 | スポーツ施設 | プール | **1** | **726.60** | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 体育館 | **9** | **17,951.93** | 1 | 1,383.00 | 1 | 2,210.06 | 1 | 3,546.40 |
| | | 弓道場 | **2** | **166.00** | 1 | 58.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 武道場 | **3** | **1,464.38** | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 407.50 |
| | | 屋内ゲートボール場 | **9** | **5,553.40** | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 546.00 |
| | | グラウンド・管理施設等 | **22** | **2,059.94** | 1 | 0.00 | 4 | 190.49 | 3 | 196.90 |
| 5 | 産業系施設 | 観光施設 | **30** | **20,365.79** | 2 | 1,837.00 | 3 | 2,543.28 | 2 | 175.00 |
| | | 農林施設 | **44** | **32,908.03** | 4 | 6,399.91 | 6 | 3,686.73 | 13 | 13,863.43 |
| | | 温泉施設 | **10** | **16,178.99** | 1 | 2,597.00 | 2 | 3,890.00 | 1 | 1,669.00 |
| 6 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | **23** | **4,707.75** | 2 | 222.00 | 2 | 224.58 | 5 | 919.83 |
| | | 保育施設 | **15** | **15,221.45** | 1 | 825.69 | 1 | 2,179.62 | 4 | 3,061.02 |
| 7 | 学校教育施設 | 学校 | **20** | **102,376.61** | 2 | 10,742.00 | 2 | 12,555.00 | 3 | 15,949.00 |
| | | その他教育施設 | **6** | **3,318.55** | 0 | 0.00 | 1 | 1,479.55 | 2 | 471.00 |
| 8 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | **15** | **9,809.96** | 2 | 387.30 | 3 | 4,217.28 | 1 | 1,540.50 |
| | | 障がい福祉施設 | **2** | **666.23** | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 保健施設 | **1** | **898.62** | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 898.62 |
| 9 | 医療施設 | 医療施設 | **4** | **18,561.20** | 1 | 508.53 | 1 | 8,743.94 | 0 | 0.00 |
| 10 | 市営住宅 | 市営住宅 | **51** | **87,364.60** | 3 | 2,211.10 | 9 | 19,219.79 | 12 | 18,617.90 |
| 11 | 供給処理施設 | 供給処理施設 | **1** | **1,531.12** | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 12 | その他 | その他 | **46** | **8,234.66** | 0 | 0.00 | 8 | 1,898.13 | 3 | 2,051.84 |
| **合計（㎡）** | | | **361** | **407,618.91** | 26 | 34,256.25 | 51 | 79,148.73 | 59 | 71,749.20 |
| **地区内人口1人当たりの延床面積（㎡/人）** | | | | 8.8 | | 7.7 | | 13.9 | | 7.7 |

表２－２　地区別所有状況（施設数、延床面積）2/2

| No. | 大分類 | 中分類 | 長坂町 | | 大泉町 | | 小淵沢町 | | 白州町 | | 武川町 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 9,061人 | | 5,347人 | | 5,885人 | | 3,672人 | | 3,017人 | |
| | | | 施設数 | 延床面積（㎡） | 施設数 | 延床面積（㎡） | 施設数 | 延床面積（㎡） | 施設数 | 延床面積（㎡） | 施設数 | 延床面積（㎡） |
| 1 | 行政系施設 | 庁舎等 | 1 | 3,282.13 | 1 | 306.35 | 1 | 200.00 | 1 | 831.65 | 1 | 1,138.94 |
| | | その他行政系施設 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 421.23 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 2 | 市民文化系施設 | 文化施設 | 1 | 2,724.99 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 集会施設 | 1 | 1,055.75 | 2 | 2,199.22 | 1 | 2,895.32 | 2 | 1,911.88 | 1 | 1,165.89 |
| 3 | 社会教育系施設 | 図書館 | 1 | 430.00 | 1 | 1,029.00 | 1 | 369.00 | 1 | 230.00 | 1 | 192.80 |
| | | 資料館等 | 2 | 3,364.53 | 3 | 1,369.10 | 2 | 995.92 | 1 | 208.50 | 1 | 200.64 |
| 4 | スポーツ施設 | プール | 0 | 0.00 | 1 | 726.60 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 体育館 | 1 | 2,399.27 | 1 | 1,822.00 | 2 | 1,708.20 | 1 | 3,635.00 | 1 | 1,248.00 |
| | | 弓道場 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 108.00 |
| | | 武道場 | 1 | 546.88 | 1 | 510.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 屋内ゲートボール場 | 2 | 1,580.00 | 2 | 1,063.00 | 2 | 1,177.40 | 1 | 533.00 | 1 | 654.00 |
| | | グラウンド・管理施設等 | 5 | 817.15 | 1 | 118.40 | 2 | 267.00 | 4 | 372.00 | 2 | 98.00 |
| 5 | 産業系施設 | 観光施設 | 4 | 1,781.54 | 5 | 3,965.28 | 6 | 6,168.52 | 5 | 3,499.39 | 3 | 395.78 |
| | | 農林施設 | 0 | 0.00 | 4 | 614.00 | 5 | 3,524.38 | 3 | 1,355.61 | 9 | 3,463.97 |
| | | 温泉施設 | 0 | 0.00 | 2 | 2,411.99 | 1 | 1,210.00 | 2 | 2,741.00 | 1 | 1,660.00 |
| 6 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 4 | 1,310.85 | 3 | 816.51 | 3 | 891.83 | 1 | 142.80 | 3 | 179.35 |
| | | 保育施設 | 4 | 4,481.67 | 1 | 1,278.52 | 2 | 1,231.41 | 1 | 1,063.92 | 1 | 1,099.60 |
| 7 | 学校教育施設 | 学校 | 5 | 24,946.61 | 2 | 9,743.00 | 2 | 11,249.00 | 2 | 8,985.00 | 2 | 8,207.00 |
| | | その他教育施設 | 1 | 781.00 | 1 | 303.00 | 1 | 284.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 8 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 2 | 412.86 | 2 | 1,182.25 | 2 | 726.83 | 0 | 0.00 | 3 | 1,342.94 |
| | | 障がい福祉施設 | 2 | 666.23 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| | | 保健施設 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 9 | 医療施設 | 医療施設 | 1 | 8,319.64 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 1 | 989.09 | 0 | 0.00 |
| 10 | 市営住宅 | 市営住宅 | 6 | 17,044.63 | 6 | 8,779.83 | 5 | 10,314.64 | 5 | 3,554.98 | 5 | 7,621.73 |
| 11 | 供給処理施設 | 供給処理施設 | 1 | 1,531.12 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 | 0 | 0.00 |
| 12 | その他 | その他 | 10 | 2,770.00 | 5 | 25.11 | 15 | 1,449.44 | 2 | 40.14 | 3 | 0.00 |
| **合計（㎡）** | | | 55 | 80,246.85 | 44 | 38,263.16 | 54 | 45,084.12 | 33 | 30,093.96 | 39 | 28,776.64 |
| **地区内人口1人当たりの延床面積（㎡/人）** | | | | 8.9 | | 7.2 | | 7.7 | | 8.2 | | 9.5 |

※1）人口は、住民基本台帳（令和３年４月１日時点）。
※2）青年小屋（産業系施設）（507.0 ㎡）は、長野県諏訪郡富士見町に立地するため、本表には含まない。

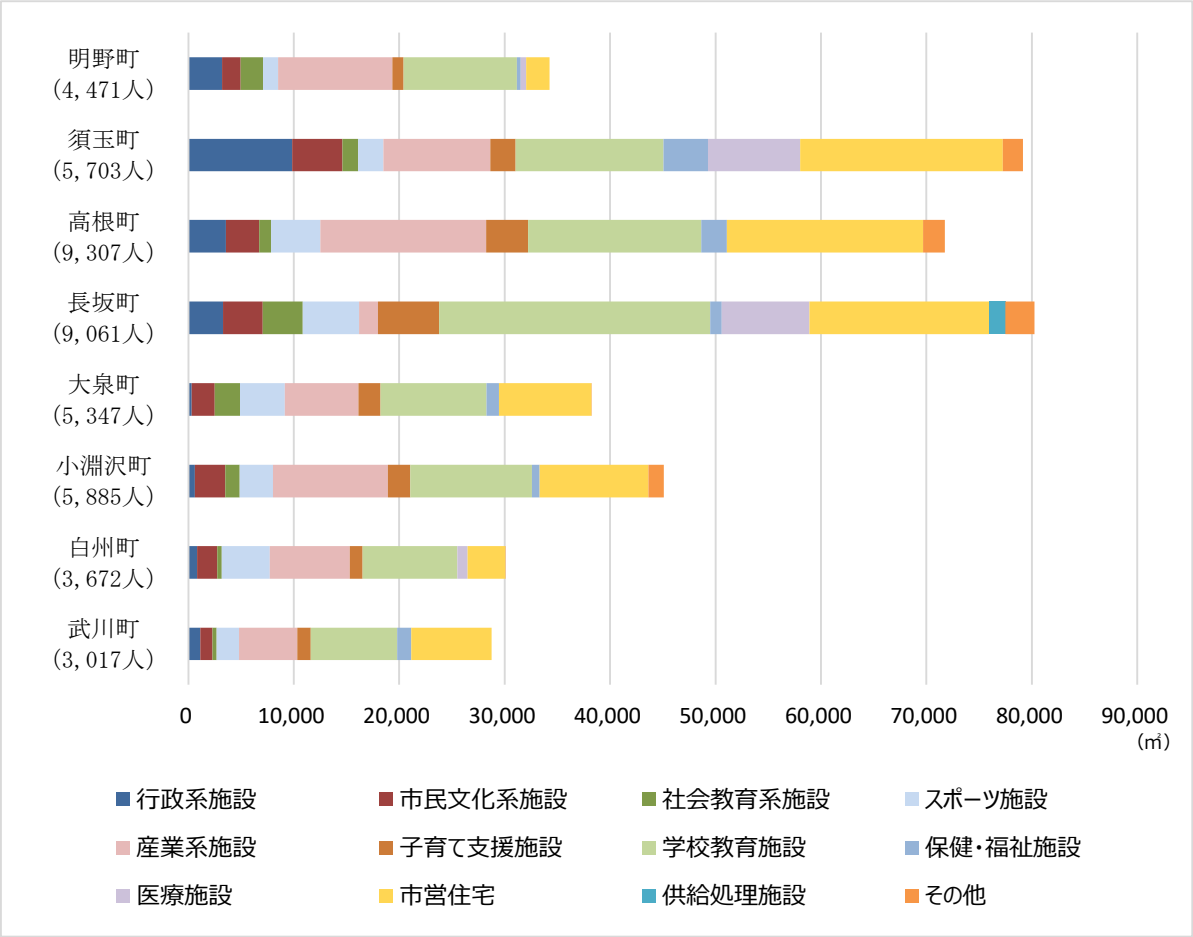


※人口は、住民基本台帳（令和３年４月１日時点）。

図２－６　施設類型別・地区別の保有状況

## 1.2. インフラ

### 1.2.1. インフラの全体像

**（1）道路、橋りょう、トンネル**

本市が管理する道路は、市道、農道、林道の 3 種類があり、総延長は 1,870.2km、その内訳は市道が 1,082.5km、農道が 650.7km、林道が 137.0km となっています。また、橋りょうは 631 橋、トンネルは 7 か所あります。

橋りょうは全 631 橋のうち、472 橋（全体の約 75%）が市道に設置され、トンネルは 7 か所のうち、6 か所が市道に設置されています。

表２－３　道路・橋りょう・トンネル一覧

| 道路種別 | | 実延長（m） | 橋りょう | | トンネル | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 個数 | 延長（m） | 個数 | 延長（m） | |
| 市道 | 市道 1 級 | 222,704.0 | 104 | 2,795.3 | 5 | 1,054.0 | |
| | 市道 2 級 | 115,650.0 | 60 | 907.1 | 0 | 0 | |
| | その他 | 744,133.0 | 308 | 3,922.4 | 1 | 1,117.0 | |
| | 計 | 1,082,487.0 | 472 | 7,624.8 | 6 | 2,171.0 | |
| 農道 | | 650,692.3 | 109 | 1,203.7 | 0 | 0 | |
| 林道 | | 137,027.8 | 50 | 822.3 | 1 | 101.4 | |
| 合計 | | 1,870,207.1 | 631 | 9150.8 | 7 | 1,218.4 | |

道路、橋りょう、トンネルの保有量の推移は、次のとおりです。

表２－４　施設保有量の比較（道路、橋りょう、トンネル）

| 種別 | | 策定時（平成 27 年度末時点） | 現行（令和 2 年度末時点） |
|---|---|---|---|
| 道路 | 市道 | 実延長　1,087,591.2m | 実延長　1,082.487.0m |
| | 農道 | 実延長　644,008.0m | 実延長　650,692.3m |
| | 林道 | 実延長　136,889.1m | 実延長　137,027.8m |
| 橋りょう | | 631 本 | 631 本 |
| トンネル | | 6 本 | 7 本 |

### (2) 上下水道施設

本市の上水道施設は、水源や地形的・地域的な要因等により複数の施設で構成されており、水源は 81 か所、配水池は 114 か所、管路の総延長は 1,517.0km となっています。

また、下水道事業としては 39 処理区で構成されており、処理場は 39 か所、マンホールポンプ場は 453 か所、管路の総延長は 769.9km となっています。

表２－５　上水道施設一覧

| 分類 | | 箇所数等 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 上水道施設 | 導水管 | 45,823.5m | |
| | 送水管 | 124,395.6m | |
| | 配水管 | 1,346,758.2m | |
| | 管路(計) | 1,516,977.3m | |
| | 水源 | 81 か所 | |
| | 配水池 | 114 か所 | |

表２－６　下水道施設一覧

| 分類 | | 箇所数等 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 特定環境保全公共下水道施設 | コンクリート管 | 3,260.3m | |
| | 陶管 | 74.8m | |
| | 塩ビ管 | 542,333.4m | |
| | 更生管 | 0m | |
| | その他 | 13,828.1m | |
| | 終末処理場 | 13 か所 | |
| | マンホールポンプ場 | 271 か所 | |
| 農業集落排水施設 | コンクリート管 | 3,560.0m | |
| | 陶管 | 810.0m | |
| | 塩ビ管 | 201,710.0m | |
| | 更生管 | 0m | |
| | その他 | 4,360.0m | |
| | 処理場 | 26 か所 | |
| | マンホールポンプ場 | 182 か所 | |
| 特定地域生活排水処理施設 | 合併浄化槽(市町村設置型) | 105 基 | |
| 下水道施設(3 施設合計) | 管路(計) | 769,936.6m | |
| | 処理場 | 39 か所 | |
| | マンホールポンプ場 | 453 か所 | |
| | 合併浄化槽 | 105 基 | |

上水道、下水道の保有量の推移は、次のとおりです。

表２－７　施設保有量の比較（上水道、下水道）

| | 種別 | | 策定時（平成 27 年度末時点） | 現行（令和 2 年度末時点） |
|---|---|---|---|---|
| 上水道 | 管路 | 導水管 | 60,833.0m | 45,823.5m |
| | | 送水管 | 83,568.0m | 124,395.6m |
| | | 配水管 | 894,124.0m | 1,346,758.2m |
| | 水源 | | 80 か所 | 81 か所 |
| | 配水池 | | 114 か所 | 114 か所 |
| 下水道 | 管路 | コンクリート管 | 6,920.0m | 6,820.3m |
| | | 陶管 | 860.0m | 884.8m |
| | | 塩ビ管 | 714,270.0m | 744,043.4m |
| | | 更生管 | 0m | 0m |
| | | その他 | 19,630.0m | 18,188.1m |
| | 処理場 | | 39 か所 | 39 か所 |
| | マンホールポンプ場 | | 449 か所 | 453 か所 |
| | 合併浄化槽 | | 99 基 | 105 基 |

### 1.2.2. インフラの他団体との比較

インフラは面積による単純比較が難しいことから、比較項目は、道路は行政面積当たりの道路密度[6]、橋りょうは老朽化率（橋長 15m以上かつ建設後 50 年以上経過した橋りょうの割合)、上水道は水道普及率、下水道は人口カバー率で比較しました。

#### (1) 道路

本市の道路について、行政面積当たりの道路密度を、県内他市及び全国の団体のうち人口が同規模の合併を経験した市のデータと比較しました。

その結果、本市の道路密度は 1.80km/km$^2$ であるのに対し、県内市平均値は 2.44km/km$^2$ と、3 割程度少ないことが分かります。

一方、全国の人口が同規模市（合併）の平均値 は 2.92km/km$^2$ と本市は 4 割程度少ない状況にあります。

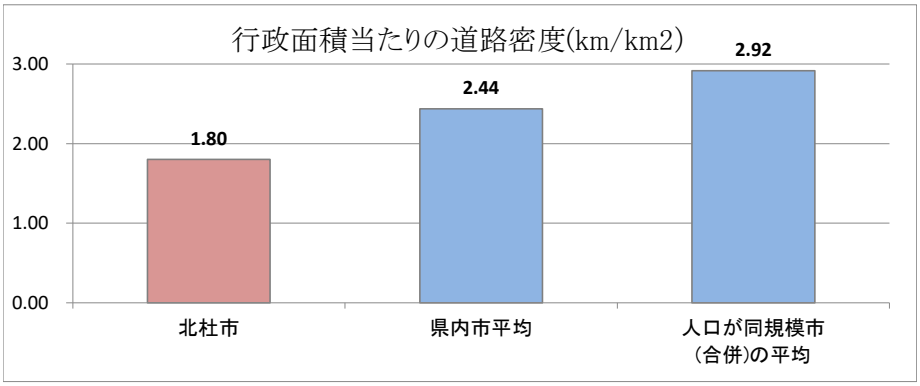


出典：全国都道府県市区町村別面積調〔令和 3 年 4 月 1 日時点〕（国土地理院）及び平成 30 年度公共施設状況調経年比較表（総務省）より算出

図２－７　道路密度(km/km2)の他団体との比較

6 行政面積当たりの道路密度とは，行政面積に対する道路延長の割合のこと。

### （2）橋りょう

本市の橋りょうについて、老朽化率[7]を、県内他市及び全国の団体のうち人口が同規模の合併を経験した市のデータと比較しました。

その結果、本市の橋りょうの老朽化率は 7.9%であり、県内市平均値（7.2%）との比較ではほぼ同程度ですが、全国の人口同規模市（合併）の平均値（11.0%）と比較すると、やや低いことが分かります。

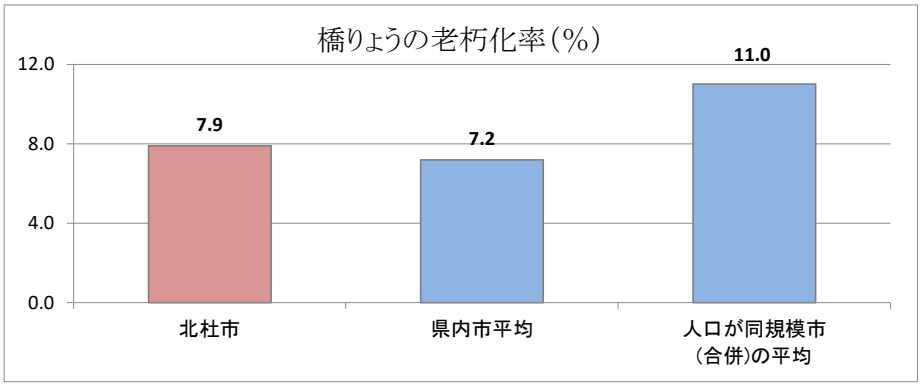


出典：全国地方公共団体の進捗一覧〔平成 25 年 4 月 1 日時点〕（国土交通省）より算出

図２－８　橋りょう老朽化率(%)の他団体との比較

### （3）上水道

本市の上水道について、水道普及率を、県内他市及び県内他市（合併）のデータと比較しました。

その結果、本市の水道普及率は 96.8%であり、県内市平均値（98.9%）及び県内市（合併）平均値（98.9%）との比較では、ほぼ同程度の普及率であることが分かります。

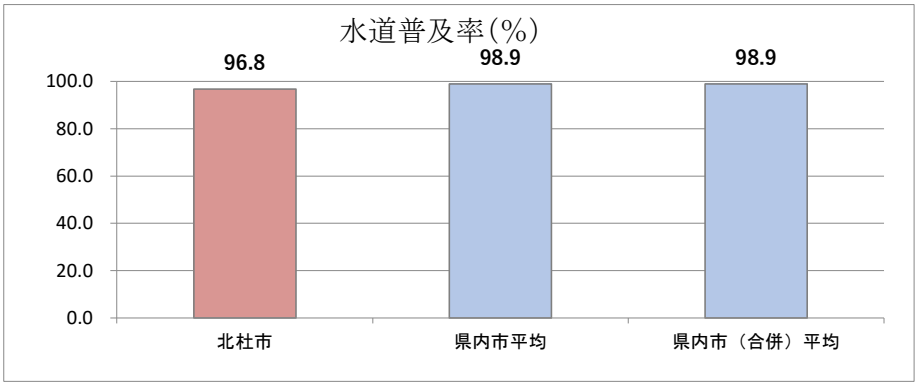


出典：令和元年度山梨県水道統計より算出

図２－９　水道普及率(%)の他団体との比較

7 「建設後 50 年以上」経過する橋りょうを「老朽化が進行している橋りょう」と定義し，老朽化率を「橋長 15m以上」の橋りょうに対し「橋長 15m以上かつ建設後 50 年以上」の橋りょうの割合として算出した。

### （4）下水道

本市の下水道について、人口カバー率[8]を、県内他市及び全国の団体のうち人口が同規模の合併を経験した市のデータと比較しました。

その結果、本市の下水道の人口カバー率は 98.3%であり、県内市平均値（83.8%）に比べ 14.5 ポイント高いことが分かります。

また、全国の人口同規模市（合併）の平均値が 79.5%であることと比較しても、本市の人口カバー率は約 15～19 ポイント高く、下水道の普及が他団体と比較して大きく進んでいる状況にあります。

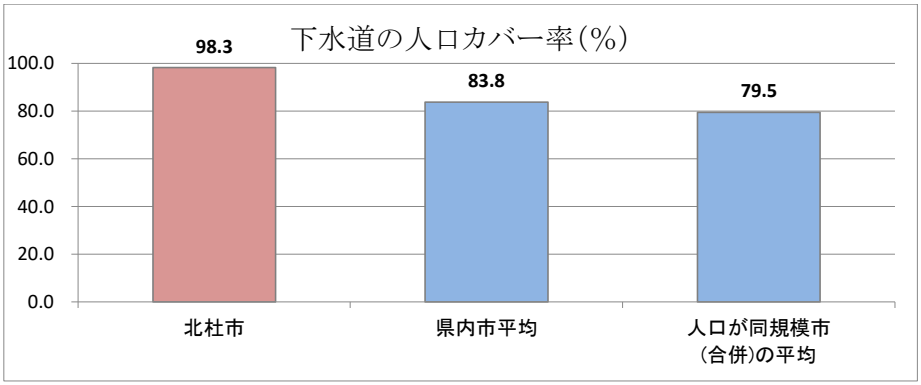


図２－１０　下水道人口カバー率(%)の他団体との比較

出典：平成 30 年度公共施設状況調経年比較表（総務省）より算出

## 1.2.3. インフラの劣化状況等

### （1）道路（路面）

「防災・安全社会資本整備総合交付金事業舗装長寿命化修繕計画（平成 25 年 10 月)」及び「舗装長寿命化修繕計画（その 2）（平成 26 年 1 月)」において舗装路面の破損状況調査を行いました。調査対象は、市内全域の 1 級市道のうち一部区間の 197.7km の区間となっています。

調査結果によると、「早急に修繕が必要」及び「修繕が必要」を合わせると、全体の約 2 割(22.8%)が修繕を必要としており、「修繕を行うことが望ましい」を含めると、全体の約 4 割（42.3%）が望ましい管理水準とはいえない結果になりました。

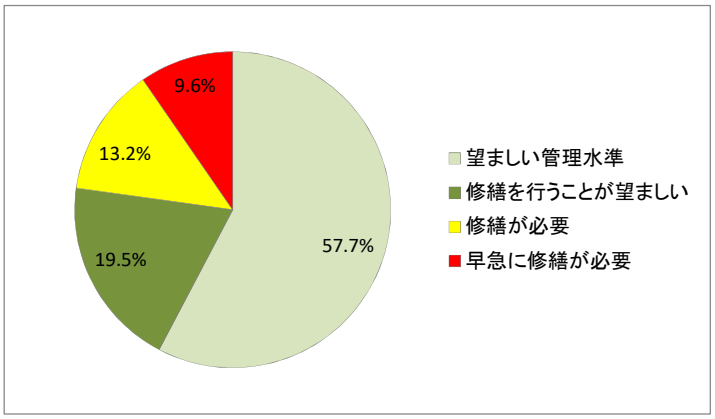


図２－１１　舗装路面の破損状況

出典：防災・安全社会資本整備総合交付金事業舗装長寿命化修繕計画〔平成 25 年 10 月〕及び舗装長寿命化修繕計画（その 2）〔平成 26 年 1 月〕

[8] 下水道の人口カバー率とは，市の人口に対する「公共下水道」、「農業集落施設」、「漁業集落排水施設」、「林業集落排水施設」、「簡易排水施設」、「小規模集合排水処理施設」の排水人口及び「コミュニティ・プラント処理人口」、「合併処理浄化槽人口」計の割合。下水道普及率の代替指標として使用。

### (2) 橋りょう

一般的に更新時期とされる建設後 60 年[9]以上を経過した橋りょうの割合は、本計画策定当時の平成 28 年度時点では全体の 7%にとどまっていましたが、令和 3 年時点は、9.9%となっています。

この割合は、時間の経過とともに増加し、10 年後には 23.5%に、更に 20 年後には 56.8%に急増すると見込まれます。

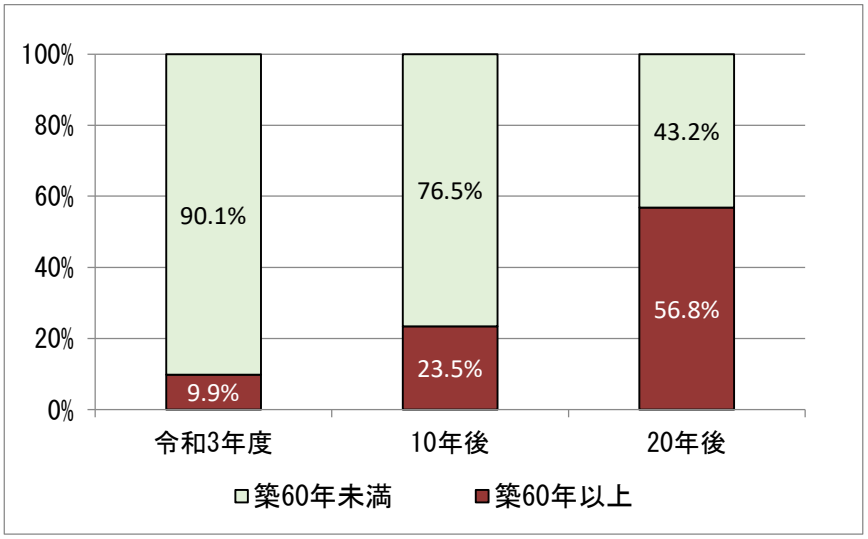


図２－１２　建設後 60 年以上を経過する橋りょうの割合

（市道上の 472 橋のうち建設年次が判明している 324[10]橋を対象）

9 出典：一般財団法人地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」における考え方による。

10 北杜市橋梁長寿命化修繕計画（令和２年３月）

## 2.　人口の見通し

### 2.1. 人口と世帯数の推移

本市の令和 3 年 4 月 1 日時点の人口は 46,463 人であり、推移は漸次減少傾向を示しています。本計画策定当初の平成 28 年（47,927 人）と比較すると、1,464 人の減少となっています。

一方、世帯数は増加傾向にあり、世帯規模の縮小が進行している状況にあります。

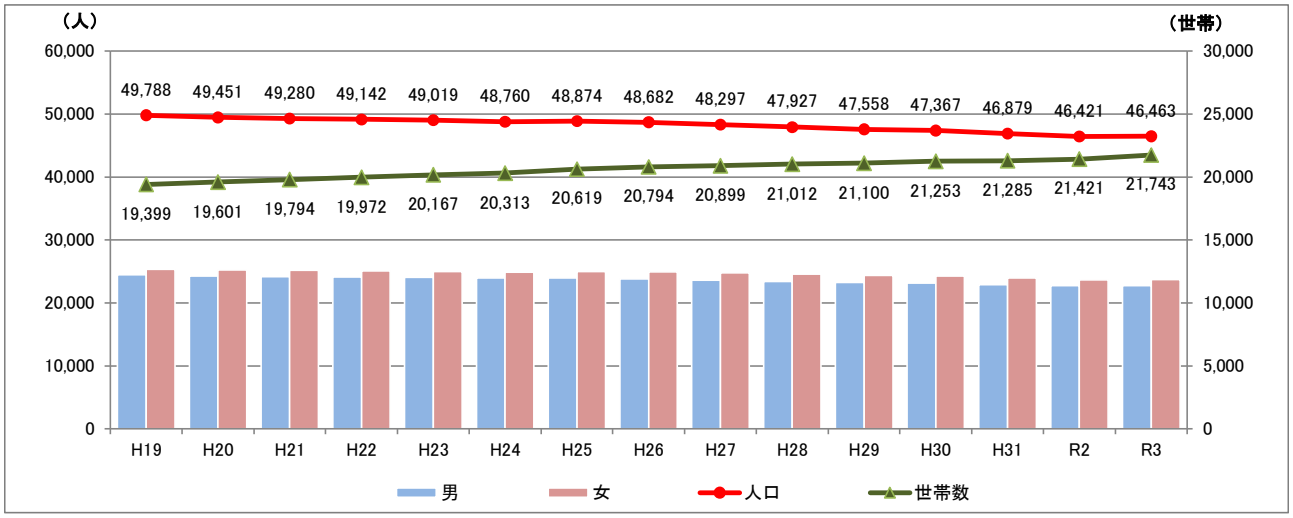


出典：住民基本台帳人口〔各年 4 月 1 日時点の値〕

図２－１３　人口と世帯数の推移

### 2.2. 年齢階層別人口の推移

年齢階層別人口構成の推移をみると、生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）は減少し、老年人口（65 歳以上）は増加傾向を示しています。令和 3 年老年人口割合は 39.1%となっており、本計画策定当初の平成 28 年（35.7%）と比較すると、3.4 ポイントの増加となっています。

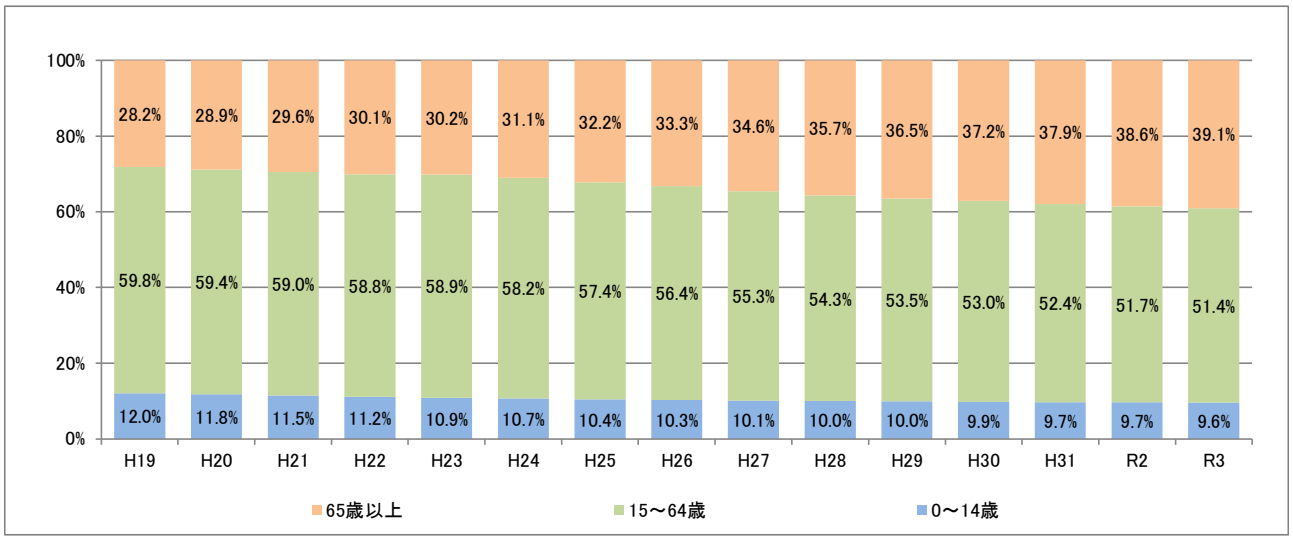


出典：住民基本台帳人口〔各年 4 月 1 日時点の値〕

図２－１４　年齢階層別人口構成の推移

## 2.3. 年齢別人口構成の見通し

国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）によると、本市の年齢別人口構成比の推移は、生産年齢人口（15～64 歳）及び年少人口（0～14 歳）が減少し、老年人口（65 歳以上）が増加すると推計されています。

令和 7 年までは、生産年齢人口の比率が最も大きくなっていますが、令和 12 年以降は、老年人口の比率が生産年齢人口を上回って最も大きくなり、令和 27 年には、現役世代（15～64 歳の者）1 人に対して 65 歳以上の者 1.4 人になると見込まれています。

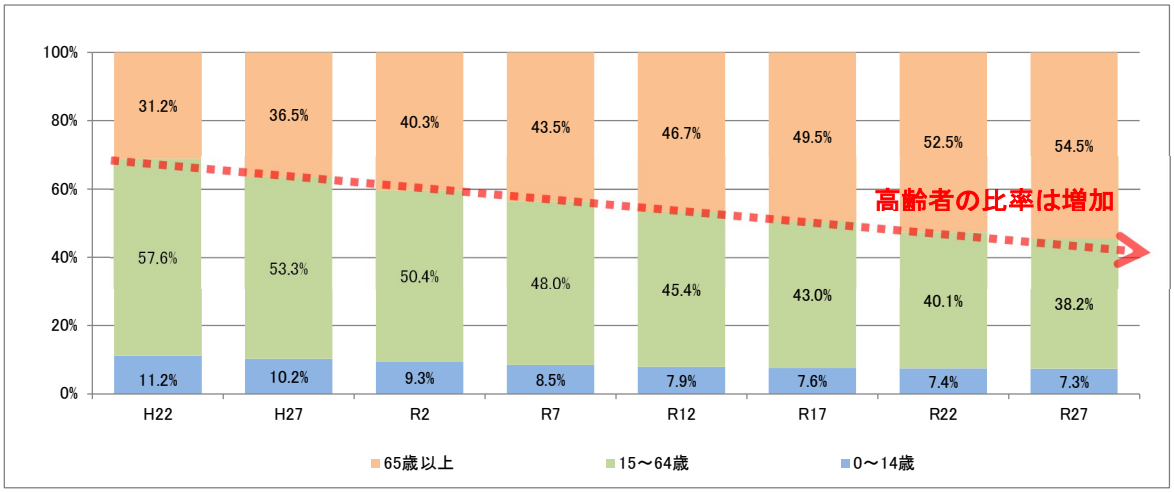


出典：日本の地域別将来推計人口〔平成 30（2018）年推計〕（国立社会保障・人口問題研究所）

図２－１５　北杜市の将来年齢別人口構成比の推移

## 2.4. 本市の人口ビジョンにおける将来人口の目標

「社人研」によると、平成 27 年の国勢調査では 45,111 人であった本市の人口は、30 年後の令和 27 年には、約 1 万 5 千人少ない 30,209 人（平成 27 年比、33%の減少）にまで減少すると推計されています。

この推計に対し、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき平成 27 年度に策定し、平成 30 年 3 月に 2 回目の改訂を行った「北杜市人口ビジョン」では、子育て支援事業や移住定住促進事業等を展開することで、中期的目標として令和 22 年に人口規模 40,000 人を確保するとともに、長期的目標として令和 42 年に人口規模 30,000 人を確保することを目標としています。

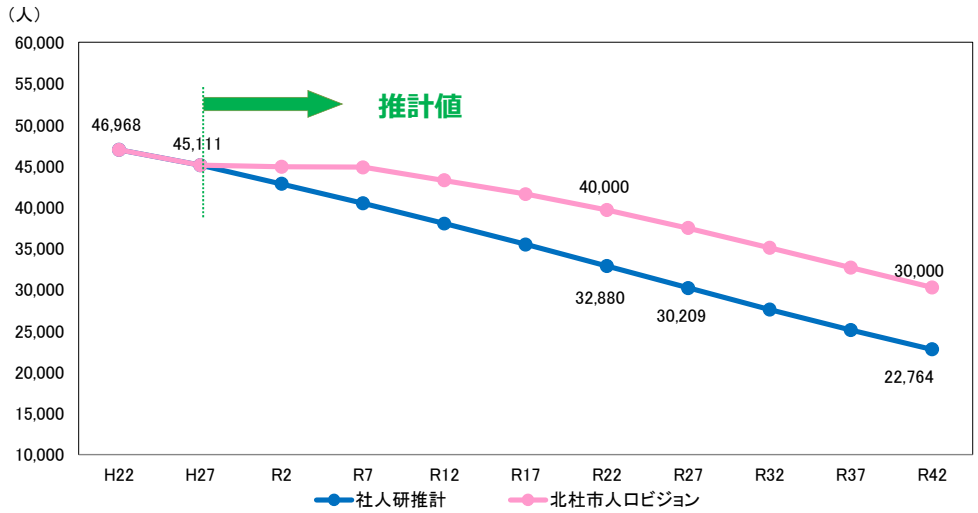


出典：北杜市人口ビジョン（平成 30 年 3 月　第 2 回改訂）

図２－１６　本市の将来人口の推移

## 2.5. 有形固定資産減価償却率の推移

本市が保有する資産の経年の程度を把握するに当たり、参考となる指標として有形固定資産減価償却率があります。この指標は、土地や建物、工作物といった資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合によって算出され、資産の老朽化の進行に伴い数値は上昇していきます。

次の図は、本市の過去 3 年間の有形固定資産減価償却率の推移を全国の市町村のうち人口構造が本市と類似する団体（同類型市（Ⅰ-1））[11]の平均値と共に示したものです。

本市における有形固定資産減価償却率は、類似団体平均と比較すると大きな差はみられないものの、上昇傾向にあることから、仮に今後も現在保有する施設を維持し続けると、この数値は一貫して増加を続けることとなります。そのため、公共施設等の老朽化への対応と将来的な財政負担の軽減に向けた取組をバランスよく推進していく必要があるといえます。

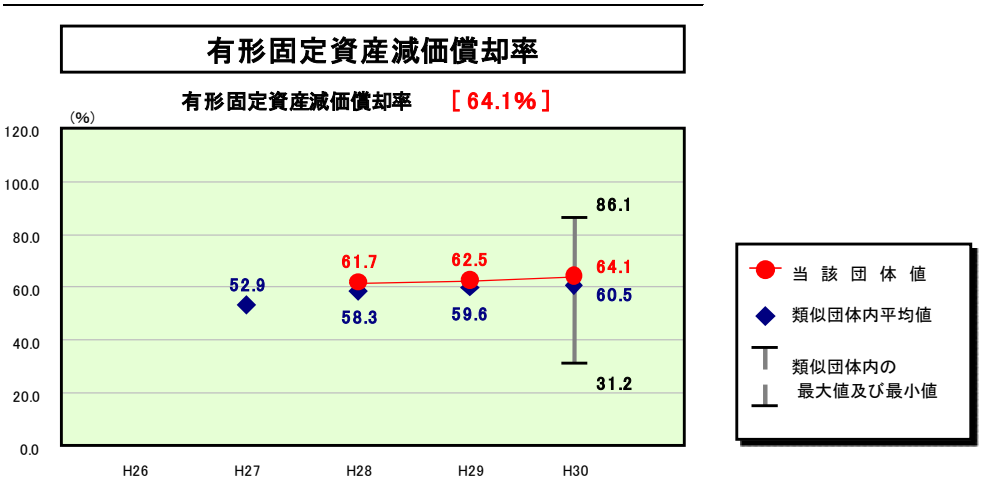


出典：平成 30 年度財政状況資料集

図２－１７　有形固定資産減価償却率の推移

11 総務省は、市町村の態様を決定する要素のうちで最もその度合いが強く、客観的に把握できる「人口」と「産業構造」に基づき、市町村を類型化している。類似団体別市町村財政指数表（平成 30 年）においては、北杜市はⅠ-1 類型に分類される。Ⅰ-1 類型都市とは、二次産業が 90%未満かつ三次産業が 55%以上 90%未満、人口が 5 万人未満の都市。

## 3.　財政の見通し

### 3.1. 歳入の推移

本市の普通会計の歳入決算額は、おおむね 290～340 億円程度で推移しています。

令和元年度の歳入決算額は、地方交付税が約 106 億円と最も多く、次いで市税の約 76 億円の順となっています。

地方交付税については、平成 27 年度から令和元年度の 5 年間で、合併に伴う特例措置による増加額が段階的に削減されています。また、市税についても、毎年 69～76 億円程度で推移しておりますが、将来的には少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少による減収が見込まれます。

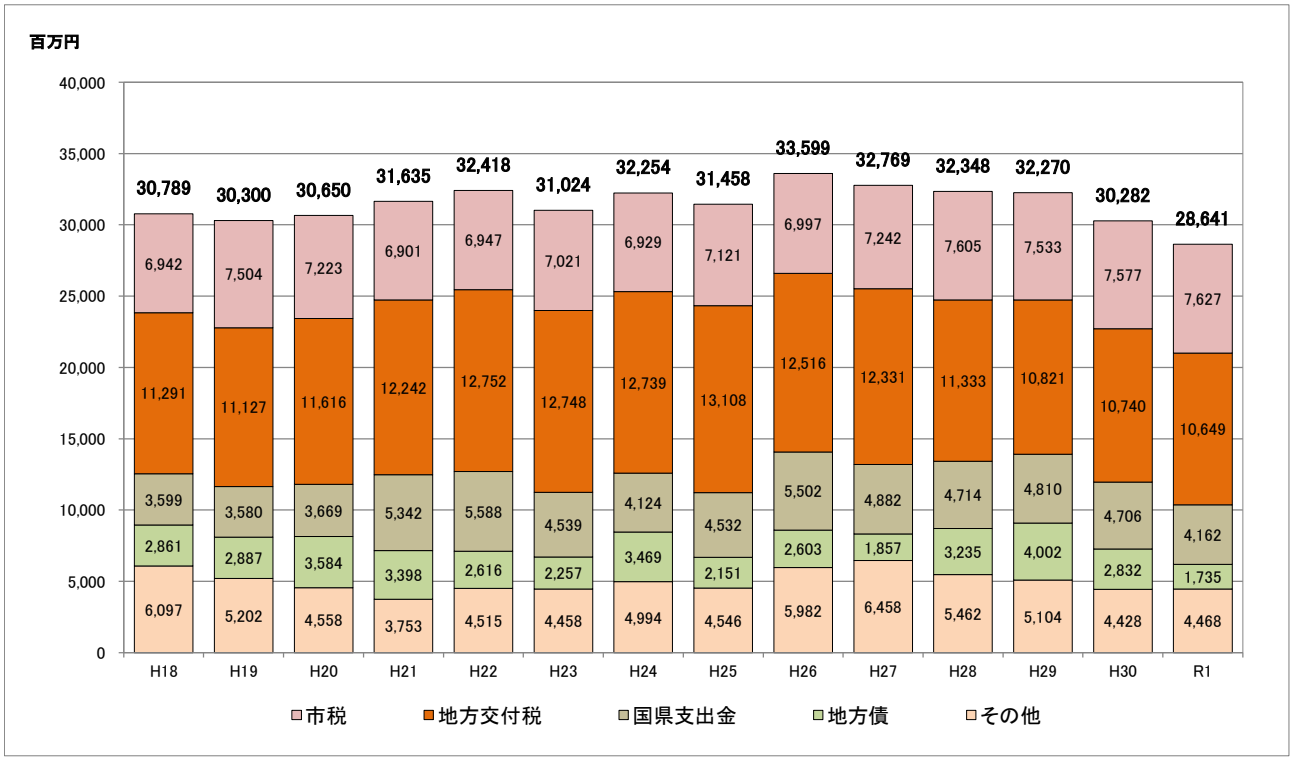


出典：普通会計決算カード

図２－１８　歳入決算額の推移（普通会計）

### 3.2. 歳出の推移

本市の普通会計の歳出決算額は、おおむね 270～330 億円程度で推移しています。

令和元年度の歳出決算額は、人件費が約 51 億円と最も多く、次いで繰出金の約 48 億円、補助費等の約 37 億円の順となっています。

人件費については、平成 18 年度と平成 27 年度を比較すると、定員適正化計画の推進等により減少傾向にありましたが、平成 28 年度以降、臨時職員の処遇改善等により増加傾向にあります。

公債費については、将来の負担軽減と財政の健全化を図るため、積極的な繰上償還を行った結果、通常償還額は減少傾向となっています。扶助費については、平成 18 年度と比較すると、国の社会保障施策の充実による子育てや高齢・福祉サービス費などにより増加しています。

公共施設及びインフラに関する維持・更新に係る普通建設事業費は、平成 29 年度に約 66 億円と最も多くなっていますが、事業費の抑制に努めており、合併特例事業債などの財政措置の有効な財源を活用しながら、将来の市の発展に向け、計画的な整備を進めています。

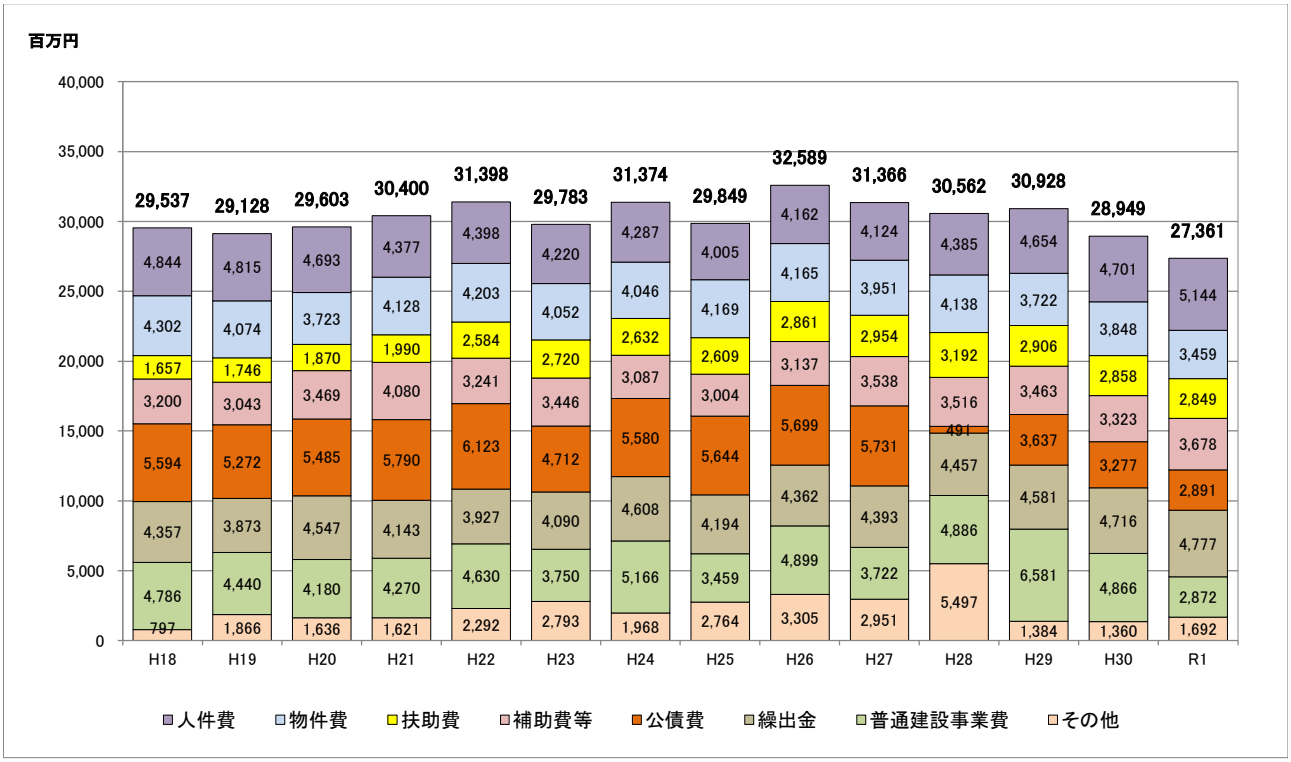


出典：普通会計決算カード

図２－１９　歳出決算額の推移（普通会計）

## 3.3. 公共施設等の整備のための歳出額の推移

平成 23 年度から令和 2 年度までの普通会計決算カード及び地方公営企業決算カードによる 10 か年分の公共施設等の整備・改修を目的とする普通建設事業費[12]（普通会計）や建設改良費[13]（公営事業会計）の合計額は、年平均で約 53.7 億円/年となっています。

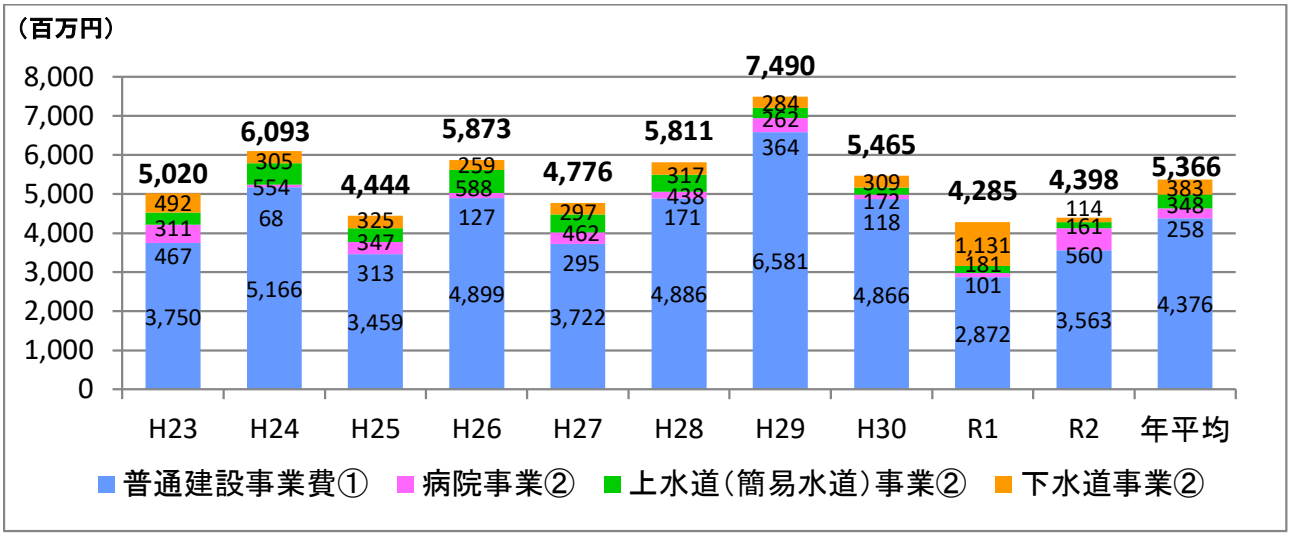


注）凡例の①は普通会計、②は公営事業会計。上水道事業は、令和元年度まで簡易水道事業、令和 2 年度から上水道事業及び下水道事業となっている。下水道事業には「特定環境保全公共下水道」、「農業集落排水」及び「特定地域生活排水処理」がある。

出典：普通会計決算カード及び地方公営企業決算カード

図２－２０　公共施設等の整備・改修資金の推移（平成 23 年度～令和 2 年度）

12 普通建設事業費とは、道路・橋りょう、学校、庁舎等の新増設の建設事業に要する経費のこと。

13 建設改良費とは、公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するため及び将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の新規整備や拡充等に要する費用のこと。

また、普通建設事業費及び病院事業費のうち、インフラを除く平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 か年の公共施設の整備・改修資金の合計額は、年平均で 17.1 億円/年となっています。

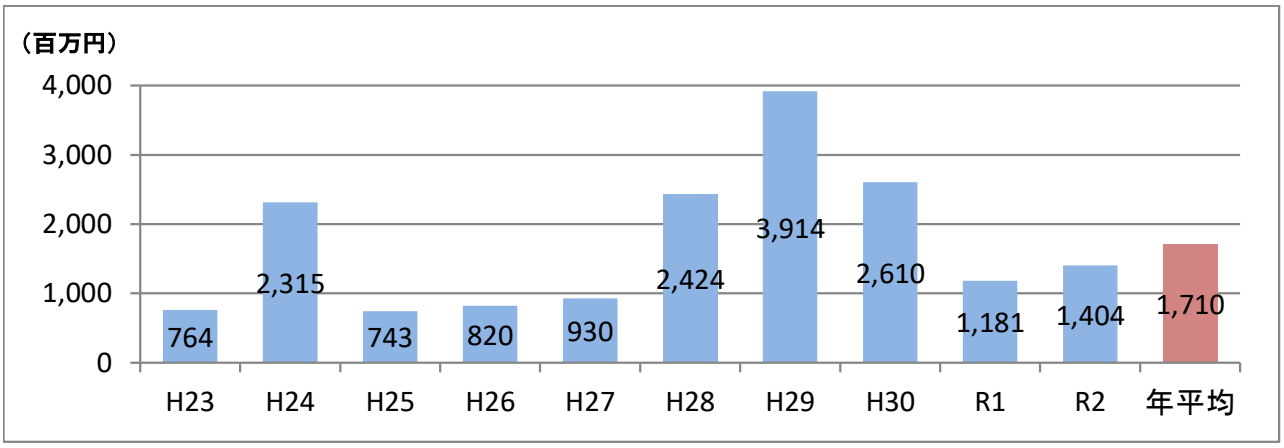


注）普通建設事業費及び病院事業費から公共施設に係る整備・改修資金を抽出。（インフラを除く）

図２－２１　公共施設等の整備・改修資金の推移（平成 23～令和 2 年度）

## 3.4. 公共施設等の整備における今後の財政見通し

北杜市新・行政改革大綱（令和 3 年度～7 年度）では、将来の財政見通しと行財政改革は相互に深く関連していることから、普通会計の実質単年度収支の推移と見通しの状況を明らかにしており、財政上の余裕をあらわす「実質単年度収支[14]」がどのように推移していくかを捉えることに重点を置いています。

普通会計の中・長期財政見通しでは、普通交付税の合併特例措置終了後においても、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた令和 2 年度と令和 3 年度を除いて、実質単年度収支の黒字がしばらく維持される見込みですが、合併特例事業債の発行期限終了などの影響が顕在化してくる令和 8 年度以降は、実質単年度収支がマイナスとなるなど、財政状況が少しずつ悪化する見込みです。

一方、普通建設事業費に着目すると、事業費の抑制に努めており、財源についても、財政措置の有利な市債等を活用しながら、将来の市の発展に向け、計画的な整備を進めています。しかし、今後は、公共施設や上下水道等のインフラ設備の老朽化に伴い、これらの維持・更新に係る経費の増大が見込まれることから、将来的に市の財政を圧迫することが懸念されていますが、合併特例事業債が令和 7 年度をもって終了することから、これに代わる財源の確保が課題となっています。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な財政運営を行っていくためには、本市財政を中・長期的な視点で推計した上で、可能な限りの財政健全化策を講じ、財政の健全化を図りつつ、限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努めていく必要があります。

14 実質単年度収支とは，歳入歳出決算額から，翌年度へ繰り越すべき財源や，基金への積立額，基金の取崩額あるいは繰上償還といった当該年度の決算を評価する上で除外すべき金額を控除又は加算した額のこと。

## 4. 公共施設等の中長期的な経費の見込み等

公共施設等の大規模改修・更新費用（以下、「更新費用」という。）について、現在保有している公共施設等を全て改修・更新した場合の計画期間内における更新費用（自然体費用）と、それぞれの施設分類に応じて策定した個別施設計画（長寿命化計画）の方向性を反映した更新費用（対策後費用）を算出し、両者を比較することで、個別施設計画に基づく長寿命化等の対策の効果を把握します。

なお、前回策定した総合管理計画においても、平成 28 年度から令和 27 年度までの 30 年間に要する公共施設等の更新費用（自然体費用）を推計し、計画策定当時における直近 5 年間（平成 23 年～平成 27 年）の更新費用年平均額との比較を行っています。

今回の改訂に当たっては、計画の策定から 5 年間が経過し、施設総量に変化が生じていることに加え、令和 4 年度に公共施設を対象とする個別施設計画（適正配置計画及び長寿命化計画）[15]の策定を見込んでいること、また上位計画である「第 3 次北杜市総合計画」の期首が令和 3 年度に見込まれること等を踏まえ、自然体・対策後の更新費用の試算について、開始年度を令和 4 年度、試算期間を計画期間の満了する令和 33 年度までの 30 年間と改めた上で、更新費用を再算出することとします。

### 4.1. 既存施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の費用の見込み（自然体費用）

公共施設等の改修・更新等に要する中長期の経費見込みについて、現在保有している全ての施設を今後も維持し続け、同規模で改修・更新していくと仮定した場合の更新費用（自然体費用）を算出します。

#### （1）公共施設

公共施設の自然体の更新費用は、下記に示すとおり、「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団）の設定条件に基づき、算出します。

なお、前回の総合管理計画では、倉庫や便所、物置等の「人の滞留がない施設（附帯的な施設）」は推計の対象外としていましたが、本試算でもこの考え方を踏襲しています。

##### ① 試算条件

**【公共施設の自然体更新費用の試算条件】**

**算定対象**：現在保有する施設のみとし，今後新たに整備されるものは対象としない。

**費用算定式**：[施設分類別に設定した試算単価×建築物の延床面積]の合計

**費用発生時期**：

・建替え：建築から 60 年後（3 年間）、大規模改修：建築から 30 年後（2 年間）

※工期が複数年度に跨ることを考慮し、費用を均等配分

・積残し分：計画期首から 10 年間で建替え又は大規模改修の費用を均等配分

・建築年度不明分：計画期首から建替え又は大規模改修の周期内の各年度に費用を均等配分

・大規模改修既済分：前回の大規模改修の実施年度から 30 年後に次の大規模改修を実施

※建替えは建築後 60 年に実施

**試算単価**：次表のとおり

[15] 個別施設計画は、施設の総量縮減の観点から、「維持」、「廃止」、「複合化」、「譲渡」など、個別施設の将来の方向性を定める「適正配置計画」と、財政負担の軽減と事業費の平準化の観点から、施設の将来の方向性に応じて必要となる事業費を長期的に把握し、年次別の保全計画を定める「長寿命化計画」にて構成されることを見込む。

表２－８　試算単価（公共施設）

| 施設大分類 | 費用単価(円/㎡) | |
|---|---|---|
| | 大規模改修(30 年) | 更新(60 年) |
| 行政系施設、市民文化系施設、<br>社会教育系施設、産業系施設、医療施設 | 250,000 | 400,000 |
| スポーツ施設、保健･福祉施設、<br>供給処理施設、その他 | 200,000 | 360,000 |
| 子育て支援施設、学校教育施設 | 170,000 | 330,000 |
| 市営住宅 | 170,000 | 280,000 |

### ②　試算結果

公共施設を全て更新した場合、計画期間である 30 年間の更新費用の総額は、1,111.5 億円、1 年当たりに換算すると 37.0 億円が必要と推計されました。

この 37.0 億円は、直近 10 年間の年平均額 17.1 億円の約 2.2 倍に相当します。

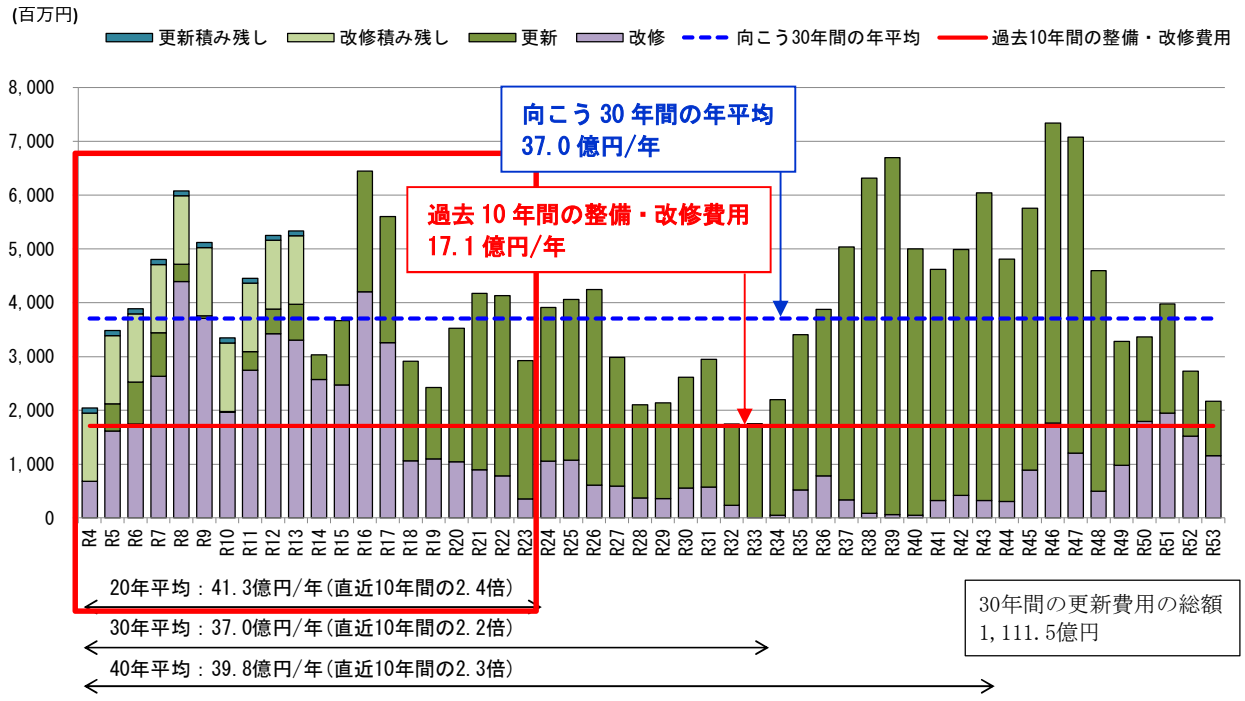


図２－２２　公共施設の将来の更新費用（自然体）の推計

### (2) 道路

インフラのうち、一般会計に属する道路の自然体の更新費用は、下記に示すとおり、「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団）の設定条件に基づき、算出します。

#### ① 試算条件

**【道路の自然体更新費用の試算条件】**

**算定対象**：現在保有する施設のみとし，今後新たに整備されるものは対象としない。

**費用算定式**：[施設分類別に設定した試算単価×整備量]の合計

**費用発生時期**：

- 更新：耐用年数満了の翌年度
- 積残し分：計画期首から 5 年間で更新費用を均等配分
- 整備年度不明分：計画期首から耐用年数内の各年度に更新費用を均等配分

**試算単価**：次表のとおり

表２－９　試算単価（道路）

| 分類 | 更新単価 | 対象整備量 | 耐用年数 |
|---|---|---|---|
| 一般道路 | 4,700 円/㎡ | 面積 | 15 年 |
| 自転車歩行者道 | 2,700 円/㎡ | | |

#### ② 試算結果

道路を全て更新した場合、計画期間である 30 年間の更新費用の総額は、843.6 億円、1 年当たりに換算すると 28.1 億円が必要と推計されました。

### (3) 橋りょう

インフラのうち、一般会計に属する橋りょうの自然体の更新費用は、下記に示すとおり、「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団）の設定条件に基づき、算出します。

#### ① 試算条件

**【橋りょうの自然体更新費用の試算条件】**

**算定対象**：現在保有する施設のみとし，今後新たに整備されるものは対象としない。

**費用算定式**：[施設分類別に設定した試算単価×整備量]の合計

**費用発生時期**：

- 更新：耐用年数満了の翌年度
- 積残し分：計画期首から 5 年間で更新費用を均等配分
- 整備年度不明分：計画期首から耐用年数内の各年度に更新費用を均等配分

**試算単価**：次表のとおり

表２－１０　試算単価（橋りょう）

| 分類 | 更新単価 | 対象整備量 | 耐用年数 |
|---|---|---|---|
| PC 橋 | 425,000 円/㎡ | 面積 | 60 年 |
| RC 橋 | 425,000 円/㎡ | | |
| 鋼橋 | 500,000 円/㎡ | | |
| 石橋 | 425,000 円/㎡ | | |
| 木橋、その他 | 425,000 円/㎡ | | |

### ② 試算結果

橋りょうを全て[16]更新した場合、計画期間である 30 年間の更新費用の総額は、141.7 億円、1 年当たりに換算すると 4.7 億円が必要と推計されました。

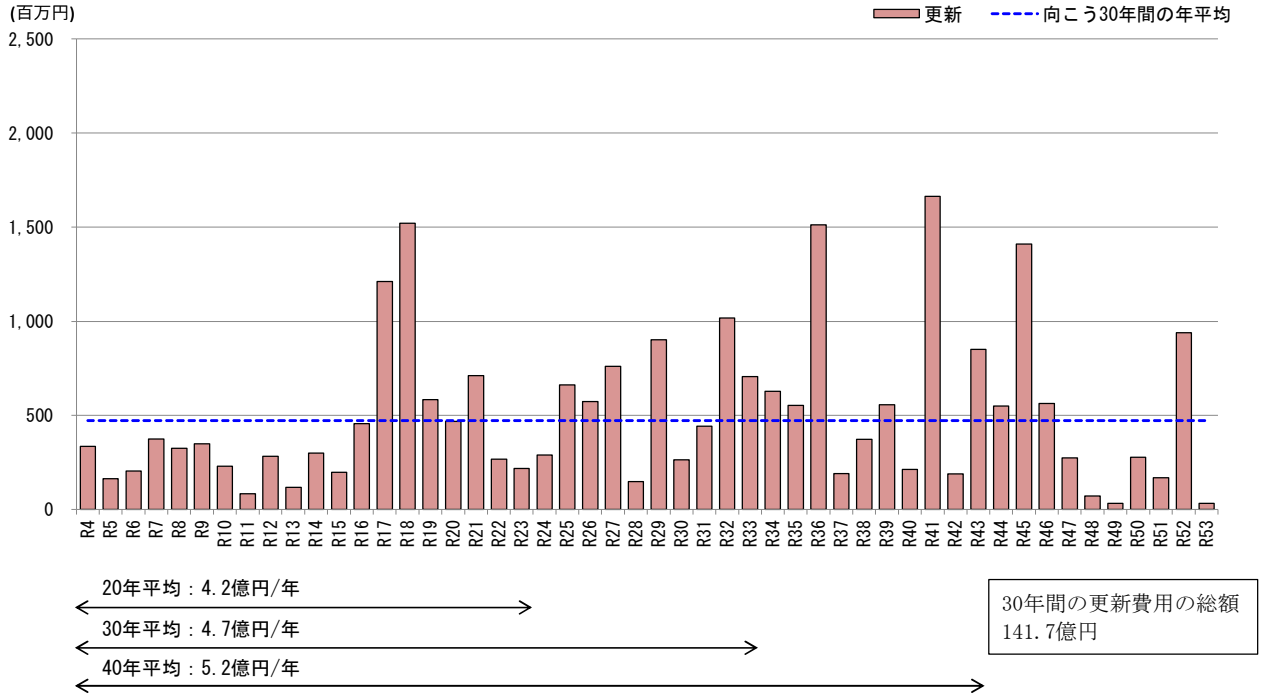


図２－２３　橋りょうの将来の更新費用（自然体）の推計

## (4) 上水道

上水道の自然体の更新費用は、下記に示すとおり、「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団）の設定条件に基づき、算出します。

### ① 試算条件

**【上水道の自然体更新費用の試算条件】**

**算定対象**：現在保有する施設のみとし，今後新たに整備されるものは対象としない。

**費用算定式**：[施設分類別に設定した試算単価×整備量]の合計

**費用発生時期**：

- 更新：耐用年数満了の翌年度
- 積残し分：計画期首から 5 年間で更新費用を均等配分
- 整備年度不明分：計画期首から耐用年数内の各年度に更新費用を均等配分

**試算単価**：次表のとおり

16 農道橋は、建設年度と構造が判明する小武川大橋と下河原大橋の 2 橋のみを試算対象としている（個別施設計画の対象施設数と一致）。

表２－１１　試算単価（水道管）

| 分類 | 管径 | 更新単価 | 対象整備量 | 耐用年数 |
|---|---|---|---|---|
| 導水管/送水管 | 300 ㎜未満 | 100,000 円/m | 延長 | 40 年 |
| | 500 ㎜未満 | 114,000 円/m | | |
| | 1000 ㎜未満 | 161,000 円/m | | |
| | 1500 ㎜未満 | 345,000 円/m | | |
| | 2000 ㎜未満 | 742,000 円/m | | |
| | 2000 ㎜以上 | 923,000 円/m | | |
| 配水管 | 150 ㎜以下 | 97,000 円/m | | |
| | 200 ㎜以下 | 100,000 円/m | | |
| | 250 ㎜以下 | 103,000 円/m | | |
| | 300 ㎜以下 | 106,000 円/m | | |
| | 350 ㎜以下 | 111,000 円/m | | |
| | 400 ㎜以下 | 116,000 円/m | | |
| | 450 ㎜以下 | 121,000 円/m | | |
| | 550 ㎜以下 | 128,000 円/m | | |

### ②　試算結果

インフラのうち、公営企業会計に属する上水道を全て更新した場合、計画期間である 30 年間の更新費用の総額は、1,304.4 億円、1 年当たりに換算すると 43.5 億円が必要と推計されました[17]。

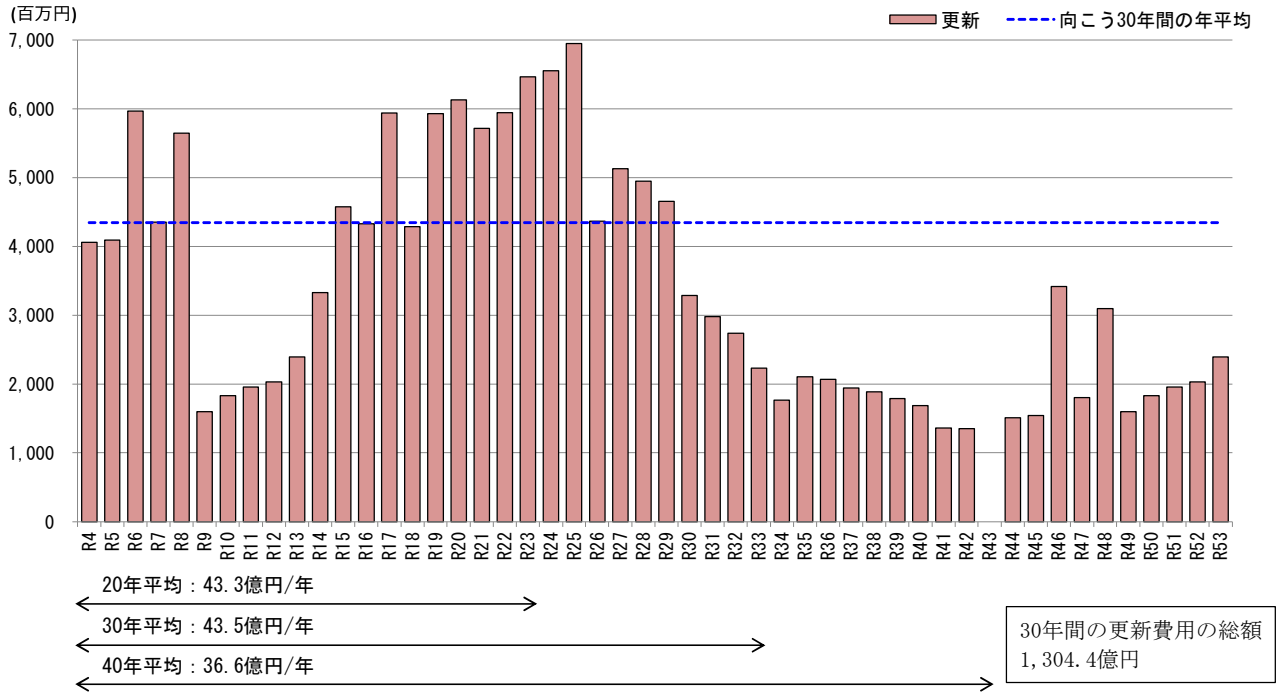


図２－２４　上水道の将来の更新費用（自然体）の推計

[17] 前回の策定時は、数量の把握が困難であったことから、管径別延長を耐用年数で除した値を、1 年間の上水道管路の更新量（延長）と仮定し、更新量に単価を乗じることにより更新費用を算出していました。今回の改訂に当たっては、管種・管径別の整備年度と延長を把握し、更新費用を算出しています。

### (5) 下水道（公共下水道・農業集落排水）

下水道（公共下水道・農業集落排水）の自然体の更新費用は、下記に示すとおり、「公共施設等更新費用試算ソフト」（一般財団法人地域総合整備財団）の設定条件に基づき、算出します[18]。

#### ① 試算条件

**【下水道（公共下水道・農業集落排水）の自然体更新費用の試算条件】**

**算定対象**：現在保有する施設のみとし，今後新たに整備されるものは対象としない。

**費用算定式**：[施設分類別に設定した試算単価×整備量]の合計

**費用発生時期**：

- 更新：耐用年数満了の翌年度
- 積残し分：計画期首から 5 年間で更新費用を均等配分
- 整備年度不明分：計画期首から耐用年数内の各年度に更新費用を均等配分

**試算単価**：次表のとおり

表２－１２　試算単価（下水道管渠）

| 試算方法 | 分類 | 更新単価 | 対象整備量 | 耐用年数 |
|---|---|---|---|---|
| 管種別による算出 | コンクリート管、塩ビ管、陶管 | 124,000 円/m | 延長 | 50 年 |
| | 更生管 | 134,000 円/m | | |
| | その他 | 124,000 円/m | | |
| 管径別による算出 | 250㎜未満 | 61,000 円/m | | |
| | 500 ㎜未満 | 116,000 円/m | | |
| | 1000 ㎜未満 | 295,000 円/m | | |
| | 2000 ㎜未満 | 749,000 円/m | | |
| | 3000 ㎜未満 | 1,680,000 円/m | | |
| | 3000 ㎜以上 | 2,347,000 円/m | | |

#### ② 試算結果

インフラのうち、公営企業会計に属する下水道（公共下水道・農業集落排水）を全て更新した場合、計画期間である 30 年間の更新費用の総額は、572.8 億円、1 年当たりに換算すると 19.1 億円が必要と推計されました。

[18] 下水道（公共下水道・農業集落排水）の管路延長は、管種別の内訳は判明するものの、整備年度が不明となっています。そのため更新費用は、管種別延長を耐用年数で除した値を、1 年間の下水道管路の更新量（延長）と仮定し、更新量に単価を乗じることにより、算出しています。

## 4.2. 個別施設計画に基づく対策効果を反映した経費の見込み（対策後費用）

公共施設等の更新費用に関する中長期の経費見込みについて、個別施設計画（長寿命化計画）の対策の効果を反映した費用（対策後費用）を算出します。

### （1）公共施設

公共施設を対象とする個別施設計画については、令和 4 年度中の策定を見込んでいます。そのため、自然体費用と直近 10 年間における整備・改修費用の実績を比較し、両者の均衡を図るために必要な公共施設の縮減量をシミュレーションすることで、現行の縮減目標の妥当性を検証するとともに、個別施設計画策定に向けた総量縮減の目安を把握するものとします。

前述のとおり、計画期間内における自然体費用は 1,111.5 億円、1 年当たりに換算すると 37.0 億円が必要と推計されました。

一方、直近 10 年間における公共施設の整備・改修費用の平均は 17.1 億円/年[19]であることから、現在保有する全ての施設を維持し続けた場合、これまでの年間予算の 2.2 倍の費用を要することとなります。

仮に、今後も直近 10 年間と同規模程度の年間予算を公共施設の改修・更新を目的に確保し続けることが出来るとした場合、計画期間内において将来更新費用と財源の均衡を図るためには、現在保有する施設総量の約 55%を縮減することで、将来の更新費用が 17.1 億円/年を下回り、直近 10 年間の実績相当の財源で対応することが可能となります。

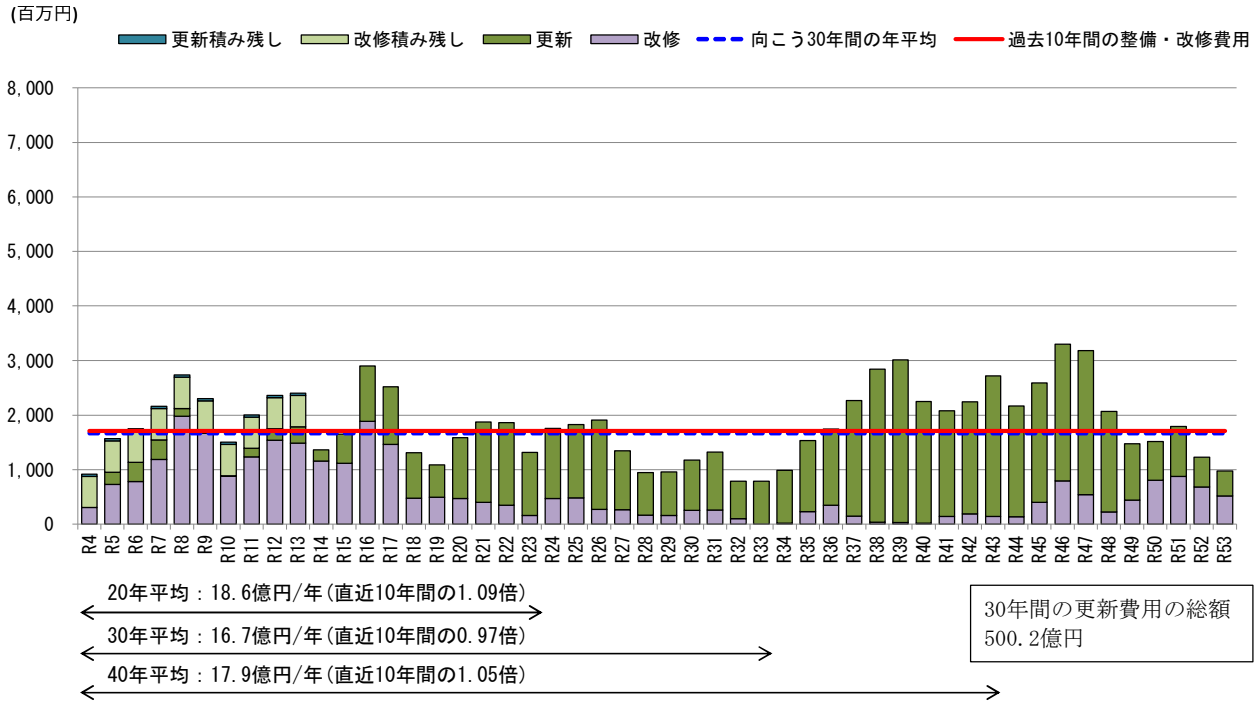


図２－２５　公共施設の将来の更新費用（延床面積を約 55%縮減した場合）の推計

19 普通建設事業費（普通会計）と建設改良費（病院事業会計）の実績の合算値。

### (2) 道路・橋りょう

インフラのうち、一般会計に属する道路、橋りょうは、令和2年度までに策定されている、個別施設計画（長寿命化計画）等のデータを活用し、次のとおり算出します。

#### ① 道路

市道に関する更新費用については、「舗装長寿命化修繕計画（その 1）（平成 25 年 10 月）」及び「舗装長寿命化修繕計画（その 2）（平成 26 年 1 月）」に基づく事業費の合計額とします。

林道及び農道に関する更新等費用については、個別施設計画が未策定であることから、自然体費用と同額の費用を対策後費用として計上し、今後の個別施設の策定状況に応じて、記載内容の見直しを行うものとします。

令和 33 年度までの 30 年間の更新等費用は、約 386.3 億円、1 年平均にすると、12.9 億円が必要となる見込みです。

（単位：千円）

| 個別施設計画名称 | 令和 33 年度までの<br>更新等費用 | 年平均 |
|---|---|---|
| 舗装長寿命化修繕計画（その 1）<br>（平成 25 年 10 月）<br>舗装長寿命化修繕計画（その 2）<br>（平成 26 年 1 月） | 6,702,000 | 223,400 |
| 自然体費用<br>（林道・農道） | 31,929,116 | 1,064,304 |
| **合計** | **38,631,116** | **1,287,704** |

※「舗装長寿命化修繕計画（その 1）」及び「舗装長寿命化修繕計画（その 2）」の計画期間は平成 26 年から令和 15 年であることから、令和 16 年以降の費用は、計画期間内の平均額を代入している。

#### ② 橋りょう

橋りょう（市道）に関する更新等費用については、「北杜市橋梁長寿命化修繕計画（令和 2 年 3 月）」に基づく事業費の合計額とします。

橋りょう（林道）に関する更新等費用については、「北杜市林道施設個別施設計画（令和 3 年 3 月）」に基づく事業費の合計額とします。

橋りょう（農道）に関する更新等費用については、「北杜市農道橋個別施設計画（令和 3 年 3 月）」に基づく事業費の合計額とします。

令和 33 年度までの 30 年間の更新等費用は、約 62.2 億円、1 年平均にすると、約 2.1 億円が必要となる見込みです。

（単位：千円）

| 個別施設計画名称 | 令和 33 年度までの<br>更新等費用 | 年平均 |
|---|---|---|
| 北杜市橋梁長寿命化修繕計画<br>（令和 2 年 3 月） | 5,394,574 | 179,819 |
| 北杜市林道施設個別施設計画<br>（令和 3 年 3 月） | 409,200 | 13,640 |
| 北杜市農道橋個別施設計画<br>（令和 3 年 3 月） | 416,270 | 13,876 |
| **合計** | **6,220,044** | **207,335** |

※北杜市林道施設個別施設計画の計画期間は令和 3 年から令和 7 年であることから、令和 8 年以降の費用は、計画期間内の平均額を代入している。

### (3) 上水道

インフラのうち、公営企業会計に属する上水道については、「北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメント（平成 31 年 3 月）」に基づく事業費の合計額とします。

令和 33 年度までの 30 年間の更新費用は、約 57.6 億円、1 年平均にすると、1.9 億円が必要となる見込みです。なお、今回の計画では、現状の財政収支の見通しの結果から、資産管理状況と建設改良費の範囲内で緊急を要する事業を選定しています（北杜市上下水道事業経営基本計画（平成 31 年 3 月）より）。

（単位：千円）

| 個別施設計画名称 | 令和 33 年度までの更新等費用 | 年平均 |
|---|---|---|
| 北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメント（平成 31 年 3 月） | 5,866,466 | 195,549 |

※北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメントの計画期間は令和元年から令和 10 年であることから、令和 11 年以降の費用は、計画期間内の年度別事業費の平均額を代入している。なお、計画される事業費のうち、「クリプトスポリジウム対策」は上記に含んでいない。

### (4) 下水道（公共下水道・農業集落排水）

インフラのうち、公営企業会計に属する下水道については、「北杜市公共下水道処理施設・管路施設維持管理計画（平成 30 年 2 月）」及び「北杜市農業集落排水施設最適整備構想（平成 26 年 3 月）」に基づく事業費の合計額とします。

令和 33 年度までの 30 年間の更新費用は 242.8 億円、1 年平均にすると、8.1 億円が必要となる見込みです。

（単位：千円）

| 個別施設計画名称 | 令和 33 年度までの更新等費用 | 年平均 |
|---|---|---|
| 北杜市公共下水道処理施設・管路施設維持管理計画（平成 30 年 2 月） | 20,188,761 | 672.959 |
| 北杜市農業集落排水施設最適整備構想（平成 26 年 3 月） | 3,996,660 | 133,222 |
| **合計** | **24,185,421** | **806.181** |

※「北杜市公共下水道処理施設・管路施設維持管理計画」における処理施設の更新費用算出期間は平成 26 年から令和 5 年であることから、令和 6 年以降の費用は、計画期間内の年度別事業費の平均額を代入している。

※「北杜市公共下水道処理施設・管路施設維持管理計画」における処理施設の更新費用のうち、さくら団地浄化センター、清里クリーンセンター及び清里南部クリーンセンターの事業は既に完了していることから、上記には含んでいない。

## 4.3. 公共施設等の更新に係る中長期的な経費の見込み（対策の効果額）

公共施設等の更新に係る中長期的な経費の見込みについて、現在保有している全ての施設を維持し続け、同規模で改修・更新していく場合の経費（自然体）と個別施設計画に定められる対策の効果を反映した経費を比較した結果を示します。

なお更新費用の比較に当たっては、施設分類ごとに計画期間に差異が生じていることを踏まえ、対策の効果額は、各施設分類の 1 年平均の更新費用で比較することとします。

### (1) 公共施設

令和 33 年度までの計画期間における普通会計及び病院事業会計に属する公共施設の更新費用の比較表は、次のとおりです。

公共施設については、令和 4 年度以降に個別施設計画を策定し、その検討過程において対策後費用の精査を行うことを見込んでいることから、ここでは、前述のシミュレーション結果に対応する削減効果を示します。

表２－１３　公共施設のシミュレーション結果の比較

（単位：千円）

| 分類 | 1 年平均の更新費用 |
|---|---|
| 自然体費用 | 3,704,883 |
| 保有施設全体の延床面積を 55%縮減した場合 | 1,667,197 |
| 直近 10 年間の整備・改修費用 | 1,710,574 |

### (2) インフラ

令和 33 年度までの計画期間における普通会計及び公営企業会計（水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業）に属するインフラの更新費用の比較表は、次のとおりです。

インフラ全体では、計画期間の 30 年間における 1 年当たりの更新費用の総額は、自然体費用で 95.4 億円、対策後費用で 25.0 億円であり、70.4 億円の長寿命化等の対策の効果が表れています。個別施設ごとの比較でも、全ての施設について、自然体の更新費用に比べ、対策後費用が減額となっており、長寿命化等の対策の効果が表れています。

直近 10 年間の整備・改修費用の実績額との比較においては、上水道については、対策後費用が実績額を下回っています。1 年平均の更新費用で比較しているため、年度ごとでは財源の過不足が生じる可能性はありますが、企業会計事業において、過去と同水準の整備・改修費用の確保が可能であると仮定すると、予定される事業年度を調整することにより、計画期間内においては、個別施設計画（長寿命化計画）に基づく事業を計画どおり実施できることが見込まれます。

一方、道路・橋りょう及び下水道については、長寿命化等の対策効果は表れているものの、対策後費用が他の施設と比較して高額であり、直近 10 年間の整備・費用の実績額を上回る結果となっています。これは、道路の個別施設計画（長寿命化計画）の策定が市道のみに留まり、農道及び林道については、自然体費用と同一の方法で更新費用を算出していることが影響しています。今後は、農道及び林道についても個別施設計画（長寿命化計画）の策定を検討し、更新費用の把握に努めることが求められます。

下水道についても、道路と同様に、対策後費用が過去の整備費を上回っていますが、これは特に、公共下水道における処理施設の対策費用が年間 6 億円程度見込まれていることが影響しています。但し、当該計画の計画期間は令和 5 年度までであることから、今後、計画の見直しに応じて行われる最適予算案の算出を踏まえ、再度、更新費用の見通しについて、見直しを行うものとします。

以上を踏まえ、インフラ施設については、今後も市全体の財政状況の推移を見極めながら、適宜、個別施設計画（長寿命化計画）の精査等を行うことで、更新費用の見通しについて不断の見直しを行っていくこととします。

表２－１４　インフラの１年平均の更新費用の状況

（単位：千円）

| 分類 | (A)<br>自然体費用 | (B)<br>対策後費用 | (C)<br>長寿命化等の対策の効果額<br>(A-B) | (D)<br>直近 10 年間の実績額　※ |
|---|---|---|---|---|
| 道路 | 2,812,026 | 1,287,704 | 1,524,322 | 697,512 |
| 橋りょう | 472,406 | 207,335 | 265,071 | |
| 上水道 | 4,347,919 | 195,549 | 4,152,370 | 347,620 |
| 下水道 | 1,909,443 | 806,181 | 1,103,262 | 383,338 |
| 合計 | 9,541,794 | 2,496,769 | 7,045,025 | 1,428,470 |

※「直近 10 年間の実績額」は、普通建設事業費及び建設改良費の実績額のうち、インフラに係る費用のみを対象としている。なお、道路・橋りょうは、財務会計システムの変更により、平成 23 年度～平成 27 年度の改修・整備費の実績額が判明しないため、直近 5 年間（平成 28 年度～令和 2 年度）の実績額と比較する。

※公営企業会計については、それぞれの個別施設計画において、年間予算の上限を考慮しながら事業実施時期や年間事業費の平準化を行ったうえで、計画期間内に必要とされる事業のうち、特に優先度が高いものや不具合発生の可能性が高いと判断されるものから順に対策を行うことを前提としているため、対策後費用が低く抑えられている。

# 第３章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

## 1.　現状や課題に対する基本認識

### 1.1.　３つの課題

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行う上で課題となるのは、「施設の老朽化の進行」、「人口減少や人口構成の変化に伴うニーズの変化」、「財政的制約の強まり」、の３点が挙げられます。

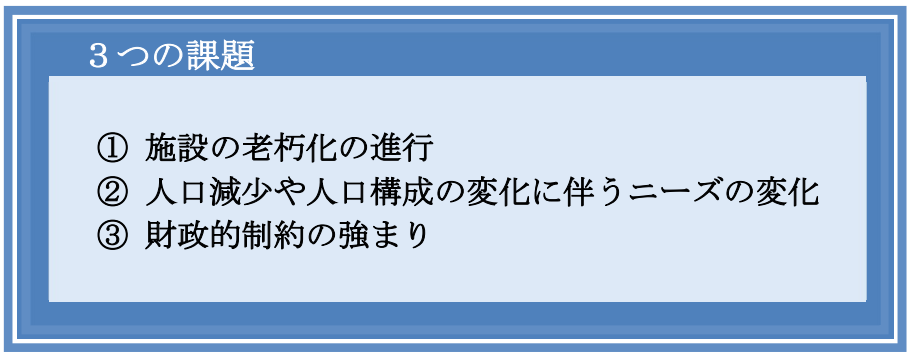


図３－１　本市における公共施設の３つの課題

### 1.2. 課題に関する基本認識

#### ①　施設の老朽化の進行

一般的に、建築物の大規模改修の目安は建築後 30 年と考えられています。本市においては、平成 8 年から合併直前の平成 16 年にかけて集中的に公共施設を整備した背景があることから、比較的新しい施設を多く有していることが特徴と捉えられてきました。

しかし、築 30 年以上を経過する施設の割合は、令和 3 年度末時点で 39.1%を占めており、仮に現在の延床面積をそのまま維持し続けた場合、これが 10 年後には 74.1%、20 年後には 94.3%となり、今後急速に老朽化が進行することが見込まれる状況です。

また、インフラに目を移すと、道路、橋りょう、上水道や下水道といった生活に不可欠な様々な施設を多数保有しています。それぞれに整備状況や老朽化の度合いは異なりますが、これらも公共施設と同様に、今後確実に老朽化が進行します。橋りょうを例にとってみると、市道にある建設年次が判明している 324 橋のうち、更新の目安となる建設後 60 年を経過した橋りょうは、現時点では 9.9%ですが、10 年後には 23.5%、20 年後には 56.8%に急増するなど、この先の公共施設等の更新時期を見据えた中長期的な視点による計画的な公共施設マネジメントに直ちに取り組む必要があります。

#### ②　人口減少や人口構成の変化に伴うニーズの変化

本市の人口は、平成 18 年の 50,138 人以降減少が続き、平成 27 年度の国勢調査では、45,111 人にまで減少しています[20]。今後もこの傾向は継続する見通しで、北杜市人口ビジョンによると、約 40 年後の令和 42 年には約 30,000 人と、現在の 65%程度にまで減少することが見込まれています。

これと同時に、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）の減少や、老年人口（65 歳以上）の増加等の人口構成の変化に伴い、公共施設等の利用需要にも変化が生じることが考えられます。例えば、年少人口が減少すると学校等の公共施設の必要面積は減少する一方で、高齢者の増加とともに、健康福祉に必要な公共施設の面積は増加することなどが想定されます。

20　住民基本台帳（令和 3 年 4 月 1 日時点）では、46,463 人。

また、本市における市民 1 人当たりの公共施設の延床面積は、山梨県内の他市平均の約 2.1 倍、全国の人口規模が類似する他市平均の約 1.6 倍と、近隣及び同規模自治体の施設保有量を上回っており、本市の保有する公共施設の総量は、全体として過剰な傾向にあるといえます。

併せて、合併前の旧 8 町村がそれぞれの行政規模に応じて独自に整備を進めてきた施設を全て新市に引き継いでいることから、約 4.5 万人の人口を抱える 1 市で捉えると重複して配置される施設が多数存在し、中には合併前の規模は不要となった施設も生じています。加えて、本市の特性を反映した施設（観光施設や農林施設等）も多く保有しており、これらは各地区に万遍なく配置されていますが、こうした公共施設については今後のあり方を検討していく必要があります。

これらの状況を踏まえ、今後は、施設規模や箇所数、配置の見直しを行うとともに、既存公共施設等の活用や整備を通じ、市民ニーズに適切に対応することが求められます。

### ③ 財政的制約の強まり

少子高齢化や人口減少の進行に伴って、将来的に税収の減少や扶助費等の支出の増加が見込まれることを勘案すると、公共施設等の新設や更新等に必要な資金額を大幅に増加させることは現実的ではないと考えられます。

一方で、現在保有している全ての公共施設を今後も維持し続け、同規模で改修・更新していくと仮定した場合、計画期間の 30 年間に必要となる更新費用は、総額で 1,111.5 億円、1 年当たりに換算すると 37.0 億円が必要と推計されています。更には、直近 10 年間の整備・改修費用の平均額 17.1 億円と比較すると、財政的な制約はますます強まることが予想され、現在保有する公共施設等の全ての維持更新を行うことは、推計上極めて困難な状況にあるといえます。

また、公共施設等は公共施設とインフラによって構成されていますが、インフラは公共施設と異なり、統廃合や複合化等の多様な方策がなく対策が限られているとともに、市民の生命や生活の安全性に直結することから保全のための財源確保は極めて重要です。このことを踏まえると、特に、公共施設の維持管理のための財源の捻出は、これまで以上に厳しさを増すことが見込まれます。

表３－１　課題に対する基本認識

| 課題 | 公共施設 | インフラ |
|---|---|---|
| 施設の老朽化の進行 | ・大規模改修の目安となる建設後 30 年を経過した施設の延床面積の割合は現時点で約 39.1%。これが 10 年後には 74.1%、20 年後には 94.3%に急増。 | ・橋りょうを例にとると、建設年次が判明している 324 橋のうち、更新の目安となる建設後 60 年を経過した橋りょうの割合は現時点で 9.9%。これが 10 年後には約 23.5%、20 年後には約 56.8%に急増。 |
| 人口減少や人口構成の変化に伴うニーズの変化 | ・平成 27 年度の国勢調査では 45,111 人であった総人口は、約 40 年後の令和 42 年には、北杜市人口ビジョンの目標で約 30,000 人、社人研の推計では 22,764 人に。また、人口構成では平成 27 年に 36.5%であった高齢者の割合は、約 20 年後には 52.5%と半数以上に増加。<br>・人口減少や人口構成の変化に伴う施設ニーズの変化への対応が求められる。また、令和 3 年時点において約 4.5 万人、令和 42 年時点において約 3 万人都市と捉えた際に、施設の適正な保有量と配置を検討しなければならない。 | |
| 財政的制約の強まり | ・公共施設の整備のための歳出額は、平成 23 年度から令和 2 年度までの 10 年間の平均で約 17.1 億円/年であり、歳入や歳出の状況からみると大幅に増額することは現実的ではない。一方、試算ソフトによる推計では、今後 30 年間の総額で 1,111.5 億円、1 年当たり 37.0 億円が必要との結果に。 | |

## 1.3. 計画の目標

### (1) 公共施設

#### ① 進捗状況

公共施設の保有量については、平成 29 年 3 月の計画策定時に、「今後 30 年間で更新時期を迎える公共施設の保有量（延床面積）を 30%程度縮減する」との縮減目標を掲げました。その達成に向けて、同じく平成 29 年 3 月に策定した「公共施設最適配置に向けての基本方針」において縮減目標を具体化するため、公共施設の最適配置を推進する上での取組手法や留意すべき事項、施設類型ごとの最適配置に向けての具体的な方向性を示すなどの取組を進めてきました。

併せて、総量縮減に向けて、老朽化の進行している公営住宅の一部の住棟の除却など、具体的な取組を進めてきました。

一方で、「道の駅こぶちさわ」や「子育て支援住宅武川団地」、「就業者向け定住促進住宅（白州甲斐駒団地）」などの施設を新規整備し、一部の施設分類において延床面積が増加しています。

加えて、特に農林施設（産業系施設）を中心に、計画の改訂に当たり、延床面積を改めて精査したことを踏まえると、計画策定当時に 366 施設[21]　41.5 万㎡（平成 26 年度末時点）であった施設総量は、362 施設　40.8 万㎡となっており、平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間において、延床面積ベースで 1.6%の縮減が達成できたこととなります。

[21] 計画策定時は 361 施設だったが、今回の改訂に際して見直しを行い、本来含めるべきであった 5 施設（須玉町農業担い手育成センター、長坂勤労者体育センター（野球場管理室）、高根総合グラウンド（屋内ゲートボール場）、教育支援センター（エール）、中山展望台兼待避所）を加え 366 施設としている。また、面積についても当初の総合管理計画では 506,211.69 ㎡と記載されていたが、これらの総量には土地資産に分類される農園敷地や耕作物施設に分類される四阿等が含まれていたことから、最新の固定資産台帳データ等に基づき、414,913.82 ㎡に見直しを行っている。

表３－２　前回の総合管理計画からの延床面積の増減

| 区分 | 大分類 | 中分類 | 施設名称 | 建物名称 | 延床面積（㎡） |
|---|---|---|---|---|---|
| 増加（新築） | 社会教育系施設 | 資料館等 | 史跡梅之木遺跡 | 史跡梅之木遺跡 | 82.12 |
| | 産業系施設 | 観光施設 | 小淵沢駅交流施設 | 小淵沢駅交流施設 | 230.67 |
| | 産業系施設 | 農林施設 | 道の駅こぶちさわ | 道の駅こぶちさわ | 1,000.83 |
| | 子育て支援施設 | 保育施設 | いずみ保育園 | いずみ保育園 | 1,278.52 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 高根東小学校 | 屋内プール（新築） | 820.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 高根東小学校 | 学校開放（トイレ） | 8.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 高根東小学校 | 職員室（増築） | 40.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 高根東小学校 | 物品庫・ホール（増築） | 30.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 高根東小学校 | 配膳室・資料室・児童会室（増築） | 192.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 高根西小学校 | 校舎（トイレ） | 24.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 高根西小学校 | 多目的トイレ・教育相談室・教材室 | 46.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 泉小学校 | 教職員トイレ | 18.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 泉小学校 | バス車庫 | 117.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 白州小学校 | バス車庫 | 65.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 白州小学校 | 外便所 | 8.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 武川小学校 | 給食受配室 | 48.00 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 子育て支援住宅武川団地 | 子育て支援住宅武川団地 | 1,522.47 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 就業者向け定住促進住宅（白州甲斐駒団地） | 就業者向け定住促進住宅（白州甲斐駒団地） | 1,296.66 |
| | その他 | その他 | 小淵沢駅公衆便所 | 小淵沢駅公衆便所 | 34.63 |
| | その他 | その他 | 甲斐大泉駅西駐車場公衆便所 | 甲斐大泉駅西駐車場公衆便所 | 25.11 |
| | その他 | その他 | 白州尾白川渓谷駐車場公衆便所 | 白州尾白川渓谷駐車場公衆便所 | 40.14 |
| | | | | **①増加分合計** | **6,927.15** |
| 減少（除却） | スポーツ施設 | プール | 小淵沢B&G海洋センター | 小淵沢B&G海洋センター | 101.00 |
| | 子育て支援施設 | 保育施設 | いずみ保育園 | いずみ保育園 | 796.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 須玉小学校 | 倉庫1 | 22.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 高根東小学校 | プール | 992.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 白州小学校 | 外便所 | 21.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 須玉中学校 | 業務員室 | 59.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 甲陵高等学校 | 甲陵高（寄宿舎（北棟）） | 561.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 甲陵高等学校 | 甲陵高（寄宿舎（南棟）） | 595.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 甲陵高等学校 | 甲陵高（女子寄宿舎） | 103.00 |
| | 学校教育施設 | その他教育施設 | 武川学校給食センター | 武川学校給食センター | 214.00 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 富士見ヶ丘住宅 | 富士見ヶ丘団地3号室 | 31.40 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 富士見ヶ丘住宅 | 富士見ヶ丘団地12号室 | 31.40 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 富士見ヶ丘住宅 | 富士見ヶ丘団地30号室 | 31.40 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 緑ヶ丘住宅 | 緑ヶ丘住宅（木造）7 | 34.35 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 緑ヶ丘住宅 | 緑ヶ丘住宅（木造）8 | 34.35 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 緑ヶ丘住宅 | 緑ヶ丘住宅（木造）9 | 34.35 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 緑ヶ丘住宅 | 緑ヶ丘住宅（簡易耐火）1（12～17） | 231.48 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 緑ヶ丘住宅 | 緑ヶ丘住宅（簡易耐火）2（18～21） | 139.28 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 御所前団地 | 御所前団地（木造）9 | 31.40 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 御所前団地 | 御所前団地（木造）10 | 31.40 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 御所前団地 | 御所前団地（木造）21 | 32.10 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 御所前団地 | 御所前団地（簡易耐火）1（41～44） | 138.40 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 御所前団地 | 御所前団地（簡易耐火）2（45～48） | 138.40 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 御所前団地 | 御所前団地（簡易耐火）3（49～52） | 138.40 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 高根団地 | 高根団地（木造）32 | 27.60 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 箕輪団地 | 箕輪団地（平屋）1（200～203） | 138.40 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 箕輪団地 | 箕輪団地（平屋）2（205～208） | 138.40 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 大林団地 | 大林団地165 | 34.60 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 大林団地 | 大林団地168 | 34.60 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 東尾根団地 | 全住棟 | 66.00 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 五町田団地 | 五町田団地2 | 29.80 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 五町田団地 | 五町田団地5 | 29.80 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 五町田団地 | 五町田団地6 | 29.80 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 五町田団地 | 五町田団地8 | 29.80 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 五町田団地 | 五町田団地10 | 29.80 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 五町田団地 | 五町田団地178 | 34.30 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 黒沢団地 | 黒沢団地60 | 28.10 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 黒沢団地 | 黒沢団地86 | 29.70 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 竹花2号団地 | 竹花2号団地17 | 31.40 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 巾下団地 | 巾下団地3 | 31.30 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 巾下団地 | 巾下団地5 | 31.30 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 巾下団地 | 巾下団地10 | 31.30 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 巾下団地 | 巾下団地12 | 31.30 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 巾下団地 | 巾下団地13 | 31.30 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 巾下団地 | 巾下団地17 | 31.30 |
| | 市営住宅 | 市営住宅 | 新井団地 | 全住棟 | 2,199.00 |
| 減少（地元譲渡） | その他 | その他 | 小淵沢町久保農林水産物処理加工施設 | 小淵沢町久保農林水産物処理加工施設 | 296.05 |
| 減少（民間貸付） | 学校教育施設 | 学校 | 旧高根北小学校 | 全校舎・屋内運動場等 | 2,082.00 |
| | 学校教育施設 | 学校 | 旧高根清里小学校 | 全校舎・屋内運動場等 | 3,696.00 |
| | | | | **②減少分合計** | **13,715.06** |
| | | | | **①-②** | **-6,787.91** |

### ② 目標の見直しに向けた考え方

当初の総合管理計画においては、本市の公共施設には比較的新しいものも多く含まれるという特徴を踏まえ、今後 30 年間で更新時期を迎える施設のみを対象に、それらの更新の際に 30%程度の延床面積の縮減を図るとの数値目標を定めていました。この際、更新対象とする施設は、施設機能の重要度より定めるものとし、次の分類に基づき、更新時の施設規模や大規模改修の実施予定を定めるものとしていました。

表３－３　前回計画における公共施設の分類別の条件設定

| 分類 | 主な施設分類 | 改修・更新の考え方 |
|---|---|---|
| ①法律等で設置が義務付けられている施設 | 市役所、子育て支援施設、学校教育施設、し尿等処理施設、火葬場 | 全量更新<br>築 30 年目に大規模改修を実施 |
| ②法律等による設置義務はないが、市で業務を行う必要がある施設 | 各総合支所、図書館、児童館、学校給食施設、保健・福祉施設、市立病院、市営住宅　等 | 更新時に 2 施設を 1 施設に統合<br>大規模改修は実施しない |
| ③再編・再配置や複合化・多機能化など重点的に管理運営形態を検討する施設 | 上記以外 | 更新時に 3 施設を 1 施設に統合<br>大規模改修は実施しない |

表３－４　今回の改訂における公共施設の分類別の条件設定

| 分類 | 主な施設分類 | 改修・更新の考え方 |
|---|---|---|
| ①法律等で設置が義務付けられている施設 | し尿等処理施設、火葬場 | 全量更新<br>必要に応じ大規模改修を実施 |
| | 市役所、子育て支援施設、学校教育施設 | 延床面積を 40%程度縮減<br>築 30 年を経過した施設については、廃止か存続かを検討した上で必要に応じて大規模改修を実施 |
| ②法律等による設置義務はないが、市で業務を行う必要がある施設 | 各総合支所、図書館、児童館、学校給食施設、保健・福祉施設、市立病院、市営住宅、等 | |
| ③再編・再配置や複合化・多機能化など重点的に管理運営形態を検討する施設 | 上記以外 | |

当初の総合管理計画においては、これらの考えに基づく結果として、計画期間の 30 年間で更新時期を迎える施設の延床面積の 30%程度を縮減することで、更新費用は 15.5 億円/年まで圧縮が可能となるとのシミュレーションが示されています。またこの結果に加えて、直近 5 年間の整備・改修費用の平均である 11.1 億円/年との均衡を図るために、更新時期を迎えない施設も含め、類似施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡等といった施設再編を進めることで施設総量の縮減を進めるとともに、民間活力の導入や面積縮減に伴う経費削減をも見込むことで、将来の更新費用と充当可能な財源の均衡を目指す、との考え方を基本としています。

しかし、これらの考え方に基づくと、計画策定時点の施設総量全体に対する延床面積の縮減量は 7.0%に留まることとなり、更新時期に到達する前の施設を対象とする類似施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡等といった施設再編の取組による総量縮減の目安（割合）は、数値としては明確に示されないこととなります。また、大規模改修を行う施設を「①法律等で設置が義務付けられている施設」に限定し、その他に分類される施設は大規模改修を実施せずに更新を迎える築 60 年目までの使用を継続することで、将来更新費用の削減を見込むことを基本としています。

一方で、前述のとおり、令和 2 年度末時点において本市の保有する公共施設を全て同規模で改修・更新した場合の費用（自然体）は、計画期間内に 1,111.5 億円と推計されていますが、これは直近 10 年間の整備・改修費の実績の 2 倍以上に相当することから、今ある施設を今後も維持し続けるとなると、大幅な財源の不足が生じることが見込まれています。

ここでの不足額は、あくまでも現在の保有量を全て維持し、決められた年度に改修・更新を行うとの仮定に基づくものですが、費用面からの検討は計画の実効性を裏付ける上でも重要であることから、縮減目標の適正性を評価するに当たっては、引き続き、施設総量全体に対する更新費用と過去の実績額との不足額を算出し、縮減目標を設定する上での根拠とすることを基本とします。

加えて、保有する全ての公共施設を対象に、適正配置や長寿命化といった具体的な対策内容を検討する個別施設計画の策定を令和 4 年度に控えていることを踏まえると、本計画の改訂に当たり、縮減目標は、計画期間内に更新時期を迎える一部の施設ではなく、現在保有する全ての公共施設を対象とした上で、定められた時期に改修及び更新を行うことを前提に、縮減すべき延床面積を具体的な数値で示すことが適切であると考えられます。

図３－２　改訂前後における縮減目標の見直しイメージ

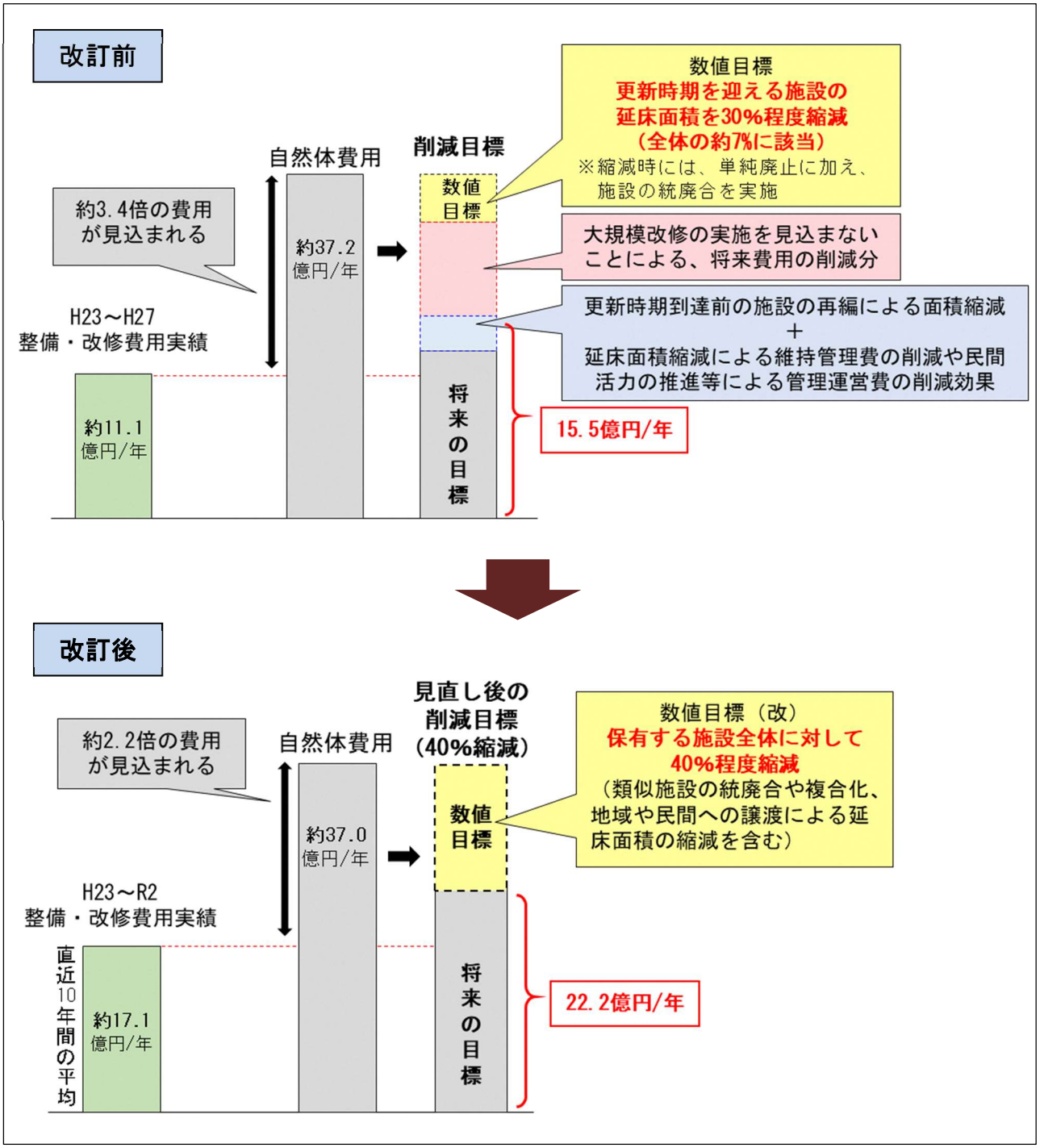


施設更新の際における基本的な考え方

- 公共施設の更新にあたっては、市民ニーズや社会の要請等を長期的な視点から検討し、複合化や多機能化による既存施設の有効活用や、公民連携による事業方式も積極的に検討し、保有量の縮減を図る。
- 築 40 年以上の公共施設や大きな改修が必要となった施設、耐震安全性が確保できない施設、バリアフリー化ができない施設は、原則として供用廃止を検討する。
- 大規模な修繕等（設備を含む）が必要となった場合
  ①築 30 年を経過した施設
  5 千万円を超える大規模な修繕等が発生・・・廃止か存続かを検討
  1 億円を超える大規模な修繕等が発生・・・廃止を検討
  ②築 40 年を経過した施設
  廃止を検討

### ③　目標の見直し

| 目　標 | ・計画期間の満了する令和 33 年度までに、公共施設の保有量（延床面積）を 40%程度縮減する<br>・類似施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡を進める<br>・更新等に係る財源確保のための取組を進める |
|---|---|

前述のとおり、自然体費用は、今後の年間予算の目安となる、直近 10 年間の実績額の約 2.2 倍に相当し、これらの均衡を図るためには、計画期間内における更新費用の約 55%を縮減しなければなりません。

加えて、本市の保有する施設総量は、山梨県内の他市と比較して約 2.1 倍であるとともに、人口が同規模である合併市と比較しても、本市はその約 1.6 倍の総量を抱えています。全国の市町村においても、本市と同様に施設の過剰保有の課題を抱え、その解決のための公共施設マネジメントを進めている現状を踏まえると、他市平均を大きく上回る施設総量を抱える現状においては、まずは人口規模が類似する合併市平均と同程度を目安に、施設総量の縮減に向けた取組を推進することが現実的であるといえます。

これらを踏まえ、本計画期間である令和 33 年までの 30 年間に、その保有量（延床面積）を 40%程度縮減することを目標とします。

延床面積を 40%縮減することで、市民 1 人当たりの延床面積は、9.09 ㎡/人から 5.45 ㎡/人にまで圧縮され、人口規模が類似する合併市平均の総量を下回ることとなります。同時に、計画期間における更新費用の総額についても、666.9 億円、年平均にすると 22.2 億円まで圧縮することが可能となります。しかし、依然として年平均 5 億円程度の不足額の発生が見込まれることから、この条件を縮減目標として定めるためには、延床面積の縮減に加えて、更新費用に充当する新たな財源を確保するための取組を推進する必要があります。

具体的には、類似機能の統廃合や複合化等により発生する未利用地及び余剰空間の売却や貸付、基金の積み立て、PPP[22]や PFI[23]等といった民間活力手法の導入、施設命名権（ネーミングライツ）の付与、使用料及び手数料等の見直し（受益者負担の適正化）等の様々な方策が想定されますが、各施設の利用実態や性質等を踏まえつつ、適切な方策の導入を推進するとともに、延床面積の縮減による施設の維持管理経費の削減等も見込むことで、公共施設等に係る財源不足を補てんし、将来の更新費用との均衡を目指していくものとします。

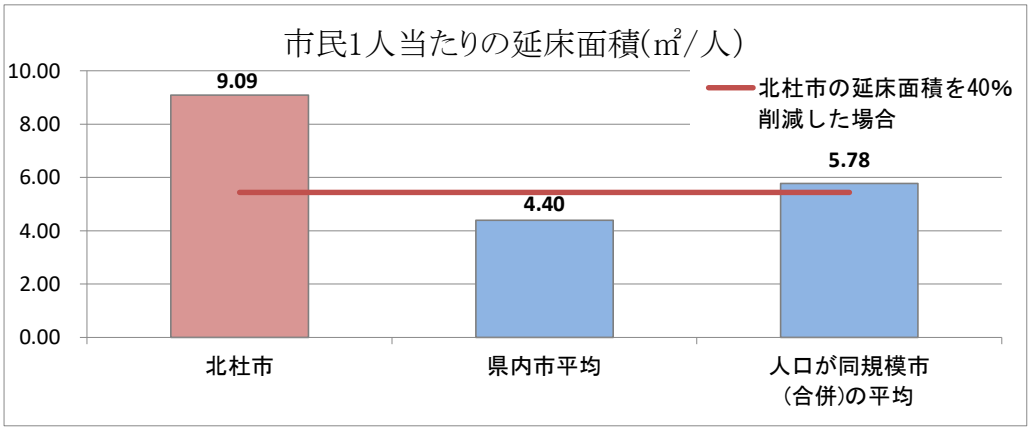


図３－３　人口１人当たり行政財産(建物)延床面積の他団体との比較（図２-３再掲）

22 PPP（Public Private Partnership）とは，公民が連携して公共サービスの提供を行うという枠組みをもった計画のこと。

23 PFI（Private Finance Initiative）とは，公共施設等の設計，建設，維持管理及び運営に，民間の資金とノウハウを活用し，公共サービスの提供を民間主導で行うことで，効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

**【参考】北杜市と人口と面積が同規模市の状況**

人口及び面積が北杜市と同規模市の状況は、市民１人当たりの延床面積の平均が 6.83 ㎡/人となっており、北杜市（9.09 ㎡/人）の方が多い状況にある。また、公共施設等総合管理計画の縮減目標は、7 市中 4 市が 40%以上となっており、本市の数値目標は、これらと比較して平均的な目標であることが分かる。

さらに、縮減後の市民１人当たりの面積は、平均 4.23 ㎡/人（北杜市を除く）となっており、これから見ても本市の市民１人当たりの延床面積（5.45 ㎡/人）は多いと言える。

なお、平成 30 年度人口１人当たりの面積の全国平均は、3.82 ㎡/人となっている。

| 自治体名 | 公共施設等管理計画の計画期間 | 市民1人当たりの延床面積（㎡／人） | 縮減目標 | 縮減後の市民1人当たりの延床面積（㎡／人） |
|---|---|---|---|---|
| 秋田県湯沢市 | ２５年 | 6.34 | 45% | 3.49 |
| 福島県喜多方市 | ３０年 | 6.08 | 30% | 4.29 |
| 新潟県糸魚川市 | ３０年 | 7.43 | 30% | 5.20 |
| 岐阜県恵那市 | ４０年 | 6.79 | 40% | 4.07 |
| 滋賀県高島市 | ３０年 | 7.29 | 50% | 3.64 |
| 島根県益田市 | ３０年 | 6.35 | 30% | 4.41 |
| 岡山県真庭市 | ４０年 | 7.54 | 40% | 4.52 |
| 北杜市 | ３０年 | 9.09 | 40% | 5.45 |

※上記自治体は、行政面積 500km2 以上 1,000km2 未満かつ人口が 4 万人以上 5 万人未満の市
※新潟県糸魚川市は、10 年後 10%、20 年後 20%、30 年後 30%としている。

なお、施設を更新する際の方針については、5 千万円以上の大規模な修繕等（設備を含む。以下「大規模な修繕等」という。）が必要となった時点で判断することとします。

具体的には、築 30 年を経過した施設については、その時点で廃止か存続かを検討することとします。なお、1 億円以上を要する大規模な修繕等が必要となった場合は、その時点で施設の廃止を検討することとします。

また、築 40 年を経過した施設については、大規模な修繕が必要となった時点で施設の廃止を検討することとします。

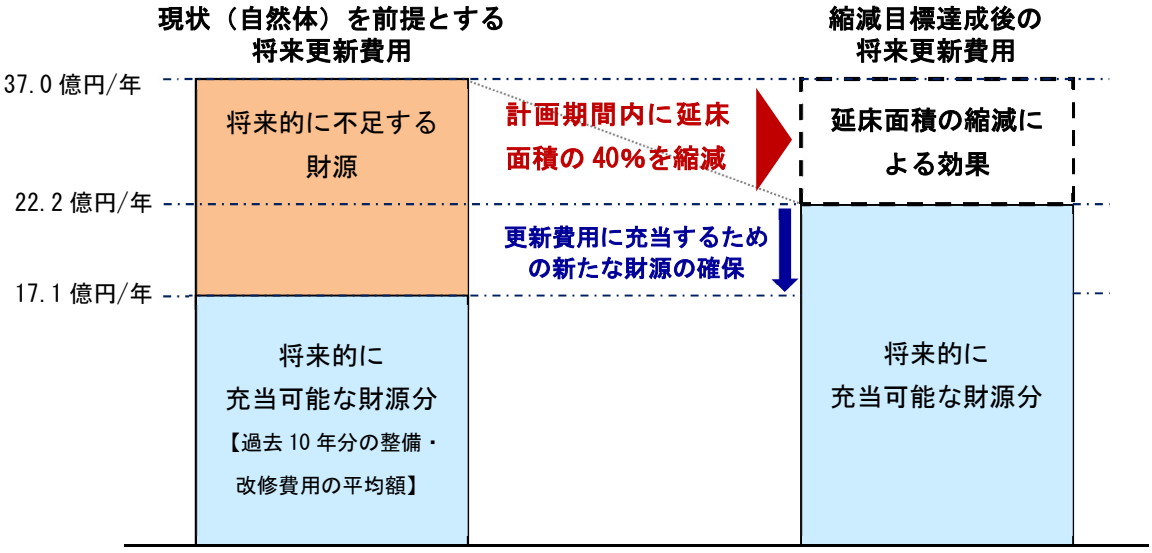


図３－４　将来の更新費用と財源の均衡を目指したイメージ

同時に、本市においては、サービスが重複する類似施設を多く抱えているとの課題の解消が必要であるとともに、多くの施設が建築後 30 年以上を経過し、大規模改修の必要性が直近に迫っていることを踏まえると、耐用年数を迎える前の段階から類似する施設の統廃合や複合化、地域や民間への譲渡を推進し、目標の達成に向けて、早期より公共施設の総量縮減を進める必要があります。

なお、目標の達成に当たっては、単に施設の総量縮減を推進するのではなく、施設自体の数や規模を縮小する一方で、サービス水準の維持・向上との両立を図ることが重要となります。

例えば、本市は地形的要因により、「八ヶ岳南麓高原エリア（高根町、長坂町、大泉町、小淵沢町）」、「甲斐駒ヶ岳エリア（白州町、武川町）」、及び「茅ヶ岳・瑞牆山エリア（明野町、須玉町）」の 3 エリアに分けられるとともに、エリア内の 8 地区（旧町村）においてそれぞれの生活圏が形成されていますが、総量縮減に当たっては、こうした地形的要因や生活圏を踏まえ、地区単位での配置が必要な施設は今後もサービスを維持するなど、市民生活への影響を十分考慮した上で、検討を進めていかなければなりません。

この際、従来の 1 施設 1 サービスの考え方ではなく、地域の中心地区に拠点施設を設け、必要となる複数の施設のサービスを一か所に集めることで、施設総量の縮減とサービスの継続を両立しつつ、利用者の利便性の向上や施設の有効活用といった相乗効果を得ることができます。このような取組を進めることで、市民生活への影響を最小限に抑えつつ、類似施設が重複するとの本市特有の課題を解決することが可能となります。

なお、公共施設の性質によっては、対策の有効性が認められる場合には、これらの地形的要因や生活圏、施設規模、施設間の距離等の状況に関わらず、最適配置の取組を進めていくものとします。

令和 4 年度に策定を予定している個別施設計画においては、今後の財政状況や人口規模の変化を見据えた上で、本市が保有すべき適正な施設規模や配置バランスを検討することで、施設の維持管理・運営の効率化やサービスの向上、利用者の利便性の向上を図りつつ、縮減目標を達成するための対策を定めるものとします。

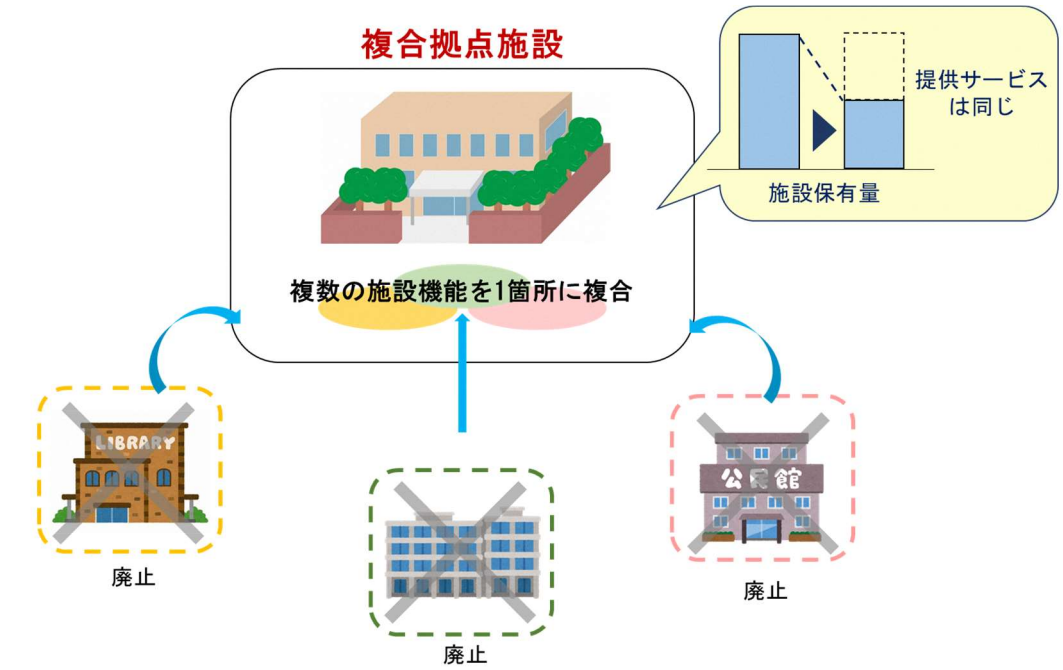


- 既存の単独機能施設の更新時に、周辺の他機能施設を複合化し、地域の拠点施設として新たに整備する。
  この際、各施設機能については、将来の人口減少を踏まえた規模で整備する。
- 施設総量を削減しつつ、利用者の利便性の向上や施設の有効活用を図れるとともに、施設運営を効率化することで、維持管理コストも縮減することができる

図３－５　周辺施設の集約化に伴う複合拠点施設の整備イメージ

### (2) インフラ

| 目　標 | ・施設の長寿命化や維持管理の見直しによるコスト削減を図る |
|---|---|

インフラは生活基盤となる施設であり、一度敷設した道路や橋りょう、上下水道等を廃止して総量を縮減していくという考え方は現実的でないと考えられることから、総量縮減の具体的な数値目標は設定せず、まちづくりとの整合を図りながら、利用需要の変化に応じた計画の中止等を含むインフラ全体の見直しを随時行っていきます。

また、既存施設については、維持管理の見直しや予防保全の導入による施設の長寿命化等、整備・維持管理コストの削減を図っていくことを目標とします。

## 2.　全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

### 2.1. 取組体制の構築

公共施設等の適正な規模・あり方・配置に関することや活用・整備・維持管理・運営に関することなどについて、施設の各部門を横断的かつ一元的に管理する「公共施設等総合管理計画推進本部」（以下、「推進本部」という。）を設置し、庁内の合意形成を行っています。また、推進本部での検討・協議結果を、北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会において検討した上で、北杜市行政改革推進委員会において審議し、公共施設マネジメントを推進しています。

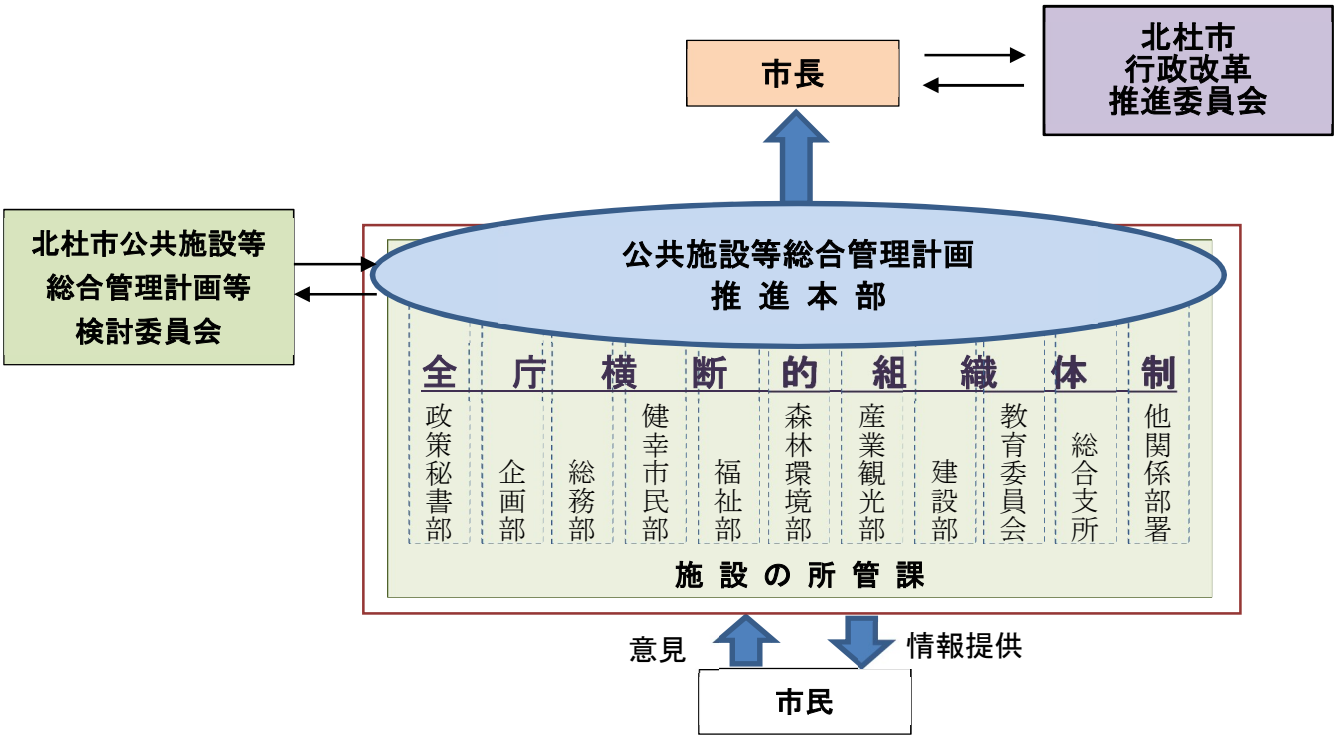


図３－６　公共施設マネジメント推進体制

### 2.2. 情報管理

各所管課が管轄する施設の網羅的な把握と管理に関する基礎情報として、固定資産台帳等を活用した公共施設等の情報管理体制を構築し、庁内での情報共有に努めます。

### 2.3. 共有方策

市民と公共施設等に関する問題意識を共有できるよう、情報開示に取り組みます。

情報公開は、広報紙やホームページ、説明会等を活用するとともに、市民からの意見も積極的に取り入れながら、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に生かす仕組みの構築を目指します。

### 2.4. 職員の意識改革

本計画の推進に際しては、個々の職員が計画の意義を理解した上で全庁的かつ横断的に取り組む必要があります。

公共施設等の現状等を十分理解し、経営的視点に立った総量適正化、予防保全管理への転換を図っていくとともに、社会経済状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応するため、自らの創意工夫により実践していくことが重要であり、研修会等の開催を通じて職員の啓発に努め、コスト意識の向上に努めていくものとします。

## 3. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

「施設の老朽化の進行」、「人口減少や人口構成の変化に伴うニーズの変化」、「財政的制約の強まり」という 3 つの課題に対し、「予防保全の考えに基づく維持管理の導入」、「事業領域及びサービス水準の見直し」、「総量の縮減やライフサイクルコストの削減による資金の適正な活用と管理」の 3 点を基本方針とします。

また、この基本方針を実現するため、「点検・診断の実施方針」、「維持管理・修繕・更新等の実施方針」、「安全確保の実施方針」、「耐震化の実施方針」、「長寿命化の実施方針」、「統合や廃止の推進方針」、「協働の推進」、「必要な公共サービスの再構築」、「ユニバーサルデザイン化の推進方針」及び「フォローアップの実施方針」を設定します。

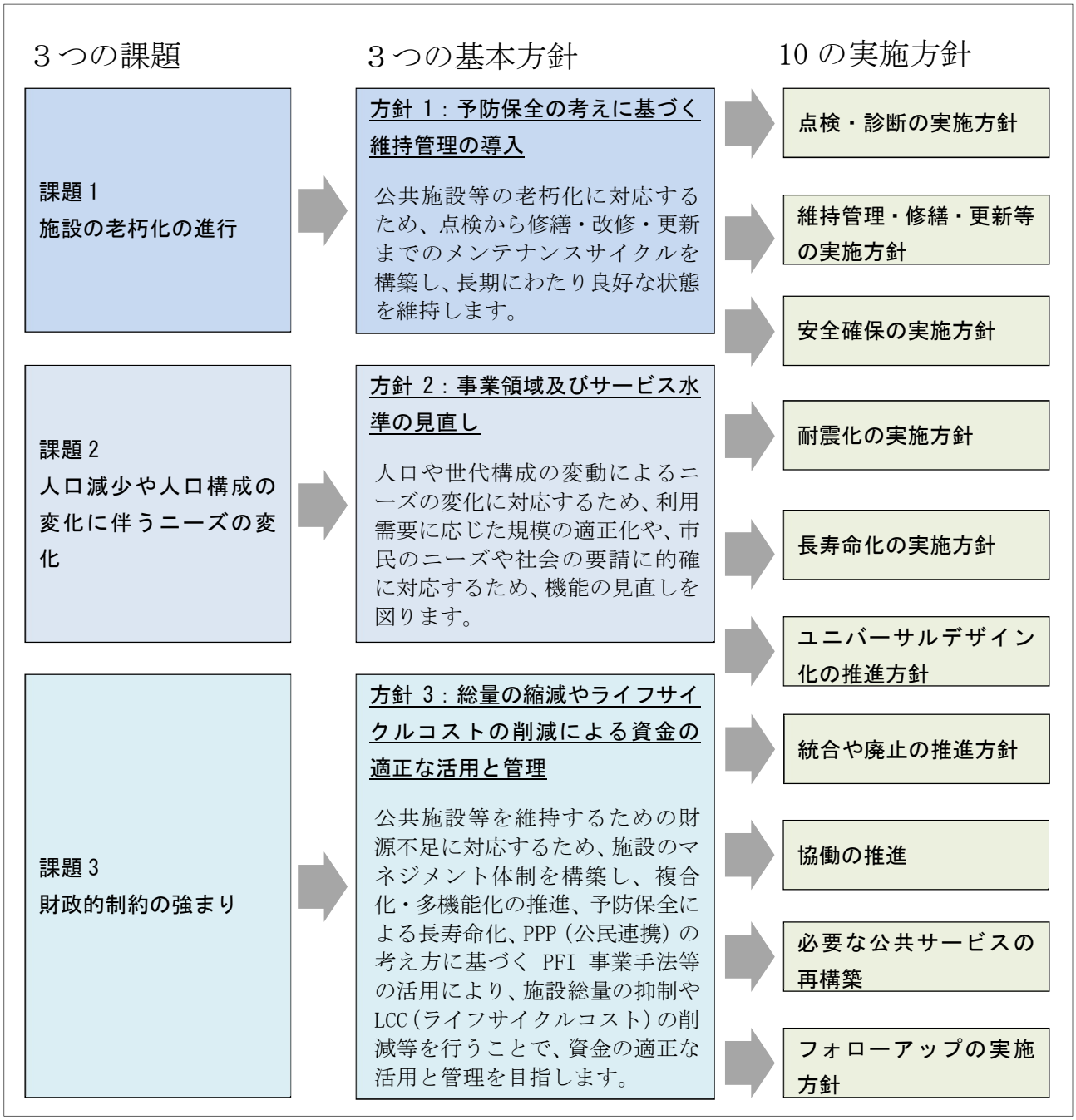


図３－７　管理に関する基本的な考え方（フロー）

## 3.1. 点検・診断の実施方針

点検には、法令に基づく法定点検と施設管理者による自主点検とがあります。法定点検を補完する自主点検を実施することで、不具合の早期発見につなげます。

自主点検では予防保全の考え方に基づき、日常点検及び定期点検、臨時点検等を実施し、適切な維持管理を行うため常に施設の状態を把握し、点検の結果をもとに、安全性、耐久性、不具合性、適法性、社会性、環境負荷性等を検討し、計画的な保全に努めます。

自主点検を行うに当たっては、国等が公表している点検マニュアルを参考とするとともに、公共施設については、本市独自の自主点検マニュアルである「劣化状況調査手順書」を活用し、対応することとします。

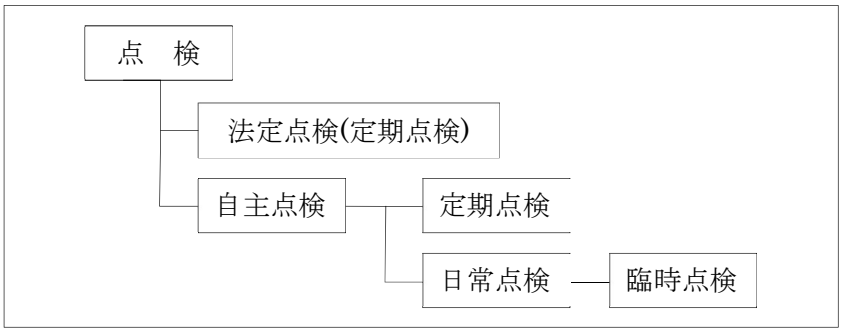


図３－８　点検の種類

## 3.2. 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検等により異常の有無や兆候を事前に把握・予測し、計画的に保全を実施する「予防保全」と、対症療法的な保全を実施する「事後保全」により、 建物を管理することを基本とします。

特に、現在保有する施設の中でも長寿命化の費用対効果が高いと判断された建物や今後新たに整備する建物については、予防保全の考え方に基づき、点検・診断、修繕・更新対策の実施、情報の記録・活用、次期点検までの「メンテナンスサイクル」を構築し、効率的かつ効果的な維持管理・修繕を目指します。

早期に用途を廃止する施設については、建物自体の劣化が少なく、費用対効果が高いと考えられる場合は「用途変換（コンバージョン）」を検討し、 建物を転用することで、有効活用を図ります。

また、施設を新規整備する際は、PPP（公民連携）の考え方に基づく民間資金とノウハウを活用した事業方式も積極的に検討し、施設総量の抑制やライフサイクルコストの削減等を行うことで、資金の適正な活用と管理を目指します。

なお、施設の更新に当たっては、市民ニーズや社会の要請等を長期的な視点から検討し、複合化や多機能化による既存施設の有効活用や、公民連携による事業方式も積極的に検討し、保有量の縮減を図るとともに、築 40 年以上の公共施設や大きな改修が必要となった施設、耐震安全性が確保できない施設、バリアフリー化ができない施設については、原則として供用廃止を検討します。

## 3.3. 安全確保の実施方針

点検・診断により、そのまま放置すれば著しく危険であることが予想される施設については、供用廃止を検討するとともに、供用廃止後に更新しないことが決定され、今後とも利活用の見込みのない施設については速やかに撤去を検討します。

## 3.4. 耐震化の実施方針

今後も継続して使用することが見込まれる施設のうち、現行の耐震基準を満たしていない可能性のある建物で、これまでに耐震診断が行われていない施設については、速やかに耐震診断を行います。

その結果、耐震性に問題があると判断される施設については、将来的な利用需要の見通しやサービスの必要性を考慮し、必要に応じて耐震改修の実施を検討するとともに、他の施設との複合化や多機能化、民間の資金やノウハウの活用、安全確保等について検討します。

## 3.5. 長寿命化の実施方針

今後も長期間に渡って継続して使用することが見込まれる施設については、点検・診断の結果を踏まえ、適切な修繕・改修等を行い長期間利用していくとともに、個別の長寿命化計画等を策定している公共施設等については、その計画に基づき、長寿命化改修工事を実施します。

## 3.6. ユニバーサルデザイン化の推進方針

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、公共施設等の改修・更新等の際には、市民ニーズや施設の状態を踏まえながらユニバーサルデザイン化を推進します。

## 3.7. 統合や廃止の推進方針

今後は、1 施設 1 サービスを基本とする、施設を重視する従来の考え方から、次に示すような「類似機能共有化」や「複合化・多機能化」を推進する、サービス重視の考え方に転換し、施設保有量の適正化に向けた取組を進めていきます。

具体的には、計画期間内において施設総量を 40%程度縮減するとの数値目標の達成に向け、令和 4 年度中に策定する個別施設計画において、公共施設の最適配置を検討していきます。個別施設計画では、保有する全ての施設を対象に、「類似機能共有化」、「複合化・多機能化」、「民間移管」、「譲渡」、「統廃合」、「供用廃止」といった最適配置に向けた方策を定めるとともに、その実施時期や必要となる費用等を含む、事業計画を策定します。

なお、本市の公共施設には、市庁舎等のように全市民が共通して利用する施設や各地域住民の利用を想定した施設、観光等市域外からの利用者も想定した施設、特定の産業に従事する人々のみが利用することを想定した施設等、多くのニーズを想定した多様なサービスが提供されていることから、最適配置を検討するに当たっては、こうした施設ごとの主な利用圏域を基本としつつ、施設の利用状況やコスト状況、代替性といったソフト面の観点と老朽化状況や防災状況等のハード面の観点より施設を総合的に評価した上で、今後の方向性を検討していくとともに、個別の方針が決まったものについては、計画の見直しの際に、反映させることとします。

なお、公共施設の性質によっては、対策の有効性が認められる場合には、利用圏域に関わらず、、最適配置の取組を進めていくものとします。

表３－５　公共施設の最適配置手法のイメージ

| 手法 | 概要 | 手法のイメージ |
|---|---|---|
| **① 類似機能共有化** | 類似する機能を共有化する。（集約化・統合） | 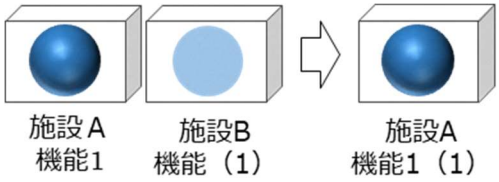 |
| **② 複合化・多機能化** | 既存の異なる機能の施設を統合し、複数機能を有した複合施設を整備する。 | 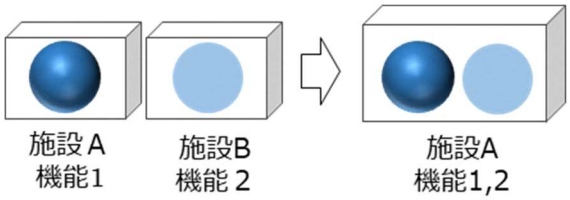 |
| **③ 民間移管・譲渡** | 民間移管（民間譲渡）<br><br>従来行政が行っていた事業を、全面的に民間資本によって実施する。 | 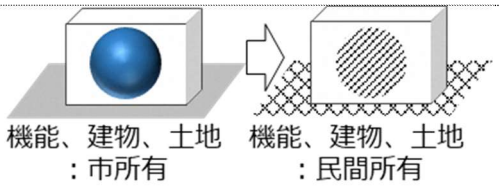 |
| | 譲渡（市民等譲渡）<br><br>施設を市民等に譲渡し、市民等による管理運営を行う。 | 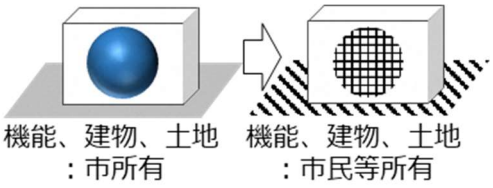 |
| **④ 管理運営の民間手法の導入** | 指定管理者制度の活用等、民間の資金やノウハウを導入する。 | 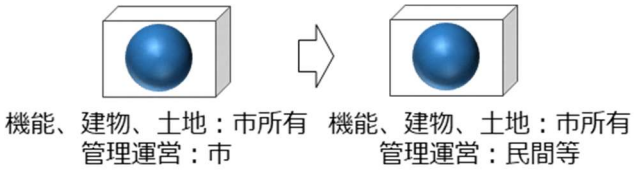 |
| **⑤ 広域連携** | 周辺自治体で共同所有若しくは役割分担を行う。 | 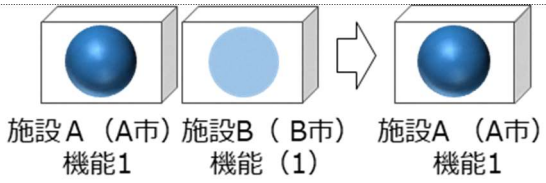 |
| **⑥ 廃止** | 公共サービスの提供及び建物を廃止する。 | 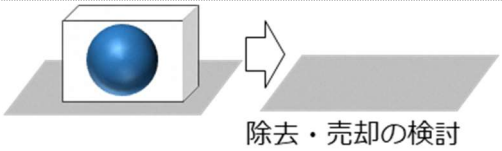 |
| **⑦更新** | 老朽化が進んだ施設を建替えること。 | 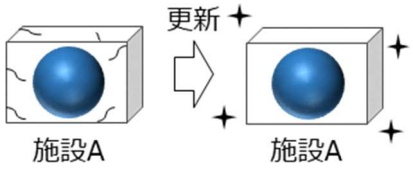 |
| **⑧大規模改修** | 目標とする耐用年数まで施設を使用できるよう、施設を全面的に改修すること。 | 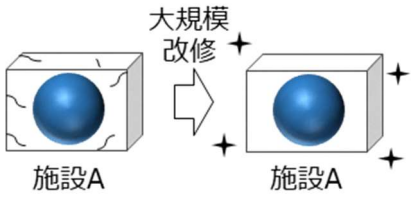 |

## 3.8.市民との協働の推進

公共施設は、市民共有の財産であることから、市民との協働による適正な施設管理、運営を図るとともに、将来のまちづくりの進展にも柔軟に対応できるかたちで次の世代へ引き継ぐこととします。また、地域住民による公共施設の管理運営が可能かつ適切な場合には、地域の現状を踏まえた上で、公共施設を地域コミュニティへ移譲することも検討します。

その他、PPP や PFI 等の民間活力の導入についても検討し、様々な資金やノウハウを持つ民間事業者の活力を活用し、施設整備、更新、維持管理、運営をより効果的かつ効率的に行えるよう検討します。

## 3.9.必要な公共サービスの再構築

### (1) PPP/PFI の活用方針

今後の人口減少や少子高齢化とともに厳しい財政状況が予測される中で、多様化する市民ニーズの全てに対して行政が対応することには限界があります。

今日、公共サービスの主体は必ずしも行政だけではなく、民間事業者等がサービス提供を担える時代となっています。

今後、持続可能な行政サービスを提供していくためには、全てを行政が担うという発想を転換し、行政が果たすべき役割を明確にした上で、民間が担うことのできるサービスについては管理運営も含めて積極的に民間に委ねていきます。

### (2) 公共サービスの維持・向上（「機能」と「建物」の分化）

行政が担うべきと判断されたサービスについては、施設重視の考え方から機能を重視した考え方に発想を転換し、複数のサービスを１つの建物に集約（複合化）することなどで、施設総量の縮減やサービスのワンストップ化、多世代が１か所で利用できる施設の提供等、利用者の利便性の向上や維持管理の効率化等、行政サービスの維持に努めつつ、施設の最適化を図っていきます。

### (3) 広域連携の方針

広域的な利用が可能な施設においては、近隣市町村との相互利用や共同運用、サービス連携、役割分担等を検討することで財政負担の低減を図ります。

なお、施設の最適配置を検討するに当たっては、防災拠点の機能を損なわないよう配慮します。

## 3.10. フォローアップの実施方針

今後 30 年間と長期に渡る計画期間において、縮減目標の達成に向けて、施設総量の縮減や適正配置等を始めとする各種の取り組みを行っていくことは容易ではありません。そのため、計画の進行管理を着実に進めていくために、業務サイクル（PDCA サイクル）を構築します。

業務サイクル（PDCA サイクル）においては、本計画に加え、施設分類ごとに策定する個別施設計画の策定を P（PLAN：計画）とし、計画に基づく各種事業の実施を D（DO：実行）、公共施設等の劣化状況調査結果や固定資産台帳データベース等に基づく施設の現状把握・分析や計画の進捗評価及び実効性の検証を C（CHECK：評価）、評価・検証結果に基づく個別施設計画の策定推進・改訂や本計画の改訂を A（ACTION：改善）、として位置付け、このサイクルにより、公共施設マネジメントを推進していきます。

また、計画の見直しにあたっては、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みについて、財政状況等を踏まえた上で継続的に精査すると共に、縮減目標の進捗状況を評価し、必要に応じて適宜見直しを行っていきます。

なお、見直しにあたっては、庁内組織における検討に加え、議会への報告や市ホームページ及び広報等への掲載等による市民への周知を図っていきます。

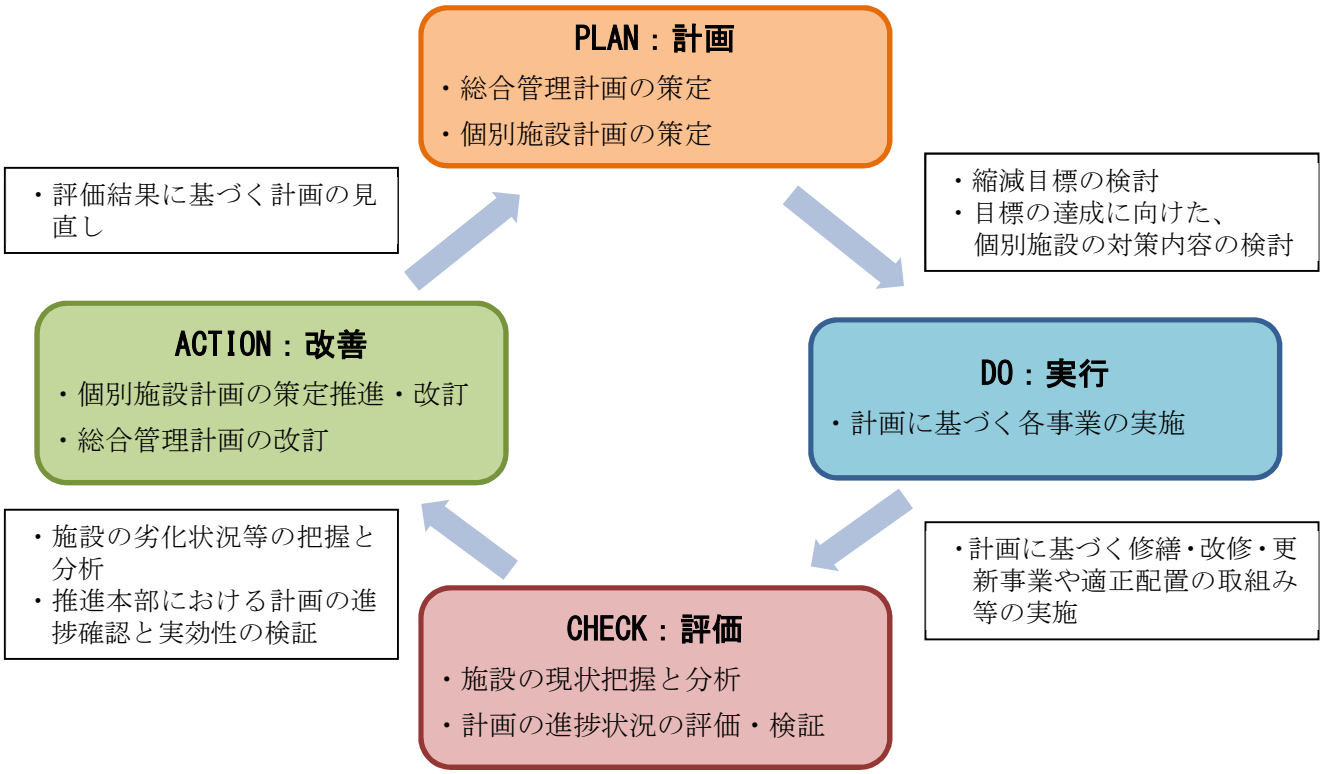


図３－９　業務サイクル（PDCA サイクル）

# 第４章　施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

公共施設やインフラは、市民生活や経済活動を支える重要な施設であり、必要な施設の機能を安全かつ持続的に維持していきます。

財政的制約が強まる中、これまで取り組んできた「事後保全」という考え方から「予防保全」の考え方へとシフトし、ライフサイクルコストの削減や更新等に係る予算の平準化、施設総量の抑制等により、資金の適正な活用と管理を目指します。

多くの公共施設等は、各所管部署において策定される個別施設計画に基づき管理が行われています。今後の各個別施設計画の見直し時期等の機会に、本計画の考え方に合致しているかどうかを検証し、整合を図ることとします。

また、個別施設計画にはない新たな視点として、社会構造の変動による利用需要の変化に応じた総量最適化を検討するとともに、PPP（公民連携）の考え方に基づく民間のノウハウや資金の活用等にも積極的に取り組み、必要な施設の機能を安全かつ持続的に維持していきます。

# 1. 公共施設

## 1.1. 施設類型ごとの方針

### 1.1.1. 行政系施設

行政系施設には庁舎等が 10 施設、その他行政系施設（ケーブルテレビ施設）が 2 施設あります。

**【庁舎等】**

・庁舎等は、本市行政の中枢施設であるため、提供される市民サービスについては継続することを基本とします。
・庁舎等は、これまで可能な限り既存の建物を有効活用する考え方で整備を行ってきましたが、庁舎等は行政機能の提供のみならず、地域交流や防災等の多様な機能を有していることから、そうした多様なニーズを充足できるよう計画的に整備を行っていきます。
・市民サービスの維持を図ることを最優先とし、組織・機構の見直し、各課の再配置を行う中で、直接サービスを提供する窓口の集約化等を図るとともに、効率的な事務執行ができる環境の整備に向けて検討していきます。
・複合化されていない総合支所については、効率的な事務スペースの配置を不断に実施し、他施設との複合化や民間への貸付け等による延床面積の縮減と施設の有効活用を図ります。
・本庁舎の建設と総合支所のあり方についても検討を進めます。

北杜市役所

明野総合支所

**【その他行政系施設】**

・放送施設（旧局舎）については、民間移管・譲渡や貸付けを検討するほか、用途変更等による施設の有効活用を検討します。さらに、保有量の縮減を図るため、廃止も視野に入れ施設のあり方を検討していきます。

有線テレビ放送施設
（旧高根ふれあいテレビ）

### 1.1.2. 市民文化系施設

市民文化系施設には、文化施設 3 施設と集会施設 11 施設があります。

**【文化施設】**

・3 施設とも比較的近距離に設置されていること、ホールの規模も類似していること、改修・更新もおおよそ同時期に迎えることなどから、将来的には建物の老朽化や人口動向等の社会情勢の変化に応じて、最適配置を検討する中で、さらなる利用率の向上に努めるとともに、統合、複合化・多機能化、指定管理者制度の活用等の民間の資金やノウハウの導入についても検討し、施設の有効活用を図ります。

須玉農村総合交流ターミナル
（須玉ふれあい館）

**【集会施設】**

・地域交流や市民活動の拠点として、サービス水準の低下を招かない取組を最優先とし、老朽化が著しい施設や利用度・稼働率が低い施設については、今後の維持管理費、改修費等を勘案し、最も効果的な対応を行うよう検討を進めます。
・大規模改修や建替えの際は、施設の利用圏域を考慮した上で、類似サービスの集約化や他施設で提供されるサービスの複合化等の可能性についても検討し、施設の有効活用を図ります。

甲斐駒センターせせらぎ

### 1.1.3. 社会教育系施設

社会教育系施設は、図書館 8 施設、資料館等 13 施設、合計 21 施設で構成されています。

**【図書館】**

・図書館は、図書その他資料の提供はもとより、市民の生涯学習の拠点でもあることから、サービスの継続を基本としますが、人口減少や人口構成の変化を考慮し、中核的な図書館への集約化、機能の充実・強化について検討します。

＜新・行政改革大綱の基本方針＞
・中核的な図書館 3 施設程度に集約・再編し、機能の充実・強化を図ります。
・集約再編にあたっては、賑わいの創出、市民交流、コワーキングなど新たな価値創出の拠点としての機能の強化・充実も図ります。

たかね図書館

**【資料館等】**

・施設の効果的な運営を図るため、より効果的な活用ができるよう運営方式も含めて施設の在り方を検討していきます。
・文化財指定等の建造物は、その文化財価値の維持・向上を目指します。

考古資料館

### 1.1.4. スポーツ施設

スポーツ施設には、プール 1 施設、体育館 9 施設、屋内ゲートボール場 9 施設等、合計で 46 施設あります。

**【プール、体育館、弓道場、武道場、屋内ゲートボール場、グラウンド・管理施設等】**

・スポーツ施設については、機能やサービスの重複がみられることから、地域ニーズ、利用者の動向、学校施設との機能分担を見極めながら大規模改修・更新時の規模縮小や他施設との統合や複合化・多機能化を検討し、保有量の縮減を図ります。
・施設の維持管理・運営については、各施設の利用状況を踏まえ、施設の維持管理等に民間のノウハウやサービスを適切に導入し、効率的な維持管理とサービスの維持に努めます。
・老朽化が進み、かつ、耐震改修が未実施である施設や、利用実績が減少若しくは実績のない施設については、費用対効果等の様々な面から統廃合や機能・規模の見直しを検討していきます。

明野弓道場

白州運動広場施設

### 1.1.5. 産業系施設

産業系施設は、大分類では最も施設数が多く、観光施設が 31 施設、農林施設が 44 施設、温泉施設が 10 施設と全部で 85 施設あります。

**【観光施設】**

・観光施設は、本市の豊かな自然を活用した施設であるとともに、宿泊可能な施設もあることから、特に夏季の観光シーズンには多くの利用者が訪れます。今後においては、地域の特性を生かしたイベント開催や快適な利用環境の創出等により、集客性の向上に努めます。また、点検や修繕を随時行い、利用者の安全確保に努めます。

・建物管理も含めた積極的な民間活用により、維持管理費の抑制を図るとともに、施設の民間移管・譲渡も視野にサービスの質の維持や収益性を高める取組を検討していきます。

・利用率が低く維持管理コストが高くなっている施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう利用需要に応じた施設の有効活用を検討するほか、保有量の縮減を図るため、施設の民間移管・譲渡や廃止も視野に入れ、施設の在り方を検討していきます。

清里駅前観光総合案内所

リフレッシュビレッジこぶちさわ
「スパティオ小淵沢」

**【農林施設】**

・建物管理も含めた積極的な民間活用等により、維持管理費の抑制を図るとともに、今後も引き続きサービスの質の維持や収益性を高める取組を検討していきます。

・利用率が低く維持管理コストが高くなっている施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて、より効果的な活用ができるよう利用需要に応じた施設の有効活用を検討するほか、保有量の縮減を図るため、施設の民間移管・譲渡や廃止も視野に入れ、施設の在り方を検討していきます。

・農業生産者や農産物加工者等の特定の市民に利用されている施設については、地域団体等に施設を譲渡する方向で検討していきます。譲渡に当たっては、財産の保有の在り方や経営支援の在り方について協議していくこととします。

高根クラインガルテン

明野町育苗センター

**【温泉施設】**

・温泉の性質上、設備の腐食が進みやすい特徴があるため、早い段階で老朽化に対する点検を行うとともに、計画的な修繕の実施により、施設を適正に維持管理していきます。
・利用者が安心して施設を利用できるように、指定管理者と連携しながら安全の確保を図ります。
・施設の老朽化による維持管理費が増大し、本市の財政を圧迫することが想定される中、これら温泉施設の運営方針をどのように見直していくか今後の大きな課題となっています。経営的な視点から、利用状況や運営方法等を検証し、施設の民間移管・譲渡を検討するほか、大規模改修の到来時期に合わせて廃止を検討し、将来的に縮小を進めます。

＜新・行政改革大綱の基本方針＞
・指定管理者による経営努力を促進します。
・施設の民間移管・譲渡を検討します。
・利用状況や経営状況の改善が見込めない施設については、大規模な修繕が必要になった場合、原則廃止とします。

白州・尾白の森名水公園
（尾白の湯）

むかわの湯

### 1.1.6. 子育て支援施設

子育て支援施設には、幼児・児童施設が 23 施設、保育施設が 15 施設、合計で 38 施設あります。

**【幼児・児童施設】**

・放課後児童クラブは、本市の小学生を対象に、保護者が労働や病気等により、放課後に家庭で児童を保育することができない場合に、保護者の代わりに児童を保育することを目的として各小学校区に設置された施設であり、サービスの継続を基本としますが、児童数の将来推移や社会情勢等の変化を視野に入れ、教育委員会と連携を図る中で、最適配置を検討します。

・児童館は、児童福祉法に基づき、子どもたちに健全な遊びを提供し、子どもたちの心身の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された施設であり、サービスの継続を基本としますが、人口減少や人口構成の変化を考慮し、長期的な視点から規模の見直しや集約化の検討を進めていきます。

・つどいの広場や子育て支援センターは、多様なニーズに対応するために、子育て世代に欠かすことのできない施設として、公共施設の空きスペースを利活用する等、他施設への複合化・多機能化を検討していきます。

清里放課後児童クラブ

長坂東放課後児童クラブ

**【保育施設】**

・保育園は、児童福祉法に基づき、保護者が労働や病気等により、日々家庭で児童を保育することができない場合に、保護者の代わりに児童を保育することを目的として設置された施設であり、サービスの継続を基本としますが、「北杜市立保育園整備計画」や「北杜市保育園充実プラン」の見直しと合わせ、適正規模、適正配置を行っていきます。

・旧町村に複数の保育園が設置されている地域については、優先して統廃合を進めます。

・将来的には、他市の公立保育園利用水準と同程度の利用水準を目指し、施設の統廃合を検討します。

・保育ニーズの多様化に伴い、指定管理者制度の活用等、民間の資金やノウハウを導入した施設運営について検討するとともに、公立保育園の民間移管・譲渡についても検討を進めます。

＜新・行政改革大綱の基本方針＞

・旧町村地域に複数の保育園が設置されている地域などについては、優先して統廃合を進めます。

・将来的には近隣 3 市の公立保育園利用率水準 88.4%と同程度の利用率水準を目指し、8～10 施設での集約化・統廃合を進めます。

・休日保育、長時間保育等の保護者ニーズに応じたサービスの充実を図るため、指定管理者制度を活用した民間事業者による施設運営や完全民営化についても検討を進めます。

しらかば保育園

わかば保育園

### 1.1.7. 学校教育施設

学校教育施設には、学校が 20 施設、その他教育施設が 6 施設あります。

**【学校】**

・小中学校については、児童数の将来推移や社会情勢等の変化も視野に、統廃合も含め最適配置を行います。
・高等学校については、施設の計画的な維持補修等を実施していきます。
・児童、生徒が安全かつ安心して学ぶことができるよう教育環境及び安全の確保を図るとともに、学校施設としての機能のほかにも防災拠点等の重要な機能も併せ持っていることから、計画的に改修を行い、長寿命化を図ります。

＜新・行政改革大綱の基本方針＞

・国が定める適正な学校規模の学級数は、概ね 12～18 学級となっています。
・生徒数が減少している中で、施設の老朽化などによる将来的な財政負担の軽減と魅力ある学校づくりを推進するため、国の指針や県内他市の公立中学校における 1 校あたりの生徒数 267 人と同水準程度となる 2～4 校での統合・再編を進めます。
・中学校の統合・再編等により縮減された財源については、学校防災機能や教育機能の強化、教育の質向上に向けた投資など第 3 次北杜市総合計画を推進するための財源として活用します。

長坂小学校

高根中学校

**【その他教育施設】**

・教職員住宅については、現在、外国語指導助手の住宅として活用していますが、今後の施設の利用状況を踏まえ、廃止や用途変更等の検討を行うこととします。
・学校給食センター及び学校給食調理場については、引き続き、安全・安心でおいしい給食の提供と効率的な施設運営の両立を図ることとしますが、児童・生徒数の推移を踏まえつつ、長期的な視点から集約化の検討を進めていきます。

＜新・行政改革大綱の基本方針＞

・小淵沢学校給食センター及び泉中学校給食調理場は、今後、老朽化が一層進み、大規模な修繕等が見込まれることから、北杜南学校給食センター又は北杜北学校給食センターへの統合を進めます。

高根清里教職員住宅

北杜南学校給食センター

### 1.1.8. 保健・福祉施設

保健・福祉施設には、高齢者福祉施設が 15 施設、障がい福祉施設が 2 施設、保健施設が 1 施設、合計で 18 施設があります。

**【高齢者福祉施設】**

・老年人口は増加しているものの、民間による類似サービスの拡大や高齢者の価値観・意識の多様化等の背景もあることから、「北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画（ほくとゆうゆうふれあい計画）」との整合を図る中で、今後の高齢者福祉の需要や市民ニーズ等を踏まえながら、サービス提供の在り方や施設配置等の見直しを検討していきます。

・介護老人保健施設は、介護を必要とする高齢者の自立を支援し自宅での生活復帰を目指す施設であること、また、訪問看護ステーションについては、在宅看護の拠点としてその役割は重要であることから、サービスの継続を基本としますが、人口減少や人口構成の変化を考慮し、長期的な視点から規模の見直しや集約化の検討を進めていきます。

武川町デイサービスセンター

明野小笠原高齢者憩いの家

**【障がい福祉施設】**

・障がい福祉を推進し、社会参加を一層促進すること、また、障がい者の生活支援の拠点として、障がい福祉施設の果たす役割は重要であることから、サービスの継続を基本としますが、人口減少や人口構成の変化を考慮し、長期的な視点から規模の見直しや集約化の検討を進めていきます。

障害者総合支援センター
（かざぐるま）

**【保健施設】**

・保健センターは、保健事業の企画・調整等を担う拠点としての役割に加え、子育て世代における身近な相談から支援までの包括的な機能を併せ持つ施設であることから、サービスの継続を基本としますが、人口減少や人口構成の変化を考慮し、長期的な視点から規模の見直しや集約化の検討を進めていきます。

保健センター
（子育て世代包括支援センター）

### 1.1.9. 医療施設

医療施設は 4 施設あります。

**【医療施設】**

・市民の健康づくりを担う上で市立病院の果たす役割は極めて重要なものであり、市内には 2 つの市立病院のほか、2 つの診療所が設置されていることから、両者が連携しながら、それぞれの役割を果たしていくことが必要です。

・地域住民から信頼され安全・安心な医療を提供していくために、今後も黒字化を図るための諸改革を進め、病院経営の健全性を確保していくとともに、必要な改修や設備等の更新を行っていきます。

・超高齢社会を控え、医療施設は、在宅の高齢者が安心して暮らしていける地域の支えになる必要があることから、「山梨県地域医療構想」を踏まえ、在宅医療やへき地医療への要請にも応えられる機能や施設の整備も含めて、施設のあり方を検討していきます。

塩川病院

甲陽病院

### 1.1.10. 市営住宅

市営住宅は 51 施設あります。

**【市営住宅】**

・市営住宅については、機能維持を基本としつつ、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」に基づき最適配置を行うとともに、活用計画に基づく用途廃止・維持保全・全面的改善・建替え・耐震化等を計画的に推進します。

・老朽化し、耐震基準を満たさない木造戸建・簡易平屋建住宅については、居住者の住宅確保を図りながら、整理縮小を進めます。

・既に用途廃止された施設については、「北杜市営住宅総合活用計画・長寿命化計画」に基づき有効活用を進めるものとします。

・少子高齢化等の社会情勢に応じた効果的で効率的な運営を図るため、将来的には駐車場使用料等の在り方についても、負担の公平性の観点から検討する必要があります。また、民間活力を活用した新たな仕組みについても検討する必要があります。

高根団地

山崎団地

＜新・行政改革大綱の基本方針＞

・公営住宅が住宅セーフティネットの役割を担っていることや一定の入居率があることを十分踏まえた中で、北杜市公共施設等総合管理計画の改訂に基づき、「北杜市公営住宅等総合活用計画・長寿命化計画」を見直すとともに、目標管理戸数の達成に向けて、着実な用途廃止と有効なストックの長寿命化を並行して実施していきます。

・老朽化し、耐震基準を満たさない木造戸建・簡易平屋建住宅の居住者の安全確保を図るため、退去者への住宅確保支援や公営住宅の減免・免除規定等について見直しを行い、入居替えを促進します。

供給処理施設 1 施設は、法律等で設置が義務付けられている施設です。

**【供給処理施設】**

・供給処理施設（し尿等処理施設〈北部ふるさと公苑〉）は、環境衛生上必要不可欠な施設として維持していく必要があるため、将来の人口動態や生活排水処理動向を考慮した施設規模の適正化や長寿命化等の整備を検討していきます。

北部ふるさと公苑

### 1.1.12. その他

その他に分類される施設は 46 施設あります。

**【その他】**

・火葬場（北の杜聖苑）は、市民生活に必要不可欠なサービスを提供するために必要な施設として維持していく必要がありますが、施設の長寿命化等を検討するとともに、広域的な視点での合理化が見込まれる場合には他団体との広域連携等についても検討していきます。

・駐車場については、長寿命化や適切な維持補修等により、維持管理費用や更新費用の抑制を図りながら当面は維持することとしますが、利用状況や地域環境等を見極めつつ、適正な管理と見直しを進めていきます。

北の杜聖苑

### 1.1.13. 普通財産

行政財産以外の財産として普通財産があります。

**【普通財産】**

・普通財産は、積極的な利活用を推進するほか、状況によって売却や除却を図ります。

・貸付物件については、適正な賃貸料による貸付けを行うことで歳入確保を図ります。

旧増富中学校

## 2. インフラ

インフラは、市民生活や経済活動を支える重要な施設であり、必要なインフラの機能を安全かつ持続的に維持していくことが求められます。

財政的制約が強まる中、維持管理作業や調査・点検作業等の合理化を進めるとともに、新設や更新の際には設計段階から維持管理・調査・点検作業に適した設計となっているかをチェック項目に加えます。さらに、ICT[24]を活用した市民からの情報提供システムを導入することなどで、必要最小限の人材で効率的な維持管理を行う仕組みの構築を検討します。

また、維持補修に係る費用の削減と併せて、更新等に係る予算の平準化が求められることから、これまでの「事後保全」の考え方から「予防保全」の考え方へとシフトしていく必要があります。

なお、インフラについては、所管部署において施設類型ごとに個別施設計画が定められていることから、本計画の策定後は個別施設計画の見直し時期を捉え、本計画との整合を図りながら個別施設計画を策定するものとします。また、個別施設計画にはない新たな視点として、社会構造の変動により不要となるインフラ資産がないかを計画の見直し時期等を活用して随時確認することとします。

また、利用需要の変化に応じた総量最適化を常に検討するとともに、業務の見直しによる効率化や PPP（公民連携）の考え方に基づく民間のノウハウや資金の活用等にも積極的に取り組み、所定の機能を維持しながら施設を長寿命化させることや、施設総量の抑制やライフサイクルコストの削減等を行うことで、資金の適正な活用と管理を目指します。

24 情報通信技術のこと。

## 2.1.　道路

・「北杜市舗装長寿命化修繕計画」に基づき整備を進めていきます。
・維持管理作業や調査･点検作業等の合理化を進めるとともに、打換え工事（オーバー・レイ）については、安全・安心が確保できる範囲内での適正な管理水準を設定し、費用の削減を図ります。
・計画の見直し時期においては、利用需要の変化に応じて計画の中止や廃止を含む道路網の再構築を検討します。
・「北杜市舗装長寿命化修繕計画」の対象は一部の路線に限られているため、今後は道路全体の舗装状況を把握し、計画的な維持管理ができる仕組みを検討します。

市道江草・小笠原線

## 2.2.　橋りょう

・「北杜市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的な維持管理を実施することで長寿命化を図り、維持管理コストの削減に努めます。
・「北杜市橋梁長寿命化実施計画」の対象は主に橋長 5m以上の橋りょうとしているため、今後は対象外の橋りょうについても計画的な維持管理ができる仕組みを検討します。
・良好な状態を保つため、日常的な維持管理として道路パトロール及び清掃などを実施します。

流川橋

## 2.3.　トンネル

・「北杜市トンネル・カルバート長寿命化修繕計画（令和 2 年 3 月）」に基づき、計画的な維持管理を実施することで維持管理コストの削減に努めます。

多麻トンネル

## 2.4.　上水道

・施設の老朽化、人口減少等による料金収入の減少等、経営環境が厳しさを増している中で、投資・財政計画の基礎となる「北杜市上下水道事業経営基本計画」を定期的に見直し、安全かつ維持可能な住民サービスの提供が可能となるよう経営の効率化及び健全化に努めます。
・上水道施設においては、固定資産台帳の更新と施設の状況把握に努め、施設の長寿命化や重要度・緊急時対応等に考慮した「北杜市水道施設中長期整備計画及びアセットマネジメント」に基づき、効率的かつ効果的な施設整備に取り組みます。

女取第 1 配水池

## 2.5.　下水道

・施設の老朽化、人口減少等による料金収入の減少等、経営環境が厳しさを増している中で、投資・財政計画の基礎となる「北杜市上下水道事業経営基本計画」を定期的に見直し、将来にわたり安定的な汚水処理に努めます。
・下水道施設においては、固定資産台帳の更新と施設の状況把握に努め、「北杜市公共下水道処理施設・管路施設維持管理計画（平成 30 年 2 月）」、「北杜市農業集落排水施設最適整備構想（平成 26 年 3 月）」等の個別計画に基づき、施設の統廃合といった経営合理化を図るとともに、「北杜市下水道 BCP[22]（平成 28 年 3 月）」により災害時への対応にも努めます。

須玉第一浄化センター

[25] BCP（Business continuity planning：事業継続計画）とは，災害発生時に短期間で重要な機能を再開し，事業を継続するための対応方針を定めた計画のこと。

## 巻末　対象施設一覧（公共施設）

| No. | 大分類 | 中分類 | 施設名称 | 棟数 | 総延床面積（㎡） | 建設年度（代表棟） | 所在地 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 行政系施設 | 庁舎等 | 北杜市役所 | 7 | 8,724.9 | 1983 | 須玉町大豆生田961番地1 |
| 2 | 行政系施設 | 庁舎等 | 明野総合支所 | 4 | 3,208.6 | 1993 | 明野町上手5219番地1 |
| 3 | 行政系施設 | 庁舎等 | 須玉総合支所 | 1 | 1,048.3 | 1989 | 須玉町若神子2155番地 |
| 4 | 行政系施設 | 庁舎等 | 増富出張所 | 1 | 73.3 | 1991 | 須玉町比志3621番地30 |
| 5 | 行政系施設 | 庁舎等 | 高根総合支所 | 5 | 3,106.8 | 1982 | 高根町村山北割3261番地 |
| 6 | 行政系施設 | 庁舎等 | 長坂総合支所 | 5 | 3,282.1 | 1977 | 長坂町長坂上条2575番地19 |
| 7 | 行政系施設 | 庁舎等 | 大泉総合支所 | 7 | 306.4 | 1980 | 大泉町谷戸３０２５番地 |
| 8 | 行政系施設 | 庁舎等 | 小淵沢総合支所 | 1 | 200.0 | 1973 | 小淵沢町7711番地 |
| 9 | 行政系施設 | 庁舎等 | 白州総合支所 | 1 | 831.7 | 2003 | 白州町白須312番地 |
| 10 | 行政系施設 | 庁舎等 | 武川総合支所 | 3 | 1,138.9 | 1987 | 武川町山高1457番地3 |
| 11 | 行政系施設 | その他行政系施設 | 有線テレビ放送施設（旧高根ふれあいテレビ） | 1 | 460.0 | 1993 | 高根町村山北割3261番地 |
| 12 | 行政系施設 | その他行政系施設 | 農村多元情報システム施設(旧にこにこすていしょん) | 1 | 421.2 | 1996 | 小淵沢町1574番地2 |
| 13 | 市民文化系施設 | 文化施設 | 須玉農村総合交流ターミナル（須玉ふれあい館） | 1 | 3,790.0 | 2000 | 須玉町若神子521番地17 |
| 14 | 市民文化系施設 | 文化施設 | 高根ふれあい交流ホール（八ヶ岳やまびこホール） | 1 | 1,719.0 | 2002 | 高根町村山北割3315番地 |
| 15 | 市民文化系施設 | 文化施設 | 長坂コミュニティ・ステーション | 1 | 2,725.0 | 2004 | 長坂町長坂上条2575番地19 |
| 16 | 市民文化系施設 | 集会施設 | 明野総合会館 | 1 | 1,741.0 | 1987 | 明野町上手5602番地 |
| 17 | 市民文化系施設 | 集会施設 | 増富総合会館 | 1 | 489.3 | 1991 | 須玉町比志3621番地30 |
| 18 | 市民文化系施設 | 集会施設 | 高根町農村環境改善センター | 2 | 1,445.2 | 1979 | 高根町村山北割3288番地 |
| 19 | 市民文化系施設 | 集会施設 | 長坂町農村環境改善センター | 1 | 1,055.8 | 1983 | 長坂町長坂上条2575番地19 |
| 20 | 市民文化系施設 | 集会施設 | 大泉総合会館 | 3 | 1,778.6 | 1980 | 大泉町西井出3193番地 |
| 21 | 市民文化系施設 | 集会施設 | 大泉町いずみ活性化施設 | 1 | 420.6 | 2003 | 大泉町西井出2197番地 他5筆 |
| 22 | 市民文化系施設 | 集会施設 | 生涯学習センターこぶちさわ | 1 | 2,895.3 | 1973 | 小淵沢町7711番地 |
| 23 | 市民文化系施設 | 集会施設 | 白州町農村婦人の家 | 1 | 422.4 | 1977 | 白州町白須312 |
| 24 | 市民文化系施設 | 集会施設 | 白州総合会館 | 1 | 1,489.5 | 1987 | 白州町白須288番地の1 |
| 25 | 市民文化系施設 | 集会施設 | 甲斐駒センターせせらぎ | 1 | 1,165.9 | 2013 | 武川町牧原1243番地 |
| 26 | 市民文化系施設 | 集会施設 | 須玉町農業担い手育成センター | 1 | 485.2 | 2001 | 須玉町若神子2120番地 |
| 27 | 社会教育系施設 | 図書館 | 明野図書館 | 1 | 59.0 | 1987 | 明野町上手5602番地 |
| 28 | 社会教育系施設 | 図書館 | すたま森の図書館 | 1 | 1,018.0 | 2000 | 須玉町若神子521番地17 |
| 29 | 社会教育系施設 | 図書館 | たかね図書館 | 1 | 750.0 | 2001 | 高根町村山北割3315番地 |
| 30 | 社会教育系施設 | 図書館 | ながさか図書館 | 1 | 430.0 | 2004 | 長坂町長坂上条2575番地19 |
| 31 | 社会教育系施設 | 図書館 | 金田一春彦記念図書館 | 1 | 1,029.0 | 1998 | 大泉町谷戸3000番地 |
| 32 | 社会教育系施設 | 図書館 | 小淵沢図書館 | 1 | 369.0 | 1992 | 小淵沢町7711番地 |
| 33 | 社会教育系施設 | 図書館 | ライブラリーはくしゅう | 1 | 230.0 | 2003 | 白州町白須312番地 |
| 34 | 社会教育系施設 | 図書館 | むかわ図書館 | 1 | 192.8 | 2013 | 武川町牧原1243番地 |
| 35 | 社会教育系施設 | 資料館等 | 埋蔵文化財センター | 4 | 1,994.0 | 1997 | 明野町上手8310番地1 |
| 36 | 社会教育系施設 | 資料館等 | 津金学校 | 1 | 481.3 | 2015 | 須玉町下津金2963番地1 |
| 37 | 社会教育系施設 | 資料館等 | 浅川伯教・巧兄弟資料館 | 1 | 354.3 | 2000 | 高根町村山北割3315番地 |
| 38 | 社会教育系施設 | 資料館等 | 囲碁美術館 | 1 | 443.5 | 1977 | 長坂町長坂上条2575番地19 |
| 39 | 社会教育系施設 | 資料館等 | 郷土資料館 | 8 | 2,921.0 | 2003 | 長坂町中丸1996番地2 |
| 40 | 社会教育系施設 | 資料館等 | 考古資料館 | 1 | 1,231.0 | 2007 | 大泉町谷戸2414番地 |
| 41 | 社会教育系施設 | 資料館等 | 史跡金生遺跡ふるさと歴史公園 | 5 | 112.1 | 1990 | 大泉町谷戸字金生59番地4他15筆 |
| 42 | 社会教育系施設 | 資料館等 | 史跡谷戸城跡ふるさと歴史公園公衆便所 | 1 | 26.0 | 2003 | 大泉町谷戸字城下2440番地1他64筆 |
| 43 | 社会教育系施設 | 資料館等 | 小淵沢収蔵庫 | 4 | 813.0 | 1981 | 小淵沢町7707番地1 |
| 44 | 社会教育系施設 | 資料館等 | 平田家住宅 | 1 | 182.9 | 1992 | 小淵沢町7761番地4 |
| 45 | 社会教育系施設 | 資料館等 | 白州収蔵庫 | 1 | 208.5 | 1980 | 白州町白須312番地 |
| 46 | 社会教育系施設 | 資料館等 | 武川収蔵庫 | 1 | 200.6 | 1982 | 武川町山高1457番地3 |
| 47 | 社会教育系施設 | 資料館等 | 史跡梅之木遺跡 | 1 | 82.1 | 2017 | 明野町浅尾6315番地5筆 |
| 48 | スポーツ施設 | プール | いずみプール | 1 | 726.6 | 2004 | 大泉町谷戸3000番地 |
| 49 | スポーツ施設 | 体育館 | 明野多目的屋内運動場 | 2 | 1,383.0 | 1994 | 明野町上手8304番地１ |
| 50 | スポーツ施設 | 体育館 | 須玉総合体育館 | 1 | 2,210.1 | 1982 | 須玉町大蔵734番地 |
| 51 | スポーツ施設 | 体育館 | 高根体育館 | 1 | 3,546.4 | 2001 | 高根町村山北割111番地 |
| 52 | スポーツ施設 | 体育館 | 長坂総合スポーツ公園（体育館） | 1 | 2,399.3 | 1981 | 長坂町大八田6811番地187 |
| 53 | スポーツ施設 | 体育館 | 大泉体育館 | 2 | 1,822.0 | 1986 | 大泉町谷戸1915番地 |
| 54 | スポーツ施設 | 体育館 | 小淵沢総合スポーツセンター（体育館） | 1 | 1,125.0 | 1982 | 小淵沢町2161番地 |
| 55 | スポーツ施設 | 体育館 | 小淵沢東スポーツセンター（体育館） | 1 | 583.2 | 1990 | 小淵沢町上笹尾1240番地 |
| 56 | スポーツ施設 | 体育館 | 白州体育館 | 1 | 3,635.0 | 1995 | 白州町鳥原2913番地208 |
| 57 | スポーツ施設 | 体育館 | 武川体育館 | 2 | 1,248.0 | 1983 | 武川町三吹2219番地 |
| 58 | スポーツ施設 | 弓道場 | 明野弓道場 | 1 | 58.0 | 1980 | 明野町上手8342番地 |
| 59 | スポーツ施設 | 弓道場 | 武川弓道場 | 1 | 108.0 | 1984 | 武川町三吹2218番地 |
| 60 | スポーツ施設 | 武道場 | 高根武道場 | 1 | 407.5 | 1970 | 高根町村山西割65番地 |

| No. | 大分類 | 中分類 | 施設名称 | 棟数 | 総延床面積（㎡） | 建設年度（代表棟） | 所在地 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 61 | スポーツ施設 | 武道場 | 長坂総合スポーツ公園（柔剣道場） | 3 | 546.9 | 1985 | 長坂町大八田6811番地306 |
| 62 | スポーツ施設 | 武道場 | 大泉格技場 | 1 | 510.0 | 1986 | 大泉町谷戸1915番地 |
| 63 | スポーツ施設 | 屋内ゲートボール場 | 長坂総合スポーツ公園（福祉公園・屋内ゲートボール場） | 1 | 567.0 | 1992 | 長坂町大八田6815番地2 |
| 64 | スポーツ施設 | 屋内ゲートボール場 | 長坂B&G海洋センター（多目的屋内運動場） | 1 | 1,013.0 | 1987 | 長坂町大八田6811番地187 |
| 65 | スポーツ施設 | 屋内ゲートボール場 | 大泉屋内ゲートボール場 | 1 | 530.0 | 1990 | 大泉町谷戸2916番地 |
| 66 | スポーツ施設 | 屋内ゲートボール場 | 泉温泉健康センター（屋内ゲートボール場） | 1 | 533.0 | 1994 | 大泉町谷戸1880番地 |
| 67 | スポーツ施設 | 屋内ゲートボール場 | 小淵沢総合スポーツセンター（屋内ゲートボール場） | 1 | 518.6 | 1989 | 小淵沢町2206番地の1 |
| 68 | スポーツ施設 | 屋内ゲートボール場 | 小淵沢東スポーツセンター（屋内ゲートボール場） | 1 | 658.8 | 2005 | 小淵沢町上笹尾1240番地 |
| 69 | スポーツ施設 | 屋内ゲートボール場 | 白州福祉会館（屋内ゲートボール場） | 1 | 533.0 | 1997 | 白州町大武川344番地19 |
| 70 | スポーツ施設 | 屋内ゲートボール場 | 武川多目的屋内運動施設 | 1 | 654.0 | 2004 | 武川町牧原1286番地1 |
| 71 | スポーツ施設 | 屋内ゲートボール場 | 高根総合グラウンド（屋内ゲートボール場） | 1 | 546.0 | 1982 | 高根町村山北割111番地 |
| 72 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 明野テニスコート | 1 | - | 1991 | 明野町上手8303番地 |
| 73 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 須玉和田自然公園公衆便所 | 1 | 9.0 | 1993 | 須玉町小尾6879番地 |
| 74 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 須玉ふるさと公園 | 2 | 69.1 | 1984 | 須玉町若神子3380番地1 |
| 75 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 須玉のろしの里ふれあい公園 | 2 | 112.4 | 1989 | 須玉町若神子395番地 |
| 76 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 穂足スポーツ公園 | 1 | - | - | 須玉町大蔵734番地 |
| 77 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 清里スポーツ広場 | 1 | - | - | 高根町浅川267番地 |
| 78 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 高根総合グラウンド | 5 | 196.9 | 1982 | 高根町村山北割100番地 |
| 79 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 高根総合グラウンド（テニスコート） | 1 | - | - | 高根町村山北割100番地 |
| 80 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 長坂総合スポーツ公園（管理室） | 1 | 152.5 | 1996 | 長坂町大八田6811番地187 |
| 81 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 長坂勤労者体育センター（野球場管理室） | 1 | 153.0 | 1965 | 長坂町大八田6811番地187 |
| 82 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 長坂総合スポーツ公園（テニスコート） | 1 | - | - | 長坂町大八田6811番地306 |
| 83 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 長坂総合スポーツ公園（陸上競技場） | 2 | 212.0 | 1996 | 長坂町大八田6811番地306 |
| 84 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 長坂総合スポーツ公園（福祉公園） | 3 | 299.7 | 1992 | 長坂町大八田6811番地130 |
| 85 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | いずみふれあい公園 | 3 | 118.4 | 1998 | 大泉町谷戸2929番地1大泉町谷戸2930番地1 |
| 86 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 小淵沢総合スポーツセンター（管理事務所） | 1 | 175.0 | 1982 | 小淵沢町2161番地 |
| 87 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 小淵沢東スポーツセンター（管理棟） | 1 | 92.0 | 1981 | 小淵沢町上笹尾1290番地 |
| 88 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 白州ふるさと交流センター | 1 | 192.0 | 1989 | 白州町白須7458番地306 |
| 89 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 白州総合運動場 | 1 | - | - | 白州町白須7458番地2 |
| 90 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 白州総合運動場（テニスコート） | 1 | - | - | 白州町白須7458番地2 |
| 91 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 白州運動広場施設 | 1 | 180.0 | 1983 | 白州町横手2115番1 |
| 92 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 武川運動公園公衆便所・倉庫 | 1 | 82.0 | 2005 | 武川町新奥1112番地 |
| 93 | スポーツ施設 | グラウンド・管理施設等 | 武川テニスコート | 2 | 16.0 | 1998 | 武川町山高1457番地3 |
| 94 | 産業系施設 | 観光施設 | 体験工房あけの・薬膳ふるさと | 1 | 490.0 | 1995 | 明野町浅尾5259番地950 |
| 95 | 産業系施設 | 観光施設 | みずがき山リーゼンヒュッテ | 4 | 1,166.0 | 1993 | 須玉町比志6438番地1 |
| 96 | 産業系施設 | 観光施設 | みずがき湖ビジターセンター | 1 | 1,000.0 | 1998 | 須玉町比志3730番地3 |
| 97 | 産業系施設 | 観光施設 | 三分一湧水館 | 5 | 1,147.0 | 2003 | 長坂町小荒間292番地1 |
| 98 | 産業系施設 | 観光施設 | 長坂商店街活性化施設「おいでや」 | 1 | 570.0 | 1991 | 長坂町長坂上条2340番地1 |
| 99 | 産業系施設 | 観光施設 | 小淵沢町農林漁業体験実習館 | 1 | 638.0 | 1997 | 小淵沢町2968番地1 |
| 100 | 産業系施設 | 観光施設 | 花パークフィオーレこぶちさわ | 4 | 1,562.0 | 1999 | 小淵沢町1270番地 |
| 101 | 産業系施設 | 観光施設 | こぶちさわ昆虫美術館 | 1 | 1,160.0 | 2001 | 小淵沢町1270番地 |
| 102 | 産業系施設 | 観光施設 | ヴィレッジ白州 | 4 | 842.0 | 1994 | 白州町上教来石2124番地 |
| 103 | 産業系施設 | 観光施設 | 尾白の森キャンプ場 | 9 | 535.3 | 1980 | 白州町白須8093番地9 |
| 104 | 産業系施設 | 観光施設 | 白州・尾白の森名水公園（べるが） | 6 | 1,985.8 | 1995 | 白州町白須8056番地 |
| 105 | 産業系施設 | 観光施設 | 明野町家族旅行健康村「明野ふれあいの里」 | 6 | 1,347.0 | 1996 | 明野町浅尾5260番地5 |
| 106 | 産業系施設 | 観光施設 | みずがき山グリーンロッジ | 1 | 377.3 | 1978 | 須玉町小尾8861 |
| 107 | 産業系施設 | 観光施設 | 宿泊施設「たかね荘」 | 6 | 2,961.0 | 1964 | 大泉町西井出8240番地1 |
| 108 | 産業系施設 | 観光施設 | 林業休養センター「八ヶ岳いずみ荘」 | 1 | 524.0 | 1981 | 大泉町西井出8240番地1 |
| 109 | 産業系施設 | 観光施設 | 権現小屋 | 1 | 65.0 | 1971 | 小淵沢町10066番地 |
| 110 | 産業系施設 | 観光施設 | リフレッシュビレッジこぶちさわ「スパティオ小淵沢」 | 2 | 2,414.0 | 1996 | 小淵沢町2968番地1 |
| 111 | 産業系施設 | 観光施設 | 甲斐駒ヶ岳七丈小屋 | 3 | 126.0 | 1982 | 白州町横手4347番地1 |
| 112 | 産業系施設 | 観光施設 | 青年小屋 | 4 | 507.0 | 1960 | 長野県諏訪郡富士見町字広原編笠岳国有林1315外 |
| 113 | 産業系施設 | 観光施設 | 清里駅前観光総合案内所 | 1 | 125.0 | 1999 | 高根町清里3545番地2753 |
| 114 | 産業系施設 | 観光施設 | 長坂駅前観光案内所 | 1 | 53.0 | 1998 | 長坂町長坂上条2513番地10の一部 |
| 115 | 産業系施設 | 観光施設 | 甲斐大泉駅前観光案内所 | 1 | 20.0 | 1984 | 大泉町西井出8240番地1 |
| 116 | 産業系施設 | 観光施設 | 美し森観光案内所 | 1 | 198.0 | 1995 | 大泉町西井出8240番地1 |
| 117 | 産業系施設 | 観光施設 | 小淵沢駅前観光案内所 | 1 | 57.6 | 2017 | 小淵沢町854番地22 |
| 118 | 産業系施設 | 観光施設 | 小淵沢駅交流施設 | 1 | 230.7 | 2017 | 小淵沢町1024（住居表示） |
| 119 | 産業系施設 | 観光施設 | 道の駅こぶちさわ観光案内所 | 1 | 41.3 | 2015 | 小淵沢町2968番地1 |
| 120 | 産業系施設 | 観光施設 | 清里駅前広場公衆便所 | 1 | 50.0 | 1984 | 高根町清里3545番地 |

| No. | 大分類 | 中分類 | 施設名称 | 棟数 | 総延床面積（㎡） | 建設年度（代表棟） | 所在地 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 121 | 産業系施設 | 観光施設 | 長坂まちなか公園公衆便所・管理棟 | 1 | 11.5 | 2008 | 長坂町長坂上条2493番地2 |
| 122 | 産業系施設 | 観光施設 | 美し森展望休憩舎 | 1 | 262.3 | 1970 | 大泉町西井出8240番地1 |
| 123 | 産業系施設 | 観光施設 | 大武川河川公園 | 7 | 356.0 | 1995 | 武川町柳澤3506番地1 |
| 124 | 産業系施設 | 観光施設 | 舞鶴松緑地公園 | 1 | 16.8 | 1981 | 武川町三吹2908番地１外 |
| 125 | 産業系施設 | 観光施設 | 神代公園 | 1 | 23.0 | 1997 | 武川町黒澤1369番地１外 |
| 126 | 産業系施設 | 観光施設 | 中山展望台兼待避所 | 1 | 10.2 | 1987 | 白州町台ケ原2471 |
| 127 | 産業系施設 | 農林施設 | 明野町農村公園直売所施設 | 2 | 218.0 | 1993 | 明野町上手11928番地1 |
| 128 | 産業系施設 | 農林施設 | 須玉全国植樹祭会場跡地公園 | 1 | 421.0 | 2003 | 須玉町小尾8862番地1(146林班内) |
| 129 | 産業系施設 | 農林施設 | 須玉町農林水産物直売・食材供給施設（おいしい市場） | 1 | 425.7 | 2003 | 須玉町若神子2323番地 |
| 130 | 産業系施設 | 農林施設 | 須玉町おいしい学校 | 1 | 1,712.0 | 1999 | 須玉町下津金3058番地 |
| 131 | 産業系施設 | 農林施設 | 道の駅南きよさと | 2 | 608.0 | 1999 | 高根町長沢760番地 |
| 132 | 産業系施設 | 農林施設 | 高根町林産物展示販売施設 | 1 | 168.0 | 1998 | 高根町長沢760番地 |
| 133 | 産業系施設 | 農林施設 | 地域食材提供施設「北甲斐亭」 | 3 | 371.0 | 1998 | 高根町清里2890番地1 |
| 134 | 産業系施設 | 農林施設 | 高根町食彩工房きよさと | 5 | 1,015.1 | 2002 | 高根町清里3545番地265 |
| 135 | 産業系施設 | 農林施設 | 高根町箕輪新町交流施設 | 1 | 20.0 | 2002 | 高根町箕輪新町1049番地1 |
| 136 | 産業系施設 | 農林施設 | そば処いずみ | 2 | 142.0 | 1997 | 大泉町谷戸1995番地1 |
| 137 | 産業系施設 | 農林施設 | そば打ち体験館 | 1 | 99.0 | 1999 | 大泉町谷戸1990番地 |
| 138 | 産業系施設 | 農林施設 | 道の駅こぶちさわ（旧施設） | 1 | 1,278.0 | 1977 | 小淵沢町2968番地1 |
| 139 | 産業系施設 | 農林施設 | 道の駅こぶちさわ | 1 | 1,000.8 | 2019 | 小淵沢町2968番地1 |
| 140 | 産業系施設 | 農林施設 | 小淵沢町大滝高齢者活動・生活支援促進機会施設 | 2 | 406.4 | 1999 | 小淵沢町上笹尾2734番地2 |
| 141 | 産業系施設 | 農林施設 | 道の駅はくしゅう | 2 | 659.0 | 2000 | 白州町白須1308番地 |
| 142 | 産業系施設 | 農林施設 | 白州町鳥原平活性化施設 | 1 | 463.9 | 2004 | 白州町鳥原4661番地 |
| 143 | 産業系施設 | 農林施設 | 武川町農産物直売センター | 2 | 212.0 | 1999 | 武川町牧原682番地2 |
| 144 | 産業系施設 | 農林施設 | 須玉町農業体験農園施設（大正館） | 1 | 721.8 | 1998 | 須玉町下津金2961番地3 |
| 145 | 産業系施設 | 農林施設 | 高根クラインガルテン | 9 | 1,528.7 | 1997 | 高根町蔵原1655番地 |
| 146 | 産業系施設 | 農林施設 | いずみふれあい農業体験の家 | 1 | 98.0 | 2005 | 大泉町谷戸2914番地1 |
| 147 | 産業系施設 | 農林施設 | アグリーブルむかわ | 2 | 635.5 | 1994 | 武川町山高3567番地212 |
| 148 | 産業系施設 | 農林施設 | 武川町市民農園・体験農園施設 | 1 | - | - | 武川町山高3567番地125 |
| 149 | 産業系施設 | 農林施設 | 武川町滞在型農園施設（コテージ） | 2 | 141.0 | 1995 | 武川町山高3567番地106 |
| 150 | 産業系施設 | 農林施設 | 武川町市民農園等管理棟 | 1 | 56.0 | 1995 | 武川町山高3567番地125 |
| 151 | 産業系施設 | 農林施設 | 須玉津金ハーブ園 | 2 | 161.0 | 1999 | 須玉町上津金3055番地2 |
| 152 | 産業系施設 | 農林施設 | 高根町花関所の郷・南清里フラワーパーク | 4 | 650.9 | 1999 | 高根町長澤760番地 |
| 153 | 産業系施設 | 農林施設 | 明野町育苗センター | 3 | 1,213.6 | 1999 | 明野町浅尾6019番地 |
| 154 | 産業系施設 | 農林施設 | 明野町農産物集出荷センター | 3 | 1,955.3 | 1999 | 明野町浅尾6019番地 |
| 155 | 産業系施設 | 農林施設 | 明野町堆肥センター | 3 | 3,013.0 | 1999 | 明野町上手12022番地5 |
| 156 | 産業系施設 | 農林施設 | たかね有機センター | 4 | 2,866.8 | 1995 | 高根町村山東割1829番地 |
| 157 | 産業系施設 | 農林施設 | 高根町育苗施設（西割） | 2 | 109.0 | 1979 | 高根町村山西割2053番地 |
| 158 | 産業系施設 | 農林施設 | 高根町育苗施設（北割） | 3 | 124.0 | 1978 | 高根町村山北割2058番地1 |
| 159 | 産業系施設 | 農林施設 | 高根町育苗施設（清里） | 1 | - | - | 高根町清里1138番地 |
| 160 | 産業系施設 | 農林施設 | たかね省エネルギー花き栽培施設 | 3 | 5,468.0 | 1996 | 高根町東井出761番地 |
| 161 | 産業系施設 | 農林施設 | たかね花き野菜組織培養施設 | 3 | 934.0 | 1995 | 高根町東井出759番地 |
| 162 | 産業系施設 | 農林施設 | そばもやし生産施設 | 2 | 275.0 | 2000 | 大泉町谷戸2815番地 |
| 163 | 産業系施設 | 農林施設 | 小淵沢町特産品開発センター | 2 | 286.0 | 1984 | 小淵沢町上笹尾3204番地の2 |
| 164 | 産業系施設 | 農林施設 | 小淵沢町有機肥料供給センター | 1 | 553.1 | 2000 | 小淵沢町下笹尾114―147番地 |
| 165 | 産業系施設 | 農林施設 | 白州町農産物加工施設 | 1 | 232.7 | 2002 | 白州町白須1291番地 |
| 166 | 産業系施設 | 農林施設 | 武川町麦類等乾燥調整施設 | 4 | 800.0 | 1983 | 武川町山高3599番地 |
| 167 | 産業系施設 | 農林施設 | 武川町農業機械センター | 10 | 1,344.4 | 1999 | 武川町山高3599番地 |
| 168 | 産業系施設 | 農林施設 | 武川町農畜産物処理加工施設 | 1 | 187.0 | 1996 | 武川町山高3567番地211 |
| 169 | 産業系施設 | 農林施設 | 武川町無人精米所・低温保冷庫 | 1 | 88.0 | 1999 | 武川町牧原2058番地1 |
| 170 | 産業系施設 | 農林施設 | 江草農産物処理加工施設 | 2 | 245.3 | 2006 | 須玉町江草5737番地 |
| 171 | 産業系施設 | 温泉施設 | 明野ふるさと太陽館 | 2 | 2,597.0 | 1996 | 明野町浅尾5259番地950 |
| 172 | 産業系施設 | 温泉施設 | 健康増進施設「健康ランド須玉」 | 2 | 1,874.0 | 2001 | 須玉町若神子3900番地1 |
| 173 | 産業系施設 | 温泉施設 | すたま自然健康村「増富の湯」 | 3 | 2,016.0 | 1997 | 須玉町比志6438番地外 |
| 174 | 産業系施設 | 温泉施設 | たかねの湯 | 2 | 1,669.0 | 1995 | 高根町箕輪新町95番地 |
| 175 | 産業系施設 | 温泉施設 | 泉温泉健康センター | 1 | 1,518.0 | 1994 | 大泉町谷戸1880番地 |
| 176 | 産業系施設 | 温泉施設 | 甲斐大泉温泉（パノラマの湯） | 4 | 894.0 | 2004 | 大泉町西井出8240番地1 |
| 177 | 産業系施設 | 温泉施設 | スパティオ小淵沢（延命の湯） | 1 | 1,210.0 | 1996 | 小淵沢町2968番地1 |
| 178 | 産業系施設 | 温泉施設 | 白州・尾白の森名水公園（尾白の湯） | 1 | 1,818.0 | 2005 | 白州町白須8077番地1 |
| 179 | 産業系施設 | 温泉施設 | 白州福祉会館（フォッサ・マグナの湯） | 2 | 923.0 | 1984 | 白州町大武川344番地19 |
| 180 | 産業系施設 | 温泉施設 | むかわの湯 | 2 | 1,660.0 | 2000 | 武川町牧原1322番地 |

| No. | 大分類 | 中分類 | 施設名称 | 棟数 | 総延床面積（㎡） | 建設年度（代表棟） | 所在地 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 181 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 明野児童館 | 1 | 59.0 | 1987 | 明野町上手5602番地 |
| 182 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 須玉さわやか児童館 | 1 | 35.0 | 2003 | 須玉町若神子320番地 |
| 183 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | いずみふれあい児童館 | 1 | 434.2 | 2004 | 大泉町谷戸3000番地 |
| 184 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 武川児童館 | 1 | 91.5 | 2013 | 武川町牧原1243番地 |
| 185 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 明野放課後児童クラブ | 1 | 163.0 | 2003 | 明野町上手8310番地1 |
| 186 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 須玉放課後児童クラブ | 1 | 189.6 | 2003 | 須玉町若神子320番地 |
| 187 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 高根東放課後児童クラブ | 1 | 310.4 | 2018 | 高根町村山東割1942番地 |
| 188 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 高根西放課後児童クラブ（低学年） | 1 | 133.7 | 2005 | 高根町村山西割1675番地1 |
| 189 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 高根西放課後児童クラブ（高学年） | 1 | 140.8 | 2015 | 高根町村山西割1675番地1 |
| 190 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 清里放課後児童クラブ | 1 | 119.0 | 2003 | 高根町清里3545番地2083 |
| 191 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 長坂東放課後児童クラブ | 1 | 164.0 | 2001 | 長坂町長坂上条2233番地 |
| 192 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 長坂西放課後児童クラブ | 1 | 249.9 | 2012 | 長坂町長坂上条1603-1番地 |
| 193 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 大泉西放課後児童クラブ | 1 | 241.5 | 2003 | 大泉町谷戸2870番地 |
| 194 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 大泉東放課後児童クラブ | 1 | 140.8 | 2015 | 大泉町西井出3110番地1 |
| 195 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 小淵沢放課後児童クラブ | 1 | 111.8 | 1973 | 小淵沢町7711番地 |
| 196 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 白州放課後児童クラブ | 1 | 142.8 | 1985 | 白州町白須260番地1 |
| 197 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 武川放課後児童クラブ | 1 | 66.0 | 2013 | 武川町牧原1243番地 |
| 198 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | はっぴいたんたん（保健センター内） | 1 | 216.0 | 1995 | 高根町箕輪697番地 |
| 199 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | ひよこルーム（長坂共同福祉施設） | 1 | 747.0 | 2004 | 長坂町大八田6811番地334 |
| 200 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | つくしんぼルーム | 1 | 150.0 | 1993 | 長坂町白井沢4160番地1 |
| 201 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | ひまわりルーム | 1 | 200.0 | 2002 | 小淵沢町6274番地1 |
| 202 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | たんぽぽルーム | 1 | 21.9 | 2013 | 武川町牧原1243番地 |
| 203 | 子育て支援施設 | 幼児・児童施設 | 小淵沢共同福祉施設 | 1 | 580.0 | 2002 | 小淵沢町6266番地 |
| 204 | 子育て支援施設 | 保育施設 | 明野保育園 | 2 | 825.7 | 1981 | 明野町小笠原3891番地 |
| 205 | 子育て支援施設 | 保育施設 | 須玉保育園・南部こども園 | 2 | 2,179.6 | 2005 | 須玉町大蔵795番地 |
| 206 | 子育て支援施設 | 保育施設 | しらかば保育園 | 2 | 1,135.9 | 2000 | 高根町箕輪2270番地1 |
| 207 | 子育て支援施設 | 保育施設 | しらかば保育園さくら分園 | 1 | 403.1 | 1981 | 高根町長沢2127番地1 |
| 208 | 子育て支援施設 | 保育施設 | みどり保育園 | 2 | 868.8 | 1983 | 高根町村山西割1680番地 |
| 209 | 子育て支援施設 | 保育施設 | わかば保育園 | 2 | 653.2 | 1991 | 高根町浅川266番地22 |
| 210 | 子育て支援施設 | 保育施設 | 長坂保育園 | 2 | 1,431.8 | 1978 | 長坂町長坂上条2413番地1 |
| 211 | 子育て支援施設 | 保育施設 | 長坂保育園秋田分園 | 2 | 925.4 | 1980 | 長坂町大八田3531番地 |
| 212 | 子育て支援施設 | 保育施設 | 小泉保育園・北部こども園 | 1 | 1,058.3 | 2000 | 長坂町白井沢4160番地 |
| 213 | 子育て支援施設 | 保育施設 | 長坂保育園日野春分園 | 2 | 1,066.2 | 1997 | 長坂町長坂下条1237番地3 |
| 214 | 子育て支援施設 | 保育施設 | いずみ保育園 | 1 | 1,278.5 | 2019 | 大泉町谷戸2927番地2 |
| 215 | 子育て支援施設 | 保育施設 | 小淵沢西保育園 | 1 | 708.9 | 1976 | 小淵沢町6851番地 |
| 216 | 子育て支援施設 | 保育施設 | 小淵沢東保育園 | 1 | 522.5 | 1982 | 小淵沢町上笹尾1163番地 |
| 217 | 子育て支援施設 | 保育施設 | 白州保育園・西部こども園 | 1 | 1,063.9 | 1978 | 白州町白須1140番地 |
| 218 | 子育て支援施設 | 保育施設 | 武川保育園 | 2 | 1,099.6 | 1979 | 武川町牧原1146番地 |
| 219 | 学校教育施設 | 学校 | 明野小学校 | 8 | 5,124.0 | 1974 | 明野町上手8418番地 |
| 220 | 学校教育施設 | 学校 | 須玉小学校 | 10 | 6,549.0 | 1984 | 須玉町若神子200番地2 |
| 221 | 学校教育施設 | 学校 | 高根東小学校 | 12 | 4,683.0 | 1979 | 高根町村山北割1035番地 |
| 222 | 学校教育施設 | 学校 | 高根西小学校 | 8 | 4,287.0 | 1980 | 高根町村山西割1696番地 |
| 223 | 学校教育施設 | 学校 | 長坂小学校 | 5 | 7,157.0 | 2012 | 長坂町長坂上条1603番地1 |
| 224 | 学校教育施設 | 学校 | 泉小学校 | 15 | 4,578.0 | 1973 | 大泉町谷戸2870番地 |
| 225 | 学校教育施設 | 学校 | 小淵沢小学校 | 11 | 5,211.0 | 1974 | 小淵沢町7741番地 |
| 226 | 学校教育施設 | 学校 | 白州小学校 | 13 | 4,128.0 | 1960 | 白州町白須225番地 |
| 227 | 学校教育施設 | 学校 | 武川小学校 | 9 | 4,251.0 | 1991 | 武川町牧原944番地 |
| 228 | 学校教育施設 | 学校 | 明野中学校 | 9 | 5,618.0 | 2005 | 明野町上手8342番地 |
| 229 | 学校教育施設 | 学校 | 須玉中学校 | 10 | 6,006.0 | 1969 | 須玉町小倉200番地 |
| 230 | 学校教育施設 | 学校 | 高根中学校 | 8 | 6,979.0 | 1988 | 高根町村山東割98番地 |
| 231 | 学校教育施設 | 学校 | 長坂中学校 | 8 | 7,978.0 | 2004 | 長坂町長坂上条1608番地 |
| 232 | 学校教育施設 | 学校 | 泉中学校 | 13 | 5,165.0 | 1978 | 大泉町谷戸2087番地 |
| 233 | 学校教育施設 | 学校 | 小淵沢中学校 | 6 | 6,038.0 | 2007 | 小淵沢町732番地 |
| 234 | 学校教育施設 | 学校 | 白州中学校 | 6 | 4,857.0 | 1978 | 白州町白須1920番地 |
| 235 | 学校教育施設 | 学校 | 武川中学校 | 9 | 3,956.0 | 1978 | 武川町山高1457番地 |
| 236 | 学校教育施設 | 学校 | 甲陵中学校 | 3 | 3,615.0 | 2003 | 長坂町長坂上条2003番地 |
| 237 | 学校教育施設 | 学校 | 甲陵高等学校 | 9 | 6,049.0 | 1979 | 長坂町長坂上条2003番地 |
| 238 | 学校教育施設 | 学校 | 教育支援センター（エール） | 1 | 147.6 | 2002 | 長坂町長坂下条1295番地3 |
| 239 | 学校教育施設 | その他教育施設 | 高根清里教職員住宅 | 2 | 251.0 | 1990 | 高根町浅川266番地13 |
| 240 | 学校教育施設 | その他教育施設 | 高根北教職員住宅 | 2 | 220.0 | 1992 | 高根町長澤2243番地 |

| No. | 大分類 | 中分類 | 施設名称 | 棟数 | 総延床面積（㎡） | 建設年度（代表棟） | 所在地 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 241 | 学校教育施設 | その他教育施設 | 北杜南学校給食センター | 1 | 1,479.6 | 2008 | 須玉町大蔵834番地1 |
| 242 | 学校教育施設 | その他教育施設 | 北杜北学校給食センター | 1 | 781.0 | 1996 | 長坂町長坂上条1608 |
| 243 | 学校教育施設 | その他教育施設 | 小淵沢学校給食センター | 1 | 284.0 | 1975 | 小淵沢町7741番地 |
| 244 | 学校教育施設 | その他教育施設 | 泉中学校学校給食調理場 | 1 | 303.0 | 1978 | 大泉町谷戸2087番地 |
| 245 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 須玉町デイサービスセンター | 1 | 784.0 | 1997 | 須玉町藤田799番1 |
| 246 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 高根町デイサービスセンター | 1 | 1,540.5 | 1997 | 高根町箕輪新町50番地 |
| 247 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 大泉町デイサービスセンター | 1 | 555.3 | 1994 | 大泉町谷戸1880番地 |
| 248 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 小淵沢町デイサービスセンター | 1 | 604.0 | 2002 | 小淵沢町6266番地 |
| 249 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 武川町デイサービスセンター | 1 | 839.8 | 2000 | 武川町牧原1322番地 |
| 250 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 塩川病院訪問看護ステーションつくしんぼ | 1 | 58.0 | 2004 | 須玉町藤田773番地 |
| 251 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 八ヶ岳訪問看護ステーション | 1 | 64.0 | 1977 | 長坂町長坂上条2575番地19 |
| 252 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | しおかわ福寿の里 | 1 | 3,375.3 | 1995 | 須玉町藤田787番地 |
| 253 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 明野ゆうゆうふれあい館 | 1 | 268.3 | 2004 | 明野町浅尾新田1499番地1 |
| 254 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 明野小笠原高齢者憩いの家 | 2 | 119.0 | 2002 | 明野町小笠原3659番地1 |
| 255 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | ながさかげんき百歳センター | 1 | 348.9 | 2002 | 長坂町大八田6811番地306 |
| 256 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 大泉屋内スポーツ施設 | 1 | 627.0 | 2002 | 大泉町西井出3110番地2 |
| 257 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 小淵沢町高齢者健康づくりの家 | 1 | 122.8 | 2000 | 小淵沢町7682番地4 |
| 258 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 元気アッププラザ | 1 | 161.0 | 2000 | 武川町牧原1349番地2 |
| 259 | 保健・福祉施設 | 高齢者福祉施設 | 武川町高齢者活動センター | 2 | 342.1 | 1982 | 武川町山高1457番地3 |
| 260 | 保健・福祉施設 | 障がい福祉施設 | ながさかリハビリセンター | 1 | 179.2 | 2004 | 長坂町長坂上条1565番地1 |
| 261 | 保健・福祉施設 | 障がい福祉施設 | 障害者総合支援センター（かざぐるま） | 1 | 487.0 | 1999 | 長坂町長坂上条2233番地 |
| 262 | 保健・福祉施設 | 保健施設 | 保健センター | 3 | 898.6 | 1995 | 高根町箕輪697番地 |
| 263 | 医療施設 | 医療施設 | 塩川病院 | 2 | 8,743.9 | 2003 | 須玉町藤田773番地 |
| 264 | 医療施設 | 医療施設 | 甲陽病院 | 2 | 8,319.6 | 1996 | 長坂町大八田3954番地 |
| 265 | 医療施設 | 医療施設 | 辺見診療所 | 1 | 508.5 | 2003 | 明野町上手1番地12 |
| 266 | 医療施設 | 医療施設 | 白州診療所 | 2 | 989.1 | 1994 | 白州町白須1341番地 |
| 267 | 市営住宅 | 市営住宅 | 富士見ヶ丘住宅 | 3 | 94.2 | 1965 | 明野町上手4941番地 |
| 268 | 市営住宅 | 市営住宅 | 緑ヶ丘住宅 | 2 | 68.7 | 1969 | 明野町小笠原3630番地 |
| 269 | 市営住宅 | 市営住宅 | 明野ひまわり団地 | 17 | 2,048.2 | 2003 | 明野町上手8431番地 |
| 270 | 市営住宅 | 市営住宅 | 御所前団地 | 2 | 62.8 | 1963 | 須玉町若神子　１５番地（木造）、３１番地（簡易耐火） |
| 271 | 市営住宅 | 市営住宅 | 多麻団地 | 14 | 3,462.0 | 1972 | 須玉町東向2231番地 |
| 272 | 市営住宅 | 市営住宅 | さつき団地 | 3 | 4,355.6 | 1990 | 須玉町若神子4115番地1 |
| 273 | 市営住宅 | 市営住宅 | 上の原団地 | 5 | 3,020.3 | 1966 | 高根町村山北割1595番地107 |
| 274 | 市営住宅 | 市営住宅 | 高根団地 | 5 | 739.2 | 1971 | 高根町村山北割1245番地 |
| 275 | 市営住宅 | 市営住宅 | 新町団地 | 1 | 28.1 | 1961 | 高根町村山東割2309番地5 |
| 276 | 市営住宅 | 市営住宅 | 箕輪団地 | 2 | 473.8 | 1976 | 高根町箕輪1290番地 |
| 277 | 市営住宅 | 市営住宅 | 大林団地 | 1 | 31.4 | 1966 | 高根町箕輪2434番地2 |
| 278 | 市営住宅 | 市営住宅 | 高根みどり団地 | 3 | 4,640.8 | 2007 | 高根町村山西割1887番地1 |
| 279 | 市営住宅 | 市営住宅 | 五町田団地 | 3 | 100.0 | 1966 | 高根町五町田669番地1 |
| 280 | 市営住宅 | 市営住宅 | 黒沢団地 | 1 | 28.1 | 1961 | 高根町下黒澤1841番地1 |
| 281 | 市営住宅 | 市営住宅 | 朝日ヶ丘団地 | 26 | 3,723.8 | 2001 | 高根町清里3545番地3599 |
| 282 | 市営住宅 | 市営住宅 | 新井上団地 | 20 | 1,553.8 | 1999 | 高根町村山北割1655番地9 |
| 283 | 市営住宅 | 市営住宅 | 福祉村団地 | 4 | 555.1 | 2001 | 高根町箕輪2270番地1 |
| 284 | 市営住宅 | 市営住宅 | 長坂本町団地 | 1 | 1,540.8 | 1992 | 長坂町長坂上条2575番地1 |
| 285 | 市営住宅 | 市営住宅 | 大日向団地 | 1 | 1,542.6 | 1998 | 長坂町長坂上条2575番地77 |
| 286 | 市営住宅 | 市営住宅 | 高松団地 | 17 | 4,045.8 | 1974 | 長坂町長坂上条3143番地 |
| 287 | 市営住宅 | 市営住宅 | 中之島団地 | 1 | 1,897.8 | 1999 | 長坂町長坂上条3232番地1 |
| 288 | 市営住宅 | 市営住宅 | やまなみ団地 | 2 | 3,132.5 | 2002 | 長坂町長坂上条621番地9 |
| 289 | 市営住宅 | 市営住宅 | 西田住宅 | 5 | 642.2 | 1972 | 大泉町谷戸1944番地 |
| 290 | 市営住宅 | 市営住宅 | 宮地住宅 | 3 | 637.9 | 1973 | 大泉町西井出1833番地 |
| 291 | 市営住宅 | 市営住宅 | 井出原住宅 | 3 | 607.2 | 1980 | 大泉町西井出8240番地1420 |
| 292 | 市営住宅 | 市営住宅 | 姥神住宅 | 7 | 1,570.2 | 1976 | 大泉町西井出3545番地 |
| 293 | 市営住宅 | 市営住宅 | 山崎団地 | 9 | 3,627.4 | 1991 | 大泉町西井出3000番地1 |
| 294 | 市営住宅 | 市営住宅 | 平井出団地 | 8 | 256.9 | 1963 | 小淵沢町320番地 |
| 295 | 市営住宅 | 市営住宅 | 下笹尾団地 | 10 | 1,248.0 | 1989 | 小淵沢町下笹尾114番地97 |
| 296 | 市営住宅 | 市営住宅 | 久保団地 | 2 | 1,897.2 | 1999 | 小淵沢町3279番地 |
| 297 | 市営住宅 | 市営住宅 | 松向団地 | 2 | 3,243.6 | 2003 | 小淵沢町松向696番地 |
| 298 | 市営住宅 | 市営住宅 | 竹花2号団地 | 3 | 94.2 | 1969 | 白州町白須6807番地213 |
| 299 | 市営住宅 | 市営住宅 | 横手団地 | 2 | 527.4 | 1961 | 白州町横手1639番地 |
| 300 | 市営住宅 | 市営住宅 | 宮の上団地 | 2 | 654.4 | 1982 | 白州町下教来石25番地 |

| No. | 大分類 | 中分類 | 施設名称 | 棟数 | 総延床面積（㎡） | 建設年度（代表棟） | 所在地 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 301 | 市営住宅 | 市営住宅 | 横手南団地 | 1 | 982.3 | 1996 | 白州町横手1639番地 |
| 302 | 市営住宅 | 市営住宅 | 武川団地 | 11 | 1,768.4 | 1971 | 武川町三吹2161番地1 |
| 303 | 市営住宅 | 市営住宅 | 巾下団地 | 1 | 31.3 | 1966 | 武川町牧原1731番地 |
| 304 | 市営住宅 | 市営住宅 | 武川さくら団地 | 1 | 1,842.0 | 2008 | 武川町牧原1226番地1 |
| 305 | 市営住宅 | 市営住宅 | サンコーポラス須玉団地 | 2 | 4,867.5 | 1984 | 須玉町藤田346番地5 |
| 306 | 市営住宅 | 市営住宅 | サンコーポラス長坂団地 | 2 | 4,885.1 | 1987 | 長坂町長坂上条1542番地1 |
| 307 | 市営住宅 | 市営住宅 | サンコーポラス小淵沢団地 | 2 | 3,668.9 | 1982 | 小淵沢町7865番地 |
| 308 | 市営住宅 | 市営住宅 | サンコーポラス高根団地 | 2 | 3,723.5 | 1995 | 高根町五町田893番地4 |
| 309 | 市営住宅 | 市営住宅 | サンコーポラス武川団地 | 1 | 2,457.6 | 1992 | 武川町牧原1133番地1 |
| 310 | 市営住宅 | 市営住宅 | みさき団地 | 2 | 2,162.0 | 1992 | 須玉町藤田851番地 |
| 311 | 市営住宅 | 市営住宅 | みずがき住宅（小尾団地） | 1 | 139.1 | 1989 | 須玉町小尾1433番地1 |
| 312 | 市営住宅 | 市営住宅 | みずがき住宅（比志団地） | 2 | 139.9 | 1988 | 須玉町比志3606番地6 |
| 313 | 市営住宅 | 市営住宅 | 就業促進住宅 | 4 | 2,400.8 | 2003 | 須玉町若神子744番地5 |
| 314 | 市営住宅 | 市営住宅 | 子育て支援住宅須玉団地 | 1 | 1,630.0 | 2015 | 須玉町若神子2155番地1 |
| 315 | 市営住宅 | 市営住宅 | 子育て支援住宅大泉団地 | 1 | 1,695.0 | 2016 | 大泉町谷戸3025番地 |
| 316 | 市営住宅 | 市営住宅 | 子育て支援住宅武川団地 | 1 | 1,522.5 | 2017 | 武川町山高1457番地5 |
| 317 | 市営住宅 | 市営住宅 | 就業者向け定住促進住宅（白州甲斐駒団地） | 1 | 1,296.7 | 2018 | 白州町白須1002番地1 |
| 318 | 供給処理施設 | 供給処理施設 | 北部ふるさと公苑 | 3 | 1,531.1 | 1992 | 長坂町中丸916番地 |
| 319 | その他 | その他 | 北の杜聖苑 | 1 | 2,051.8 | 2005 | 高根町下黒澤378番地6 |
| 320 | その他 | その他 | 旧津金学校 | 1 | 1,010.0 | 1971 | 須玉町下津金3059番地2 |
| 321 | その他 | その他 | オオムラサキセンター | 5 | 2,770.0 | 1995 | 長坂町富岡2812番地 |
| 322 | その他 | その他 | 長坂駅前駐車場 | 1 | - | - | 長坂町長坂上条2513番地10 |
| 323 | その他 | その他 | 長坂上町駐車場 | 1 | - | - | 長坂町長坂上条2077番地33 |
| 324 | その他 | その他 | 日野春駅前駐車場 | 1 | - | - | 長坂町富岡69番地3 |
| 325 | その他 | その他 | 小淵沢ループ橋駐車場 | 1 | - | - | 小淵沢町10024番地4 |
| 326 | その他 | その他 | 小淵沢第1駐車場 | 1 | - | - | 小淵沢町7712番地 |
| 327 | その他 | その他 | 小淵沢第2駐車場 | 1 | - | - | 小淵沢町379番地2 |
| 328 | その他 | その他 | 小淵沢第3駐車場 | 1 | - | - | 山梨県小淵沢町835番地1 |
| 329 | その他 | その他 | 須玉駐車場（中央高速バス利用者専用） | 1 | - | - | 須玉町大豆生田953番地1 |
| 330 | その他 | その他 | 甲斐小泉駅前駐車場 | 1 | - | - | 長坂町小荒間1995番地1 |
| 331 | その他 | その他 | 小淵沢駅公衆便所 | 1 | 34.6 | 2017 | 小淵沢町854番地22 |
| 332 | その他 | その他 | 甲斐大泉駅南駐車場 | 1 | - | - | 大泉町西井出8240番地１ |
| 333 | その他 | その他 | 甲斐大泉駅西駐車場公衆便所 | 1 | 25.1 | 2018 | 大泉町西井出8240番地5040 |
| 334 | その他 | その他 | 甲斐大泉駅西駐車場 | 1 | - | - | 大泉町西井出8240番地5040 |
| 335 | その他 | その他 | 清里駅西駐車場公衆便所 | 1 | - | 1977 | 高根町清里3545番地1 |
| 336 | その他 | その他 | 小淵沢城山駐車場公衆便所 | 1 | - | - | 小淵沢町下笹尾731番地 |
| 337 | その他 | その他 | 大泉美し森駐車場公衆便所 | 1 | - | - | 大泉町西井出8240番地1 |
| 338 | その他 | その他 | 大泉鳥の小池駐車場 | 1 | - | - | 大泉町谷戸4267番地5 |
| 339 | その他 | その他 | 増富温泉郷駐車場公衆便所 | 1 | - | - | 須玉町比志6498番地455 |
| 340 | その他 | その他 | 清里大滝駐車場 | 1 | - | - | 高根町清里3348番地3 |
| 341 | その他 | その他 | 武川真原桜並木駐車場① | 1 | - | - | 武川町柳澤2946番地17 |
| 342 | その他 | その他 | 白州尾白川渓谷駐車場公衆便所 | 1 | 40.1 | 2016 | 白州町白須8898番地4 |
| 343 | その他 | その他 | 白州大坊駐車場 | 1 | - | - | 白州町大坊1183番地1 |
| 344 | その他 | その他 | 武川保育園前駐車場① | 1 | - | - | 武川町牧原1140番地 |
| 345 | その他 | その他 | 武川保育園前駐車場② | 1 | - | - | 武川町牧原1160番地1 |
| 346 | その他 | その他 | 小淵沢駐車場（中央高速バス利用者専用）① | 1 | - | - | 小淵沢町2455番地1 |
| 347 | その他 | その他 | 小淵沢駐車場（中央高速バス利用者専用）② | 1 | - | - | 小淵沢町2440番地 |
| 348 | その他 | その他 | 小淵沢駐車場（中央高速バス利用者専用）③ | 1 | - | - | 小淵沢町3184番地8 |
| 349 | その他 | その他 | 長坂高根駐車場（中央高速バス利用者専用）① | 1 | - | - | 長坂町夏秋14番地1 |
| 350 | その他 | その他 | 長坂高根駐車場（中央高速バス利用者専用）② | 1 | - | - | 長坂町大八田125番地7 |
| 351 | その他 | その他 | 長坂高根駐車場（中央高速バス利用者専用）③ | 1 | - | - | 高根町五町田963番地1 |
| 352 | その他 | その他 | 八ヶ岳駐車場（中央高速バス利用者専用）① | 1 | - | - | 長坂町白井沢1748番地5 |
| 353 | その他 | その他 | 八ヶ岳駐車場（中央高速バス利用者専用）② | 1 | - | - | 長坂町白井沢1751番地9 |
| 354 | その他 | その他 | 須玉町大豆生田農産物処理・加工施設 | 1 | 198.5 | 1999 | 須玉町大豆生田421番地1 |
| 355 | その他 | その他 | 須玉町二日市場高齢者生きがい発揮支援施設 | 1 | 198.7 | 1998 | 須玉町穴平193番地1 |
| 356 | その他 | その他 | 須玉町大和高齢者活動促進施設 | 1 | 199.2 | 1998 | 須玉町上津金2256番地 |
| 357 | その他 | その他 | 須玉町藤田女性・若者等活動促進施設 | 1 | 142.8 | 2004 | 須玉町藤田2192番地 |
| 358 | その他 | その他 | 須玉町森林環境ボランティア施設上小倉コミュニティセンター | 1 | 148.9 | 2004 | 須玉町小倉2560番地1 |
| 359 | その他 | その他 | 小淵沢町物産会館 | 1 | 566.2 | 1997 | 小淵沢町7559番地6 |
| 360 | その他 | その他 | 小淵沢高野高齢者活動促進施設 | 1 | 259.4 | 1999 | 小淵沢町8598番地 |
| 361 | その他 | その他 | 小淵沢町下笹尾農林水産物処理加工施設 | 1 | 293.5 | 2000 | 小淵沢町下笹尾114番地81 |
| 362 | その他 | その他 | 小淵沢町岩窪女性・若者等活動促進施設 | 1 | 295.7 | 2003 | 小淵沢町5030番地 |

北杜市公共施設等総合管理計画【改訂】
令和　年　月

発行・編集：北杜市役所 企画部 企画課
住所：〒408-0188
山梨県北杜市須玉町大豆生田 961-1
電話：0551-42-1111（代表）　FAX：0551-42-1122
ホームページ：http://www.city.hokuto.yamanashi.jp/